資料5

「第12次交通安全基本計画に盛り込むべき事項」に関する関係団体等からの意見への対応

計画の記載状況の選択肢　1:既に現行計画に盛り込まれているもの又は今後次期計画に盛り込んでいくもの　2:検討を要するもの　3:検討にはなじまない又は盛り込むことが困難なもの
施策の実施状況の選択肢　1:既に実施している、実施済みもの又は今後実施していくもの　2:検討を要するもの　3:検討にはなじまない又は実施が困難なもの
※回答については９月18日時点での整理であり、以後の議論・検討により変更がありうる。

道　路　交　通

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体					意見に関係する府省庁										意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
1	－	計画の基本理念	○				交通安全や交通事故対策を担う道路交通安全技術者の確保や人材育成に関する施策の推進											2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の計画の基本理念における項目「(1) 人手不足への対応」に、「人材の質の確保等」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の施策については検討を要するものであるが、道路交通関係に従事する人材の育成については関係省庁で連携して検討していく。
2	－	＜重視すべき視点＞			○		こども目線による交通安全対策	○	○	○				○			○	1	1	現行計画の＜重視すべき視点＞に項目「(1) 高齢者及び子供の安全確保」が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 従前から、通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保を図っているところ、引き続き、こどもの安全確保に努めてまいりたい。
3	－	＜重視すべき視点＞	○		○	○	バリアフリー化された道路交通環境の形成		○								○	1	1	現行計画の＜重視すべき視点＞の項目「（1）高齢者及び子供の安全確保」に意見内容の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
4	－	＜重視すべき視点＞	○	○	○	○	ドライバーの遵法意識の向上		○									1	1	既に現行計画の＜重視すべき視点＞の項目「(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」の３段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
5	－	＜重視すべき視点＞	○		○	○	電動キックボードなど、新たなモビリティに関する交通ルールの啓発		○									1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の＜重視すべき視点＞の項目「(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」の9段落目に、電動キックボードに限定されないが意見内容と同旨の「多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての普及啓発等」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。電動キックボードや自動配送ロボット等の新たなモビリティが登場し、道路交通の主体が多様化している中、新たなモビリティに係る交通ルールの整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立し、特定小型原動機付自転車の交通ルールについては令和5年7月1日から、遠隔操作型小型車の交通ルールについては同年4月1日からそれぞれ施行された。警察では、改正後の道路交通法を適切に運用するとともに、電動キックボードを始めとする新たなモビリティと通行空間を共有する自転車の交通秩序を整序化することにより、新たなモビリティと自動車、自転車、歩行者との共存を図り、多様な交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保することとしている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
6	－	＜重視すべき視点＞				○	自動運転走行を妨げない運転マナーの研究・普及啓発（歩行者に対しての啓発も重要）		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の＜重視すべき視点＞の項目「(4) 先端技術の活用推進」の1段落目に「自動運転を実用化するための交通ルールの在り方や安全性の担保方策等の検討」を進める旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき自動運転を実用化するための交通ルールの在り方の検討を推進してきた。警察庁においては、交通の安全と円滑を図る観点から、令和6年度に「自動運転の拡大に向けた調査研究」を実施した。今後も計画に基づき、引き続き自動運転を実用化するための交通ルールの在り方の検討を推進していく。
7	1	道路交通環境の整備				○	高齢者が安心・安全に外出したり移動したりできる交通社会の形成		○								○	1	1	現行計画の施策の柱「1 道路交通環境の整備」の柱書に意見内容と同旨の「高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る」という記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
8	1	道路交通環境の整備	○		○		生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		○								○	1	1	現行計画の項目「（1） 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
9	1	道路交通環境の整備	○		○	○	「ゾーン30」の整備推進の継続		○									1	1	現行計画の項目「ア 生活道路における交通安全対策の推進」に意見内容と同旨の『「ゾーン 30」の整備を推進する』旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
10	1	道路交通環境の整備	○				「ゾーン30」「ゾーン30プラス」の開始点と終了点が車側で認識できる仕組みの構築		○								○	2	1	「ゾーン30」及び「ゾーン30プラス」のゾーン入り口の明確化については、ハード面では、シンボルマーク入りの看板等を設置することとしている上、ソフト面では、カーナビゲーションシステムを通じた情報提供に向けた働き掛けを行っている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
11	1	道路交通環境の整備	○				歩車分離式交差点の拡充		○									1	1	現行計画の項目「ア　生活道路における交通安全対策の推進」の2段落目には、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
12	1	道路交通環境の整備	○		○	○	学校、警察、道路管理者等が連携した通学路の安全点検及び道路危険箇所の改善		○	○				○			○	1	1	現行計画の項目「イ　通学路等における交通安全の確保」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
13	1	道路交通環境の整備				○	通学路を時間帯によって車両通行禁止場所とする等、安全に登下校できる環境の整備		○					○				2	1	現行計画の項目「イ　通学路等における交通安全の確保」に通学路等の交通安全の確保について盛り込んでおり、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
14	1	道路交通環境の整備	○				通学路での自動車の速度制限		○					○				1	1	現行計画の項目「イ　通学路等における交通安全の確保」において、通学路等の交通安全の確保について盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
15	1	道路交通環境の整備			○	○	自治体が実施する通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備に対する継続支援		○								○	1	1	現行計画の項目「イ　通学路等における交通安全の確保」に、「通学路等の歩道整備等を積極的に推進」する旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
16	1	道路交通環境の整備		○			「乱横断」の多発地点における防止柵の設置										○	1	1	既に現行計画の項目「イ　通学路等における交通安全の確保」に「防護柵・ライジングボラード等の設置」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
17	1	道路交通環境の整備		○			横断歩道や歩道橋の少ない道路への横断歩道と押ボタン式信号機の設置		○									1	1	現行計画の項目「イ　通学路等における交通安全の確保」に「押ボタン式信号機等の整備」「横断歩道等の拡充等」の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
18	1	道路交通環境の整備	○		○	○	高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		○								○	1	1	現行計画の項目「ウ　高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
19	1	道路交通環境の整備			○		「パーキング・パーミット制度（※）」の全国共通の制度の導入 ※公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付する										○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「ウ　高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」に「障害者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備」の記載が既に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 なお、パーキング・パーミット制度については、地方公共団体によって制度の運用に若干の差異があることから、基本的な考え方を統一するために、令和5年3月に「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」を策定している。当該制度については、地域の実情や施設の利用状況等も踏まえつつ、ガイドラインを踏まえた適切な運用がなされるよう、引き続きガイドラインの周知等を通じて取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
20	1	道路交通環境の整備		○	○	○	幹線道路と生活道路の機能分化		○								○	1	1	現行計画の項目「(2)高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
21	1	道路交通環境の整備	○				二輪車の事故分析に基づく交通環境整備		○								○	1	1	現行計画の項目「イ　事故危険箇所対策の推進」には、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
22	1	道路交通環境の整備			○		事故危険箇所の対策		○								○	1	1	現行計画の項目「イ　事故危険箇所対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
23	1	道路交通環境の整備	○				道路照明設置に対する市町村への補助等										○	1	1	現行計画の項目「イ　事故危険箇所対策の推進」に「道路照明の設置の推進」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
24	1	道路交通環境の整備			○		片側1車線以上の幹線道路交差点部のボラード（車止め）等整備の標準化										○	1	1	既に現行計画の項目「「イ　事故危険箇所対策の推進」に「防護柵等の設置」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
25	1	道路交通環境の整備	○		○	○	歩車分離に加え、歩行者と自転車の通行空間の分離		○								○	1	1	現行計画の項目「オ　適切に機能分担された道路網の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
26	1	道路交通環境の整備	○		○	○	自転車・特定小型原動機付自転車・歩行者が共存できるような道路環境の推進		○								○	1	1	現行計画の項目「オ　適切に機能分担された道路網の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている
27	1	道路交通環境の整備	○				歩行者・低中速モビリティ・自転車それぞれが安全に走行できる道路空間の整備の推進		○								○	1	1	現行計画の項目「オ　適切に機能分担された道路網の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
28	1	道路交通環境の整備			○		高速道路における渋滞緩和		○								○	1	1	現行計画の項目「カ　高速自動車国道等における事故防止対策の推進」に意見内容と同旨の記載である「渋滞対策」の旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
29	1	道路交通環境の整備	○				片側一車線、対面通行の有料道路における早期のワイヤーロープ防護柵の設置		○								○	1	1	現行計画の項目「(ア)　総合的事故防止対策の推進等」の1段落目に意見内容と同旨の記載である「ワイヤロープの設置」の推進が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
30	1	道路交通環境の整備	○				高速道路での逆走の約7割を占める高齢者（65歳以上）への効果的な対策と啓発活動		○								○	1	1	既に現行計画の項目「(ア)　総合的事故防止対策の推進等」の2段落目には、高齢者に限定していないが意見内容と同旨の記載である「逆走による重大事故防止」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。警察においては、高速道路会社が制作した逆走防止に関するリーフレットを運転免許証更新時の高齢者講習等の機会に配布したり、逆走の危険性を解説した上で、高齢者に対して免許返納を促す動画を作成・公表するなど、高齢者向けの逆走対策に取り組んでいる。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
31	1	道路交通環境の整備	○				逆走車の防止に向けた技術開発		○								○	1	1	既に現行計画の項目「(ア)　総合的事故防止対策の推進等」に意見内容と同旨の記載である「逆走による重大事故防止」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
32	1	道路交通環境の整備	○		○		ラウンドアバウト（環状交差点）の整備の推進		○								○	1	1	現行計画の項目「(イ)　交差点のコンパクト化、立体交差化等の推進」には、意見内容と同旨の記載である環状交差点の導入の推進の旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
33	1	道路交通環境の整備		○			通学路における無電柱化の推進										○	1	1	既に現行計画の項目「イ　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」の2段落目に、通学路に限定されていないが、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで交通安全基本計画等に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和3年に策定された無電柱化推進計画では無電柱化の対象道路に通学路が含まれている。今後も交通安全基本計画等に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
34	1	道路交通環境の整備	○				CASE（※）の実現に向けた技術開発の推進、ビッグデータの活用、VICS（道路交通情報通信システム）によるプローブ情報活用サービスの実用化への支援、新交通管理システムの整備を行うなど、次世代ITS（高度道路交通システム）の推進 ※「Connected（コネクテッド）」「Automated/Autonomous（自動運転）」「Shared & Service（シェアリング）」「Electrification（電動化）」というモビリティの変革を表す4つの領域の頭文字をつなげた造語		○								○	1	1	現行計画の項目「オ　ITS の推進による安全で快適な道路交通環境」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体					意見に関係する府省庁										意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
35	1	道路交通環境の整備			○		無電柱化の推進				○					○	○	1	1	既に現行計画の項目「（7） 無電柱化の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、「無電柱化推進計画」に基づき無電柱化を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
36	1	道路交通環境の整備	○		○		望ましい中速モードの通行ルールや通行帯の道路構造等の検討		○								○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「ア 安全で快適な自転車利用環境の整備」に、自転車に限定されているものの意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき安全で快適な自転車利用環境の整備を推進してきた。第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）に基づき、令和6年6月に改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図るとともに技術的助言等を実施し、本ガイドラインに基づく自転車ネットワーク計画の策定や歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備、通行ルールの徹底等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進した。今後も計画に基づき、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進していく。
37	1	道路交通環境の整備	○			○	シェアサイクルの普及と安全利用										○	1	1	シェアサイクルを含めた自転車の安全利用については、既に現行計画の項目「ア 安全で快適な自転車利用環境の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
38	1	道路交通環境の整備				○	自転車駐輪場の整備と放置自転車対策		○								○	1	1	現行計画の項目「イ 自転車等の駐車対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
39	1	道路交通環境の整備			○		都市部における渋滞解消		○								○	1	1	現行計画の項目「（11） 交通需要マネジメントの推進」に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
40	1	道路交通環境の整備			○		災害に備えた道路の整備										○	1	1	既に現行計画の項目「（ア） 災害に備えた道路の整備」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進した。また、災害時に広域的な災害応急対策を実施するため、防災機能を持った「防災道の駅」の選定や「防災拠点自動車駐車場」の指定を行った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
41	1	道路交通環境の整備	○				災害時における障害者や高齢者への避難経路の対応について交通安全基本計画に盛り込むべき	○										3	1	意見内容は災害対応に関するものであり交通安全に関するものでないため、検討にはなじまない。なお、現行計画P35に項目「エ 災害発生時における情報提供の充実」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）には、「平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある」という記載が盛り込まれている。
42	1	道路交通環境の整備	○				路上駐車の適正な取締り		○									1	1	既に現行計画の項目「イ　違法駐車対策の推進」の(ｲ)に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。取締り活動ガイドラインに沿った取締りの推進、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及の徹底等により、地域の駐車秩序の確立を図った。令和6年中の放置駐車の取締り件数（放置車両確認標章取付件数）は77万97件であった。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
43	1	道路交通環境の整備	○				安全な登園のための利用者駐車場の確保			○								2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「ウ　駐車場等の整備」に駐車場に関する記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで駐車場等の整備を推進してきた。園児の安全な登園については、令和元年5月に滋賀県大津市で散歩中の園児の列に車が衝突する交通事故が発生したことを受け、地域ぐるみでこどもを見守るための対策等を実施した。今後も園児の安全な登園のための取組を推進していく。
44	1	道路交通環境の整備			○		駐車場所確保のための道路改良										○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「ウ　駐車場等の整備」の(ｱ)には「駐車場整備計画の策定等」の旨の記載が、(ｲ)には「附置義務駐車施設等の整備の促進」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき駐車場等の整備を推進してきた。駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進した。また、地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車施設の整備を促進するとともに、民間駐車場の整備を促進した。今後も計画に基づき、引き続き駐車場等の整備を推進していく。
45	1	道路交通環境の整備	○				SA・PAや道の駅における大型車駐車マスの拡充										○	1	1	既に現行計画の項目「ウ　駐車場等の整備」の(ｴ)に、大型駐車マスに限定されていないが、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。2023年6月、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」が決定された。同決定には「SA・PAや道の駅における大型車駐車マスの拡充」の記載が盛り込まれている。同記載に基づき、既存駐車エリアのレイアウトを見直すことで、大型車駐車マスを拡充してきた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
46	1	道路交通環境の整備	○				標識等の視認性の向上		○									1	1	現行計画の項目「エ　分かりやすい道路交通環境の確保」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
47	1	道路交通環境の整備	○		○		標識標示設置基準の緩和、合理化		○								○	2	1	既に、車両の通過による横断歩道標示の摩耗を防ぐため、視覚障害者の安全な横断に十分配慮した形で、横断歩道の白線の設置間隔を広げる制度改正を実施しているところ、引き続き合理的な標識等の整備を推進してまいりたい。
48	2	交通安全思想の普及徹底	○		○		幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の実施	○	○	○				○				1	1	既に現行計画の施策の柱「２　交通安全思想の普及徹底」の柱書の2段落目に、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施した。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化した。さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育の充実に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
49	2	交通安全思想の普及徹底	○	○	○	○	学校教育における交通安全カリキュラムやガイドラインの確立・普及			○				○				1	1	既に現行計画の施策の柱「２　交通安全思想の普及徹底」の柱書の2段落目に、意見内容と同旨の記載である「学校においては，学習指導要領等に基づく関連教科等を通じて、交通安全教育を実施するよう努める」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。学校においては、学習指導要領等に基づき、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等の特質に応じ、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めている。また、交通安全のみならず生活全般にわたる安全教育について、目標、内容等を明示した学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」等の参考資料等の活用を促し、安全教育の充実を図った。さらに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、令和４年度からの５年間を計画期間とする「第３次学校安全の推進に関する計画」（令和４年３月25日閣議決定）を策定し、施策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
50	2	交通安全思想の普及徹底			○		教育機関が自主的に生徒に対して交通安全教育を実施できる環境の整備			○				○				1	1	既に現行計画の施策の柱「２　交通安全思想の普及徹底」の柱書の2段落目に、意見内容と同旨の記載である「学校においては，学習指導要領等に基づく関連教科等を通じて、交通安全教育を実施するよう努める」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。交通安全のみならず生活全般にわたる安全教育について、目標、内容等を明示した学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」等の参考資料等の活用を促し、安全教育の充実を図った。交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるとともに、教材の充実を図りホームページに掲載するなどにより、インターネットを通じて地域や学校等において行われる交通安全教育の場における活用を促進し、国民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体					意見に関係する府省庁										意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
51	2	交通安全思想の普及徹底			○		中学校、高校の交通安全教室の開催が少ないことから、学習指導要領における交通安全教育の取組強化							○				2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の施策の柱「2　交通安全思想の普及徹底」の柱書の2段落目に、「学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科等を通じて、交通安全教育を実施するよう努める」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき中学校、高等学校における交通安全教育を推進してきた。中学校、高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて計画的に交通安全教育を行った。高等学校においては、特に二輪車・自動車の安全に関する指導については、実技指導等を含む安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるための交通安全教育の充実を図った。今後も計画に基づき、引き続き中学校、高等学校における交通安全教育を推進していく。
52	2	交通安全思想の普及徹底	○				学校、家庭及び地域の協働による防犯、防災、交通安全を含む児童生徒等の総合的な安全教育の推進		○	○				○				2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の施策の柱「2　交通安全思想の普及徹底」の柱書の5段落目に、意見内容のうち交通安全に関するものと同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。交通安全教育・普及啓発活動について、国、地方公共団体、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性をいかし、互いに連携を取りながら地域が一体となった活動が推進されるように促している。特に、交通安全教育・普及啓発活動に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成するなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進した。また、家庭や地域において、こども、父母、祖父母の各世代が交通安全について互いに話し合い、注意を呼び掛け、実践するなど世代間交流を促進し、効果的な交通安全教育の推進に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
53	2	交通安全思想の普及徹底			○		若年層（特に高校生）の自転車利用に対する意識啓発機会の拡大		○					○				1	1	既に現行計画の項目「エ　高校生に対する交通安全教育の推進」とP43の「オ　成人に対する交通安全教育」に、意見内容と同旨の「自転車の交通安全教育を実施する」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、保健体育科、特別活動はもとより各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて計画的に、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避等について更に理解を深める交通安全教育を実施した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
54	2	交通安全思想の普及徹底	○				中学生は、被害者にも加害者にもなる可能性があり、その両面においての対策が必要		○					○				1	1	既に現行計画の項目「ウ　中学生に対する交通安全教育の推進」の2段落目に、意見内容と同旨の「自転車事故における加害者の責任も含めた交通安全教育の実施」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、保健体育科、特別活動はもとより各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて計画的に、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等を重点として交通安全教育を実施した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
55	2	交通安全思想の普及徹底	○		○	○	運転者としての社会的責任の自覚や危険予測・回避の能力向上などを目標とした講習の実施		○									1	1	既に現行計画の項目「オ　成人に対する交通安全教育の推進」の3段落目に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、都道府県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心としている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
56	2	交通安全思想の普及徹底			○	○	運転免許保有者以外への交通安全教育の充実		○					○				1	1	既に現行計画の項目「オ　成人に対する交通安全教育の推進」の7段落目とP44の項目「カ　高齢者に対する交通安全教育の推進」の2段落目に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施した。自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育の充実に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
57	2	交通安全思想の普及徹底	○			○	交通弱者に対する交通安全教育の推進		○									1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「カ　高齢者に対する交通安全教育の推進」とP45の項目「キ　障害者に対する交通安全教育の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。高齢者に対しては、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又運転者としての交通行動に及ぼす影響等を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるような技能及び交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を実施した。障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、交通ボランティアや福祉機関関係者等と連携し、手話通訳員の配置、要約筆記、大型パネル等を活用した交通安全教育を実施したほか、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するなど、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
58	2	交通安全思想の普及徹底				○	高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全活動の推進		○									1	1	既に現行計画の「カ　高齢者に対する交通安全教育の推進」には意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発など指導体制の充実に努めるとともに、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、各種教育器材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
59	2	交通安全思想の普及徹底			○		特に免許を持たない高齢者が交通ルールやマナーを学ぶ機会を創出することへの支援		○									1	1	既に現行計画の「カ　高齢者に対する交通安全教育の推進」には意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施した。特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
60	2	交通安全思想の普及徹底	○		○	○	訪日・在留外国人向けの交通安全教育の推進		○									1	1	既に現行計画の「ク　外国人に対する交通安全教育等の推進」の１段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むとともに、次期計画の重視すべき視点に「外国人の交通安全対策の推進」の項目を新たに設け、交通安全教育について記載することを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、在留外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進した。また、訪日外国人に対しては、関係機関・団体等と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用して我が国の交通ルールに関する広報啓発活動を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を更に充実させ推進していく。
61	2	交通安全思想の普及徹底			○		実技や体験等を取り入れた実践的な交通安全教育の充実		○									1	1	既に現行計画の「（２）　効果的な交通安全教育の推進」の１段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダー映像やシミュレーター、VR等の機器の活用等、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努めた。また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図ったほか、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
62	2	交通安全思想の普及徹底	○				交通安全教育用シミュレータ機器を使用した交通安全教育の推進		○									1	1	既に現行計画の項目「（２）　効果的な交通安全教育の推進」の２段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。ドライブレコーダー映像やシミュレーター、VR等の機器の活用等、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
63	2	交通安全思想の普及徹底			○	○	歩行者への横断時の安全確認の徹底や横断歩道以外での乱横断を慎む啓発		○									1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「イ　横断歩行者の安全確保」の2段落目に乱横断に限定されていないが意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上においても、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、これらの交通事故を防止するため、歩行者に対しては、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けることといった交通ルール・マナーの周知を図るとともに、自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
64	2	交通安全思想の普及徹底	○				「ながら歩行」の注意喚起及び啓発	○	○									2	2	意見内容で言及されている「ながら歩行」については「携帯電話やスマートフォンの画面を見たり、操作したりしながら歩くこと」など周囲への注意力が散漫になる行動をしながら歩行することを意味しているという認識の下、以下のとおり回答する。 現行計画の項目「イ　横断歩行者の安全確保」の2段落目に、ながら歩行に限定されていないが「歩行者への交通安全の教育の推進」をする旨が盛り込まれているところ、次期計画骨子案において、「歩きスマホはしないこと等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等を推進する」と記載しており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき歩行者に向けた交通安全教育を推進してきた。歩行者に対して、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けることといった交通ルール・マナーの周知を図るとともに、自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進した。今後もは次期計画に基づき、引き続き歩行者に向けた交通安全教育を推進していく。
65	2	交通安全思想の普及徹底	○				交通事故から身を守る自己防衛意識の定着		○									1	1	既に現行計画の項目「イ　横断歩行者の安全確保」の2段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上においても、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、これらの交通事故を防止するため、歩行者に対しては、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けることといった交通ルール・マナーの周知を図るとともに、自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
66	2	交通安全思想の普及徹底	○		○	○	幅広い世代を対象とした自転車の交通ルール・マナーの普及啓発		○									1	1	既に現行計画の項目「ウ　自転車の安全利用の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「自転車安全利用五則」を活用するなどして、自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについての広報啓発活動を推進するとともに、自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車教室等の交通安全教育を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体					意見に関係する府省庁										意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
67	2	交通安全思想の普及徹底		○			自転車利用者に対する、自転車は歩行者と同じではなく、車両の仲間であることの教育		○									1	1	既に現行計画の項目「ウ　自転車の安全利用の推進」の1段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「自転車安全利用五則」を活用するなどして、交通ルール・マナーについての広報啓発活動を推進するとともに、自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車教室等の交通安全教育を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
68	2	交通安全思想の普及徹底	○		○	○	自転車は免許証がなく事故に関する教育機会が少ないため、自転車運転者に対する教育機会を増やすこと		○									1	1	既に現行計画の項目「ウ　自転車の安全利用の推進」の2段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「自転車安全利用五則」を活用するなどして、自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについての広報啓発活動を推進するとともに、自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車教室等の交通安全教育を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
69	2	交通安全思想の普及徹底	○				自転車の定期点検や消耗部品の定期的な交換等への啓発		○									1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「ウ　自転車の安全利用の推進」の3段落目に意見内容と同旨の「自転車の点検整備等の対策の推進」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。交通安全教育等の実施に当たっては、関係団体・事業者等と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領についても分かりやすく周知を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
70	2	交通安全思想の普及徹底	○			○	自転車損害賠償責任保険の加入率向上		○								○	1	1	既に現行計画の項目「ウ　自転車の安全利用の推進」の3段落目に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。自転車対歩行者事故の発生件数は横ばいで推移しており、高額賠償事故も発生しているため、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について理解させるよう努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
71	2	交通安全思想の普及徹底			○		自転車講習受講の義務化		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、「ウ　自転車の安全利用の推進」の4段落目に「自転車運転者講習制度の適切な運用」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき自転車運転者講習制度の適切な運用を推進してきた。無灯火や二人乗り等の違反に対する実効性のある指導警告や、信号無視や一時不停止等の悪質・危険な違反に対する取締りの強化を推進するとともに、自転車運転者講習制度の適切な運用を図り、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を実施した。今後も計画に基づき、引き続き自転車運転者講習制度の適切な運用を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
72	2	交通安全思想の普及徹底	○				チャイルドシートの適切な使用の徹底	○	○									1	1	既に現行計画の項目「オ　チャイルドシートの正しい使用の徹底」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。6歳以上のこどもであっても体格等の事情により、シートベルトを適切に着用できない場合にはチャイルドシートの使用を推進するなど、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
73	2	交通安全思想の普及徹底		○	○	○	反射材用品等の普及啓発	○	○									1	1	既に現行計画の項目「カ　反射材用品等の普及促進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深める取組を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
74	2	交通安全思想の普及徹底	○		○	○	反射材製品についての情報提供とともに、関係機関・団体と連携した反射材製品等の広報啓発	○	○									1	1	既に現行計画の項目「カ　反射材用品等の普及促進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深める取組を推進した。反射材用品等の普及に当たっては、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
75	2	交通安全思想の普及徹底	○				反射材用品に対する関心の惹起	○	○									1	1	既に現行計画の項目「カ　反射材用品等の普及促進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深める取組を推進した。反射材用品等の普及に当たっては、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
76	2	交通安全思想の普及徹底			○	○	飲酒運転をしない、させない、許さないといった規範意識醸成のための教育・啓発の充実		○									1	1	既に現行計画の項目「キ　飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育を推進した。また、交通ボランティアや交通安全関係団体、酒類製造・販売業、酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、（一財）全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携して「飲酒運転を絶対にしない、させない」という国民の規範意識の更なる向上を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
77	2	交通安全思想の普及徹底				○	生活道路の法定速度引下げに関する周知		○									1	1	次期計画において、生活道路の法定速度引下げに関する広報啓発を実施するなど、制度の円滑な施行を図る旨の記述を記載する予定である。従前から、本制度に係る広報啓発用ポスターを活用するなどし、広報啓発を行ってきたが、令和8年9月の施行に向け、広報啓発を一層進めてまいりたい。
78	2	交通安全思想の普及徹底	○				興味関心を惹く交通安全啓発広報物の作成	○	○									1	1	既に現行計画の項目「ク　効果的な広報の実施」の柱書には意見内容と同旨の「訴求力の高い広報の実施」の旨の記載、項目「ク　効果的な広報の実施」の(ｱ)には「広範・集中的なキャンペーンの実施」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。内閣府においては、全国交通安全運動期間中に政府広報の一環で中央紙・地方紙に新聞突出 し広告を実施するとともに、インターネットテキスト広告やバナー広告 を実施し、広く国民の目に触れる広報を行うことで、本運動の周知徹底 を図った。 また、地域での広報啓発用として、内閣府ホームページに全国交通安全運動ポスタ ーの画像データを掲載し、自由にダウンロードして利用できるようにした。警察においては、各種広報媒体を通じて官民が一体となった集中的なキャンペーンを積極的に行うことにより、こどもや高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶等を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
79	2	交通安全思想の普及徹底	○		○		交通安全啓発活動における高齢者交通事故の周知		○									1	1	既に現行計画の項目「ケ　その他の普及啓発活動の推進」の(ｱ)に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。高齢者の交通事故防止に関する国民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
80	2	交通安全思想の普及徹底	○				二輪車用エアバッグ付ウェアといった安全支援機器の導入支援		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「ケ　その他の普及啓発活動の推進」の(ｳ)に二輪運転者に係る広報啓発活動の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき二輪運転者に係る広報啓発活動を推進してきた。二輪車運転者の被害軽減を図るため、乗車用ヘルメットの正しい着用及びプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部や胸部等保護の重要性について理解増進に努めた。今後も計画に基づき、引き続き二輪運転者に係る広報啓発活動を推進していく。
81	2	交通安全思想の普及徹底	○				先進安全技術搭載車両が増える中、その技術を過信しないよう、安全装備・システムの特性や限界を分かりやすく周知し、正しい使用方法の理解を促進すること		○								○	1	1	既に現行計画の項目「ケ　その他の普及啓発活動の推進」の(ｶ)に意見内容と同旨の「先進技術についてユーザーが過信することなく使用しておらえる情報の伝達」をする旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。先進安全自動車（ASV）に関する技術の開発・普及が促進されていることを踏まえ、技術に対する過信による事故を防止するため、関係団体等と連携した広報啓発活動により、技術の限界や使用上の注意点等の理解の促進を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
82	2	交通安全思想の普及徹底				○	高齢運転者自身の運転技術の確認や、交通事故における原因追究が可能になるドライブレコーダー設置の補助等		○								○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、既に現行計画のP51の項目「ケ　その他の普及啓発活動の推進」の(カ)に、補助に限定されていないが、意見内容と同旨の「ドライブレコーダーの普及啓発」の記載が盛り込まれており、P56の項目「(3) 安全運転管理の推進」の4段落目に、補助に限定されていないが、「事業活動に伴う交通事故防止のため、ドライブレコーダーの普及促進に努める」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、ドライブレコーダーの普及啓発等を推進してきた。国土交通省では、ドライブレコーダーの普及啓発を目的として、ドライブレコーダー搭載のメリットや使用上の注意点等をまとめた啓発ビデオを作成・公開した。また、事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等を効果的に活用した交通安全教育や安全運転管理の手法等について周知を図った。今後も計画に基づき、引き続きドライブレコーダーの普及啓発等を推進していく。
83	2	交通安全思想の普及徹底			○		こども見守り体制に係るガイドラインの作成							○				1	1	既に現行計画の項目「(4)　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」の2段落目に、ガイドラインの作成に限定されていないものの、意見内容と同旨の「交通ボランティア等の活動等の促進」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。見守り活動に関わる全ての方々に参考としていただけるよう「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」を作成・公表している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
84	2	交通安全思想の普及徹底			○		登下校時に係る指導員の育成と配置		○					○				1	1	既に現行計画の項目「(4)　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」の2段落目に意見内容と同旨の「学校安全ボランティア・キッズガード等交通安全に携わる地域の人材の充実に資する施策を強化する」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。学校や通学路におけるこどもの安全確保を図るため、スクールガード・リーダー（警察官OB・OGや教職員OB・OG、防犯の知識を有する者等）等による見守り活動の充実、スクールガード等（学校安全ボランティア）のボランティアの養成・資質向上の促進、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化などの体制整備を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
85	3	安全運転の確保	○				高速道路を利用する運転者への交通安全思想の普及徹底		○									1	1	既に現行計画の項目「(1)　運転者教育等の充実」の柱書に、高速道路を利用する運転者に限定されていないものの、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。高速道路における速度規制の遵守を促し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、運転者教育等の場において、規制速度を設定している理由について十分な説明を行うほか、追越車線以外の通行帯の通行が可能である場合に追越車線を走行し続ける行為等が通行帯違反となることや、車両は指定された車両通行帯を通行しなければならないことについて、広報啓発活動や交通安全教育を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
86	3	安全運転の確保				○	通学路での安全運転の必要性の周知・啓発強化		○									1	1	既に現行計画の項目「(1) 運転者教育等の充実」の柱書に、通学路に限定されていないが、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。通学路等における安全な通行を確保するためには、速度規制の実効性を確保するための効果的な取締りが必要であり、可搬式速度違反自動取締装置の更なる整備と、同装置の効果的な活用による取締りを推進するとともに、通学路における取締り状況等の積極的な広報を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
87	3	安全運転の確保	○				高齢者に限らず、サンデードライバーや外国人ドライバーも含む、全ての免許保有者に対して、定期的な免許更新などの機会を通じた運転技術水準や安全意識の維持・向上につながる仕組みを構築すること		○									1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「イ 運転者に対する再教育等の充実」に、講習を通じた再教育など意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。運転者が、安全運転に必要な知識を補うとともに安全意識を高めるよう、新たな処分者講習用映像資料、更新時講習用映像資料等の作成等により、講習内容の充実を図った他、道路交通法等に違反する行為をし、累積点数が一定の基準に該当等した危険運転者に対する取消処分者講習等について、指導員の資質の向上のための教養を実施する等して、運転者に対する再教育の充実に努めた。また、飲酒運転により運転免許の行政処分を受けた者が受講する飲酒行動の改善のためのカリキュラムを盛り込んだ取消処分者講習（飲酒取消講習）や停止処分者講習（飲酒学級）についても、指導員に対する教養等を通じて資質の向上に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
88	3	安全運転の確保	○				二輪車と四輪車の特性の違いについて理解を深める講習等による安全運転の啓発		○									1	1	既に現行計画の項目「エ 二輪車安全運転対策の推進」に、特性の理解に限定されていないが、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。主に二輪免許を新規取得した青少年層を対象として、免許証が交付される間における待ち時間を活用した二輪車の安全運転に関する講習を行っている。警察では、各都道府県の二輪車安全運転推進委員会が日本二輪車普及安全協会の協力を得て行っている二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対し、講師として警察官等を派遣するなどの協力を行っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
89	3	安全運転の確保		○	○	○	高齢運転者の運転技能の確立及び高齢者の交通安全教育の充実・強化		○									1	1	既に現行計画の項目「(ア) 高齢者に対する教育の充実」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を通じて、高齢運転者の運転技能の確立及び高齢者の交通安全教育の充実・強化を図ってきた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
90	3	安全運転の確保				○	認知機能・運転技能検査の厳格化、検査頻度の向上		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(イ) 臨時適性検査等の確実な実施」には「認知機能検査の機会を通じた認知症疑いの運転者等の把握に努める」旨が、項目「(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行」には「運転技能検査制度の適切な運用」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき臨時適性検査等を確実に実施してきた。令和6年中の認知機能検査（臨時認知機能検査、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行われる検査（認定検査）を含む。）の受検者数は283万4,847人、運転技能検査（運転技能検査と同等の効果を生じさせるために行われる検査（認定検査）を含む。）の受検者数は15万6,376人、うち合格者数は14万4,133人であった。今後も計画に基づき、引き続き臨時適性検査等を確実に実施していく。
91	3	安全運転の確保		○			若年性アルツハイマーなど、若年者に対する一定程度の認知機能の検査の実施		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(イ) 臨時適性検査等の確実な実施」に「認知機能検査等の機会を通じた認知症の疑いがある運転者等の把握に努める」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 認知機能検査の義務付けは一定の負担を課すものであることから、事故の発生状況等を勘案して、75歳以上を対象としているところであるが、75歳未満の者に対しては、家族等からの相談や免許更新手続きその他の警察活動により把握し適切に対応していく。
92	3	安全運転の確保			○		75歳以上の全高齢運転者を対象とする運転技能検査の義務化		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行」には「運転技能検査制度の適切な運用」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき運転技能検査制度の適切な運用を推進してきた。令和6年中の運転技能検査（運転技能検査と同等の効果を生じさせるために行われる検査（認定検査）を含む。）の受検者数は15万6,376人、うち合格者数は14万4,133人であった。今後も計画に基づき、引き続き運転技能検査制度の適切な運用を推進していく。
93	3	安全運転の確保	○		○	○	高齢者の運転ミスによる交通事故を抑止するべく、サポカー限定免許制度の周知や拡充		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行」には「サポートカー限定免許制度の適切な運用」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容のうち、制度の拡充については検討を要するものであるが、制度の周知についてはこれまで計画に基づき推進してきた。関係機関・団体との連携を強化しながら、サポートカー限定免許制度の周知に努めた。今後も計画に基づき、引き続きサポートカー限定免許制度の周知を推進していく。
94	3	安全運転の確保	○				運転力量に応じた車を限定するAT限定免許制度のようなサポカー限定免許制度の創設・活用		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行」には「サポートカー限定免許制度の適切な運用」の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づきサポートカー限定免許制度を適切に運用してきた。関係機関・団体との連携を強化しながら、サポートカー限定免許制度の周知に努めた。今後も計画に基づき、引き続きサポートカー限定免許制度を適切に運用していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
95	3	安全運転の確保	○				高齢者に新技術が行き渡るための啓発と積極的な普及支援策		○							○	○	1	1	既に現行計画の項目「(オ) 高齢者支援施策の推進」に、新技術の啓発と普及に限定されていないものの、意見内容と同旨の「持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むとともに、次期計画の重視すべき視点にも「先進技術の活用推進」の項目を設け、安全運転サポート車の普及について記載することを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。高齢運転者による交通事故の防止及び被害軽減に効果が期待できる安全運転サポート車(サポカー)について、関係機関・団体・事業所等が連携し、各種機会において試乗会を開催するなど、官民一体となって普及啓発を推進した。また、普及啓発に当たっては、その機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、機能を過信せずに責任を持って安全運転を行わなければならない旨の周知を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
96	3	安全運転の確保			○		運転免許自主返納後の車に代わる公共交通の充実や移動サポートに対する支援										○	1	1	既に現行計画の項目「(オ) 高齢者支援施策の推進」の2段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。地域交通法に基づく地域公共交通計画について、高齢者を始めとする地域住民の実態を踏まえた交通圏単位で、まちづくりと連携しつつ、原則として全ての地方公共団体における策定を推進するとともに、計画の策定経費等に係る財政面の支援や、地方公共団体職員等に対する研修など、計画に係る事業の実施についてノウハウ面の支援を行った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。 また、令和7年5月に策定された「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、国による総合的な後押しを通じて、全国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組む。
97	3	安全運転の確保				○	運転免許証自主返納だけでなく、道路交通法第103条の規定に基づく認知症を始めとする加齢による病気等で運転免許証が取り消しとなった者に対する支援		○								○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(オ) 高齢者支援施策の推進」の2段落目に「移動手段の確保・充実」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき地域住民の移動手段の確保・充実を推進してきた。地域交通法に基づく地域公共交通計画について、高齢者を始めとする地域住民の実態を踏まえた交通圏単位で、まちづくりと連携しつつ、原則として全ての地方公共団体における策定を推進するとともに、計画の策定経費等に係る財政面の支援や、地方公共団体職員等に対する研修など、計画に係る事業の実施についてノウハウ面の支援を行った。今後も計画に基づき、引き続き地域住民の移動手段の確保・充実を推進していく。 また、令和7年5月に策定された「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、国による総合的な後押しを通じて、全国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組む。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
98	3	安全運転の確保	○		○		一般道路における後部座席シートベルト・チャイルドシート着用に対する基礎点数の付与		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「カ　シートベルト，チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底」に「シートベルト、チャイルドシートの着用義務違反に対する交通指導取締りの推進」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づきシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を推進してきた。後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用徹底キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト・チャイルドシート着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進した。今後も計画に基づき、引き続きシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底をしていく。
99	3	安全運転の確保	○				二輪車のヘルメット脱落防止に向けた法整備		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「カ　シートベルト，チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底」に「二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底を推進してきた。顎紐をしっかり締める等ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用徹底キャンペーンを積極的に行うとともに、ヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進した。今後も計画に基づき、引き続き取組を推進してしていく。
100	3	安全運転の確保		○			年齢の下限が定められている免許制度について上限の設定		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(2)　運転免許制度の改善」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については、加齢による身体機能等の低下や運転能力には個人差があると考えられるほか、一律に免許年齢の上限を設定すれば、多数の高齢者が一斉に免許を失う結果を招くなど、年齢のみに着眼して一律に上限を設けることには慎重な検討が必要と考えている。これまで計画に基づき運転免許制度の改善を推進してきた。運転免許証等の更新申請等に係る国民の負担軽減の観点から、更新申請書や再交付申請書に添付する申請用写真の省略等、運転免許手続における簡素合理化を推進している。また、障害のある運転免許取得希望者に対する利便性の向上を図るため、受験者である障害者が持ち込んだ車両による技能試験の実施等、障害者等に配意した施策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き取組を推進してしていく。
101	3	安全運転の確保	○				事故再発防止や交通安全教育へのドライブレコーダーの活用		○								○	1	1	既に現行計画のP56の項目「(3)　安全運転管理の推進」の4段落目に事業活動に限定されているものの意見内容と同旨の記載が、P46の項目「(2)　効果的な交通安全教育の推進」の3段落目に交通安全教育へのドライブレコーダーの活用の旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。交通安全教育を行うに当たっては、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダー映像やシミュレーター、VR等の機器の活用等、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努めた。また、事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等を効果的に活用した交通安全教育や安全運転管理の手法等について周知を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
102	3	安全運転の確保	○				安全上問題のあるバス停の解消のための関係機関による支援		○								○	1	1	既に現行計画の項目（4）「事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。国土交通省においては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（危険なバス停対策事業）を通じて、全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組を支援している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
103	3	安全運転の確保	○			○	運転中にスマートフォン等の通信機器の操作を制限または検知する機能の搭載による「ながら運転」の抑止										○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画は、項目「ウ　ICT・自動運転等新技術の開発・普及促進」の2段落目に「運転情報等の総合的データを活用したシステムの普及により事故削減する」の旨の記載が、項目「イ　抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶」の2段落目に「ながら運転」に限定されていないものの意見内容と同旨の「重大な事故にもつながる迷惑運転に重点を置いた事業者に対し指導を行う」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき事業用自動車における、運行中の運転者の状態を把握する機器の普及を促進してきた。運転者の視線などから運転への集中具合を測定する機器等を購入する場合、補助金を交付した。今後も計画に基づき、補助金を通して運行中の運行管理の高度化を推進していく。 また、事業用に限っては、スマートフォン使用等の違反が確認された事業者に対して監査を実施する等、ながら運転の抑止の取組を推進していく。
104	3	安全運転の確保	○				バス走行中における急な割り込みや飛出しに対する急制動での車内乗客転倒事故の危険性の啓発										○	1	1	既に現行計画の項目「エ　超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」に、車内乗客転倒事故の危険性に限定したものではないものの、意見内容と同旨の「乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和7年に車内事故を85件以下とする目標を掲げている。乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成・公開した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
105	3	安全運転の確保	○		○		事業用事業者の運転手の心身の異常による交通事故の防止対策										○	1	1	既に現行計画の項目「キ　運転者の健康起因事故防止対策の推進」の意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。報告件数が近年増加傾向にある事業用自動車の健康起因事故を防止するため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」（平成30年2月策定）、「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」（令和元年7月策定）や「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」（令和4年3月策定）の周知等により健康起因事故対策を促進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
106	4	車両の安全性の確保			○		交通事故における誤操作の事例の集約など、より安全性の高い車両構造の確立に向けた事故状況の分析と自動車メーカーへのフィードバック		○								○	1	1	既に現行計画の項目「(ア) 車両の安全対策の推進」の2段落目に、車両構造に限定されていないものの、意見内容と同旨の「事故実態の把握・分析等」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。産学官が参加する検討会が中心となり、①事故実態の把握・分析、②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討、③事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れ(PDCA サイクル)を継続的に実施することに加え、この PDCA サイクルによる検討を充実させることを通じて、車両の安全対策の一層の拡充・強化を図った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
107	4	車両の安全性の確保	○				交通安全に資する技術の普及に向けた実証実験事業や補助金事業による民間支援				○						○	2	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(ア) おいて盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、車両安全対策を推進する取組の一環として、安全基準の拡充・強化等と先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報の提供等との総合的かつ有効な連携を深めてきた。 また、車両安全に資する先進安全技術についてはASV補助の対象とし、普及促進の支援をしている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
108	4	車両の安全性の確保	○				道路運送車両の保安基準の拡充・強化を通じた車両の安全対策										○	1	1	現行計画には項目「(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化」において、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、これに基づき意見内容の取組を推進してきたところ。 今後次期計画にも同様の記載を取り込むことを考えており、今後とも、技術の発展に併せて、事故削減効果の高い車両の安全対策について、保安基準の拡充・強化等を通じて行っていく。 なお、保安基準の拡充・強化を行う場合には、国際基準との調和を考慮しているが、国際基準を議論する国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)においては、日本が副議長を担うなど議論を主導している。例えば、高齢者等がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことによる事故を防止する日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」はについて、日本が提案、国際議論を主導した結果、令和6年11月に国連基準として合意された。これを受けて令和7年6月付けで乗用車への搭載を義務づけるための法令改正を実施した。
109	4	車両の安全性の確保	○		○		事業用車両及び飲酒運転検挙者の使用車両に対するアルコール・インターロック装置(※)の取付義務化 ※エンジン始動時、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、規定値を超える場合には始動出来ないよ うにする装置		○								○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画には項目「イ 先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については技術面の課題やコスト面の課題などがあることから検討を要するものであるが、事業用車両については、これまで計画に基づき、事業者がアルコール・インターロック装置などのASV装置を搭載した車両を購入等する場合の補助を実施しており、今後も計画に基づき、引き続きASVの開発・普及を促進していく。 また、事業用の事業者に対しては、運行の開始前後等の適切なタイミングでのアルコール検知器を使用した検査を義務付けており、ICTを活用した点呼方法の制度化を進めており、令和6年3月に公表した飲酒マニュアルと合わせて実効性の向上を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体					意見に関係する府省庁										意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
110	4	車両の安全性の確保	○				逆走行為を感知し停止させるといった装置の装着義務化の法整備や装着の購入助成制度の創設										○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画にはP.62の項目「(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等」が、P26の項目「カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進」の(ア)の「逆走等の重大事故防止」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 逆走行為防止のための装備義務化については、逆走の検知に関する技術的な課題等を踏まえた技術開発段階にあるため現時点では困難であるが、進入禁止の道路標識を認識し運転者に注意喚起する道路標識注意喚起装置について、自動車運送事業者に対する購入助成を行っているところであり、同助成制度等を活用し、普及促進を図っていく。今後も計画に基づき、引き続き逆走等の重大事故防止対策を推進していく。
111	4	車両の安全性の確保			○		道路交通法に合わせた速度抑制装置(スピードリミッター)装着の義務化										○	2	2	現行計画には項目「(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化」が、P63の項目「イ 先進安全自動車(ASV)の開発・普及」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 現行計画に基づき統合制御型可変式速度超過抑制装置を搭載した車両を含めた先進安全自動車(ASV)の開発・普及を促進してきたところ。 ご指摘の自動速度制御装置の装着義務付けについては、速度標識の認識精度等に関する技術的な課題等を踏まえた技術開発段階にあるため現時点では困難であるが、引き続きメーカーとも連携し性能向上、普及促進を行っていく。
112	4	車両の安全性の確保			○		全車両へのドライブレコーダー設置義務化										○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画は、項目「(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化」の1段落目に「保安基準の拡充・強化」の旨の記載が、P51の項目「ケ その他の普及啓発活動の推進」の(カ)に「ドライブレコーダーの普及啓発」の記載が、P56の項目「(3) 安全運転管理の推進」の3段落目に事業者に限定されているものの「ドライブレコーダー等の車載機器の普及促進」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、ドライブレコーダーの普及啓発等を推進してきた。国土交通省では、ドライブレコーダーの普及啓発を目的として、ドライブレコーダー搭載のメリットや使用上の注意点等をまとめた啓発ビデオを作成・公開した。また、事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等を効果的に活用した交通安全教育や安全運転管理の手法等について周知を図った。今後も計画に基づき、引き続きドライブレコーダーの普及啓発等を推進していく。
113	4	車両の安全性の確保			○	○	違法な小型モビリティの販売規制		○								○	2	2	意見内容で言及されている「違法な」については「保安基準に不適合な」を意味しているという認識の下、以下のとおり回答する。 意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化」の3段落目に「技術の進展に伴い登場する多様なモビリティの安全対策等を行う」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、多様なモビリティの安全対策を推進しており、特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクについては、関係事業者及び関係省庁から構成される「パーソナルモビリティ安全利用官民協議会」において、関係事業者等が取り組むべき交通安全対策を取りまとめたガイドラインをそれぞれについて策定し、事業者等に対して保安基準に適合しない車体の使用・販売をしないよう働き掛けを行っているほか、警察においても、保安基準に適合せず、道路交通法に違反すると認められる車両の運転者を整備不良として検挙している。市場調査を実施し、保安基準不適合が確認された車種について、車種名・外観等をホームページで公表するとともに、当該車両の製造・販売事業者に対して、車両の改良、既に販売した車両の不適合箇所の改修等の指導をしている。また、製品安全誓約に基づき、オンラインマーケットプレイスに対して、サイトからの削除要請を行っている。今後も計画に基づき、引き続き多様なモビリティの安全対策を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
114	4	車両の安全性の確保	○		○	○	先進安全自動車（ASV）普及に向けた支援と新技術の開発										○	1	1	既に現行計画の項目「イ　先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進し、交通事故削減を目指す「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」では、令和3年度から7年度の5年間にわたる第7期ASV推進検討会において、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマに掲げ、事故実態の分析を通じ、①ドライバーの認知ミス又は操作ミスによる明らかに誤った操作に対して、システムの安全操作を優先する安全技術、②車両間の通信により、見通しの悪い交差点での出会い頭の事故等を防止する安全技術、③歩行者等の交通弱者と通信を行い、交通弱者が被害者となる事故を防止する安全技術等がより安全に寄与する事故形態の検討を行った。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
115	4	車両の安全性の確保	○				急激な加減速や車線変更、他車との間隔などをタグ等で検知し、ドライバーおよび関連機関に通知										○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては、技術的な課題等を踏まえ検討を要するものであるが、現行計画の項目「イ　先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進」の1段落目に「ASVの開発・普及の促進」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については、技術的な課題等を踏まえ検討を要するものであるが、これまで計画に基づきASVの開発・普及を促進してきた。。産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進し、交通事故削減を目指す「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」では、令和3年度から7年度の5年間にわたる第7期ASV推進検討会において、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマに掲げ、事故実態の分析を通じ、①ドライバーの認知ミス又は操作ミスによる明らかに誤った操作に対して、システムの安全操作を優先する安全技術、②車両間の通信により、見通しの悪い交差点での出会い頭の事故等を防止する安全技術、③歩行者等の交通弱者と通信を行い、交通弱者が被害者となる事故を防止する安全技術等がより安全に寄与する事故形態の検討を行った。今後も計画に基づき、ASVの開発・普及を促進していく。
116	4	車両の安全性の確保			○	○	ブレーキとアクセルの踏み間違いによる急発進・急加速等の防止装置の開発と普及										○	1	1	既に現行計画の項目「ウ　高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進」に急発進・急加速等の防止装置に限定されていないものの意見内容と同旨の「車両安全対策の推進」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、高齢者等がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことによる事故を防止する日本発の安全技術であり、これまで、性能認定制度の創設や自動車アセスメントの評価対象とすることで、自動車メーカーの技術開発及び普及を推進してきた。国土交通省では、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、この日本発の技術を国際基準とすることで、令和6年11月に合意された。令和7年6月、道路運送車両の保安基準等を改正し、乗用車について、国際基準に適合する装置の搭載を義務づけることとした。これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待される。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
117	4	車両の安全性の確保			○	○	「サポカー補助金」（安全運転サポート車普及促進事業費補助金）の継続交付									○	○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては新たな多額の予算措置が必要であることから、検討を要するものであるが、現行計画の項目「ウ　高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進」に「安全運転サポート車の普及促進」の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については新たな多額の予算措置が必要であることから、検討を要するものであるが、これまで計画に基づき安全運転サポート車の普及促進を推進してきた。安全運転サポート車について、関係機関・団体・事業所等が連携し、各種機会において試乗会を開催するなど、官民一体となって普及啓発を推進した。また、普及啓発に当たっては、その機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、機能を過信せずに責任を持って安全運転を行わなければならない旨の周知を図った。今後も計画に基づき、引き続き安全運転サポート車の普及促進を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
118	4	車両の安全性の確保	○		○	○	自動運転の普及促進や法整備		○							○	○	1	1	既に現行計画の項目「(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれている。 自動運転の普及促進や制度整備に取り組んできたところ、2023年5月に福井県永平寺町でレベル4の自動運転移動サービスが開始され、これまで、全国8か所でレベル4の自動運転移動サービスが実装されている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
119	4	車両の安全性の確保		○			条例ではなく法律による自転車損害賠償責任保険等への加入義務化										○	2	2	現行計画の項目「(6) 自転車の安全性の確保」に「自転車の損害賠償責任保険等への加入促進」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、都道府県等に対して条例等による自転車の損害賠償責任保険等への加入促進を要請してきた。自転車保険の必要性等が周知され、一層保険への加入が促進されるよう、引き続き自治体等と連携して取り組んでいく。
120	5	道路交通秩序の維持	○		○	○	「あおり運転」の取締りの強化		○									1	1	既に現行計画の項目「(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」の1段落目に意見内容と同旨の「妨害運転等の交通事故に直結する悪質性，危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する」旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和6年における妨害運転（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合の加重処罰規定を含む。）は146件（前年比44件増）である。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
121	5	道路交通秩序の維持			○	○	悪質・危険運転者対策の強化		○									1	1	既に現行計画の項目「(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」の1段落目に意見内容と同旨の「無免許運転，飲酒運転等の交通事故に直結する悪質性，危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する」旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和6年中における車両等の道路交通法違反（点数告知に係る違反を除く。）の取締り件数は420万4,155件で、悪質性・危険性の高い違反としては、最高速度違反が84万7,378件、酒酔い・酒気帯び運転が2万1,285件、無免許運転が1万8,031件等である。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
122	5	道路交通秩序の維持	○			○	「ながら運転」の取締りの強化		○									1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」の1段落目に「ながら運転」に限定されていないものの、意見内容と同旨の「交通事故に直結する悪質性，危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。全体で年間約420万件の取締りを行っている中、運転中の携帯電話使用等については、年間約20万件の取締りを実施している（令和6年中は全体の約5%に及ぶ）。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
123	5	道路交通秩序の維持	○				積載不適当車両への指導取締りの徹底		○									1	1	既に現行計画の項目「(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」の1段落目に意見内容と同旨の「交通事故に直結する悪質性，危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する」という記載が、項目「(イ) 背後責任の追及」に意見内容と同旨の「事業活動に関してなされた過積載の違反に対する責任追及」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和6年中における車両等の道路交通法違反（点数告知に係る違反を除く。）の取締り件数は420万4,155件で、積載違反が9,078件である。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
124	5	道路交通秩序の維持			○	○	飲酒運転の取締りの強化		○									1	1	既に現行計画の項目「(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」の2段落目に意見内容と同旨の「取締りによる飲酒運転の根絶」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和6年中における車両等の道路交通法違反（点数告知に係る違反を除く。）の取締り件数は420万4,155件で、酒酔い・酒気帯び運転が2万1,285件である。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
125	5	道路交通秩序の維持	○				歩行者・自転車等の悪質・危険な交通違反に対する取締りの強化推進		○									2	2	意見内容のうち、歩行者に対する取締りについては計画に盛り込むことは検討を要するものであるが、自転車に対する取締りについては既に現行計画の項目「(ウ) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容のうち、歩行者に対する取締りの実施については検討を要するものであるが、自転車に対する取締りについてはこれまで計画に基づき推進してきた。令和6年における自転車利用者に対する検挙件数は51,564件（令和2年比102.5%増）である。今後も計画に基づき、引き続き自転車に対する取締りを推進していく。
126	5	道路交通秩序の維持	○			○	自転車や電動キックボード等の軽微な違反の取締り及び厳罰化		○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(ウ) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進」及び項目「(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき交通指導取締りの強化等を推進してきた。自転車による違反については、令和6年中に約133万件の指導警告票を交付し、約5万2,000件を検挙している。令和6年11月から、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）に対する罰則が強化され「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となったほか、令和8年4月から自転車への交通違反に対する交通反則通告制度が導入される。特定小型原動機付自転車による違反については、令和5年7月から令和6年12月までの検挙件数（違反類型別）は48,376件である。今後も計画に基づき、引き続き交通指導取締りの強化等を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
127	5	道路交通秩序の維持	○				不正改造車の取締り、街頭検査活動の強化		○								○	1	1	既に現行計画の項目「ウ　暴走族等に対する指導取締りの推進」の4段落目に意見内容と同旨の「街頭検査において不正改造車両の取締りを行う」という記載が、P66の項目「(イ)　不正改造車の排除」の1段落目に「街頭検査等の強化」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。消音器の切断・取り外し、車体からの車輪のはみ出し等の不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、年間を通じて「不正改造車を排除する運動」を実施した。特に、令和7年6月（沖縄は10月）を強化月間として、自動車検査のより一層確実な実施に加え、広報活動の一層の推進、関係者への指導徹底、街頭検査の重点化等を行った。また、道路運送車両法の不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令に係る規定を的確に運用し、不正改造車の排除に努めた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
128	6	救助・救急活動の充実	○				事故発生状況、現場の地形など受傷機転（※）を推測することに有用な情報を消防および警察で共有できる仕組みの構築 ※受傷機転：外傷を負うに至る原因、経緯		○		○						○	2	2	既に現行計画の項目「6　救助・救急活動の充実」の1段落目に「救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 また、これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。 警察及び消防機関では、交通事故現場において、通報内容、負傷者の属性、負傷程度、交通事故状況等の救助・救急活動に必要な情報を共有して対応しているところであり、引き続き関係機関における緊密な連携・強化を推進していく。 また、緊急通報システムや事故自動通報システムの活用拡大に向けた取組を推進していく。
129	6	救助・救急活動の充実	○				整理番号128の意見内容で言及した仕組みを構築した上で、その集まった情報を医療機関が入手できる仕組みを構築すること		○		○				○		○	2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「6　救助・救急活動の充実」の1段落目に「救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 警察及び消防機関では、交通事故現場において、通報内容、負傷者の属性、負傷程度、交通事故状況等の救助・救急活動に必要な情報を共有して対応しているところであり、引き続き関係機関における緊密な連携・強化を推進していく。
130	6	救助・救急活動の充実	○		○		救助隊員及び救急隊員の知識・技術などの向上				○							1	1	既に現行計画の項目「キ　救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで、計画を踏まえ、意見内容の取組を推進してきた。複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進している。今後も交通安全基本計画を踏まえ、引き続き、意見内容について取り組んでいく。
131	6	救助・救急活動の充実			○	○	救急医療機関の運営、設備等の支援								○			1	1	既に現行計画の項目「ア　救急医療機関等の整備」に、支援とは明記されていないものの、意見内容と同旨の「医療機関の整備」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。財政的な支援としては医療施設等経営強化緊急支援事業を、技術的な支援としては医療提供体制推進事業費補助金における救急医療対策事業医療施設経営安定化推進事業を実施している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
132	6	救助・救急活動の充実			○		ドクターヘリコプターの配備、運航の支援		○						○			1	1	既に現行計画の項目「ウ ドクターヘリ事業の推進」に、支援とは明記されていないものの、意見内容と同旨の「体制整備を図る」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。財政的な支援としては「ドクターヘリ導入促進事業」を実施し、技術的な支援としては「ドクターヘリの安全な運用・運航のための基準」を作成している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
133	7	被害者支援の充実と推進			○		重篤な交通事故被害者について、「介護者なき後」（親なき後）問題解決に向けた対策の検討及び実施										○	1	1	既に現行計画の項目「(カ) 「介護者なき後」に備えた環境整備の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 令和4年度に改正された自動車損害賠償保障法の第77条の2にて政府が被害者保護増進等事業を行うことが規定されており、これをうけ国土交通大臣が作成する被害者保護増進等計画において、政府が講ずる措置として、「介護者なき後への対応のため人材の確保、医療機器又は介護機器の整備並びに知識及び技術の習得又は普及」等に関し必要な資金の支援を行うことが明記されている。今後も同計画に基づき、意見内容の取組を推進していく。
134	7	被害者支援の充実と推進	○	○	○	○	被害者及び遺族への経済的支援に加えた精神的な支援		○				○				○	1	1	既に現行計画の項目「イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。経済的な支援としては、国土交通省においては自動車事故対策機構を通じて交通遺児等に対する生活資金貸付を実施しており、精神的な支援としては、国土交通省においては自動車事故対策機構を通じて相談支援業務を実施しており、警察庁においては交通事故被害者サポート事業を実施している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
135	7	被害者支援の充実と推進	○	○			被害者支援制度の周知徹底および認知機会の増加		○								○	2	1	既に現行計画の項目「ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実」には、独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給者への相談・情報提供等の充実・強化が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき取組を推進してきた。国土交通省やナスバでは、国民や自動車事故被害者に対して、ナスバ自体の認知度向上や被害者支援制度に関する積極的な情報発信に取り組んでいる。国民全般に向けては、自動車事故に遭ってしまった場合に備え、被害者救済・支援事業を行っているナスバの存在を事前に知ってもらうためのナスバ認知度向上に向けた広報を実施している。事故被害者に向けては、事故被害者において不知によりナスバの被害者支援に係るサービスが享受できないことがないよう、事故被害者と関係性がある医療機関等の関係機関を通じた周知を実施している。今後も引き続き意見内容の取組を推進していく。
136	8	研究開発及び調査研究の充実	○				V2X／V2N（※）の活用に向けた整備計画の策定や民間ビジネス促進のための啓発 ※V2X：Vehicle to everythingを意味する。自動車と自動車（V2V：車車間通信）や、自動車とネットワーク（V2N）など、自動車と様々なモノの間の通信形態の総称。		○		○							○	2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「(イ) 安全運転の支援」に「路車間通 信，車車間通信，歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けた研究開発の実施」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで意見内容の取組を推進してきた。「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会」では、構成員に民間企業の方も含めた体制の下、V2X／V2N通信の実利用に向けた検討を進めている。今後も引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体				意見内容	意見に関係する府省庁									意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	被害者団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	内閣府	警察庁	こども家庭庁	総務省	総務省消防庁	法務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
137	8	研究開発及び調査研究の充実	○				協調型の安全対策技術(AACN、V2X／V2N等)の開発・普及に向けた省庁間連携体制の構築、ロードマップの更新		○		○					○	○	2	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「(イ) 安全運転の支援」には「運転支援システムの実現に向けて産学官が連携し研究開発等を行う」という意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
138	8	研究開発及び調査研究の充実	○			○	交通弱者に対する多様な研究の推進	○	○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画には項目「イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき高齢者の交通事故防止に関する研究を推進してきた。令和3年度には、「高齢者の交通安全対策に関する調査」と「限定条件付免許制度の在り方に関する調査研究」を実施した。今後も計画に基づき、引き続き高齢者の交通事故防止に関する研究を推進していく。
139	8	研究開発及び調査研究の充実	○				運転寿命の延長につながるフレイルの研究とそれに伴う予防・対策	○	○									2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき高齢者の交通事故防止に関する研究を推進してきた。令和3年度には、「高齢者の交通安全対策に関する調査」と「限定条件付免許制度の在り方に関する調査研究」を実施している。今後も計画に基づき、引き続き高齢者の交通事故防止に関する研究を推進していく。
140	8	研究開発及び調査研究の充実	○		○		道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化		○								○	1	1	既に現行計画の項目「道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
141	9	その他	○				省庁、都道府県、市区町村などが行っている交通安全取組内容の取りまとめと公表	○										3	1	意見内容のうち府省庁が行っている交通安全取組内容については、交通安全白書としてとりまとめて公表している。また、都道府県、市町村等が行っている取組内容のうち、交通安全運動に係るものについて、今後の取組の参考にしてもらうため、好事例を他の都道府県等に共有しているところである。引き続きこれらの取組を通じて交通安全取組内容の取りまとめと公表を実施していく。

鉄　道　交　通

整理番号	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
1	1	鉄道交通環境の整備	○			リニア中央新幹線の鉄道交通環境の整備を通じた安全性の確保	○						3	1	三大都市圏やその周辺地域をつなぐ高速かつ安定的な交通インフラとして、沿線の地方公共団体とも連携し早期の整備を促進しているところである。
2	1	鉄道交通環境の整備		○		駅施設の安全対策の推進	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ホームドアをはじめとした、ホームからの転落事故を防止するための措置については、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。また、鉄道r補助金による支援を実施している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅における駅施設の安全対策を推進する。
3	1	鉄道交通環境の整備		○		鉄道事業者に対する保守及び整備に関する適切な指導	○						1	1	既に現行計画の「（1）鉄道施設等の安全性の向上」において意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業者が実施する対策（豪雨対策、浸水対策、耐震対策）に対して補助金による支援を実施しているところであり、引き続き、必要な支援を行っていく。
4	1	鉄道交通環境の整備		○		鉄道施設の維持管理及び補修に関する支援	○						1	1	既に現行計画の「（1）鉄道施設等の安全性の向上」において意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業者が実施する対策（豪雨対策、浸水対策、耐震対策等）に対して補助金による支援を実施しているところであり、引き続き、必要な支援を行っていく。
5	1	鉄道交通環境の整備		○		鉄道設備を維持する人材の確保及び養成に係る支援	○						2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の計画の基本理念における項目「(1) 人手不足への対応」に、「人材の質の確保等」の旨の記載が盛り込まれており、当該記載は今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 また、人手不足への対応としては、防衛省等と「鉄道事業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結したほか、特定技能制度の対象分野に鉄道分野を追加し、外国人材の適切な受入れに向けて必要な対応を行っている。 さらに、鉄道分野においても「省力化投資促進プラン」を新たに作成し、例えば鉄道総合技術研究所において、中小民鉄事業者に対し技術支援における訪問アドバイスを行う等、令和7年度から令和11年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組むこととしており、今後も引き続き、人手不足対策の取組を推進していく。
6	1	鉄道交通環境の整備		○	○	鉄道施設の耐震補強に関する支援	○						1	1	既に現行計画の「（1）鉄道施設等の安全性の向上」において意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 首都直下地震や南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、多くの鉄道利用者の安全確保や、社会・経済的影響の軽減を図るため、耐震補強に対する財政的な支援を行なっており、引き続き、必要な支援を行っていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
7	1	鉄道交通環境の整備			○	線路防護施設の充実強化	○						1	1	既に現行計画の「（1）鉄道施設等の安全性の向上」において意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業者が実施する対策（豪雨対策、浸水対策、耐震対策等）に対して補助金による支援を実施しているところであり、引き続き、各対策の推進に必要な支援を行っていく。
8	1	鉄道交通環境の整備		○		地域鉄道における鉄道施設等の安全性向上といった安全対策に対する国補助について必要な予算を確保するとともに財政支援の拡充を図ること	○						1	1	現行計画の項目「(1)鉄道施設等の安全性の向上」に盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を検討している。 鉄道事業における安全輸送の確保は、重要な課題と考えており、地域鉄道に対して、レールやマクラギ、老朽化した車両の更新、ATS装置やCBTC装置の設置など、鉄道輸送の安全性の向上に資する設備整備に対して支援をしている。 引き続き、この支援措置を活用し、地域鉄道に対する必要な支援を行う。
9	1	鉄道交通環境の整備		○		中小鉄道事業者が行う、安全性及び利便性を確保するための施設整備等に対する、国の補助額の増額および補助要件の緩和	○						1	1	現行計画の項目「(1)鉄道施設等の安全性の向上」に盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を検討している。 鉄道事業における安全輸送の確保は、重要な課題と考えており、地域鉄道に対して、レールやマクラギ、老朽化した車両の更新、ATS装置やCBTC装置の設置など、鉄道輸送の安全性の向上に資する設備整備に対して支援をしている。 引き続き、この支援措置を活用し、地域鉄道に対する必要な支援を行う。
10	1	鉄道交通環境の整備		○		安全施設の整備に対する国庫補助金等の支援や鉄道会社への補助	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、ホームドアをはじめとしたホームからの転落事故を防止するための措置については、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅におけるホーム転落事故防止対策を推進する。
11	1	鉄道交通環境の整備			○	鉄道の安全性を維持し、持続可能な輸送サービスを維持するための支援	○						1	1	既に現行計画の＜1 鉄道交通環境の整備＞において、「補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業者が実施する列車の安全・安定輸送や鉄道利用者の安全確保を図る事業等に対して支援を行っている。 引き続き支援制度等を活用し、鉄道の安全性を維持し持続可能な輸送サービスを維持するために必要な支援を行っていく。
12	1	鉄道交通環境の整備		○		鉄道施設に係る耐震対策の早期完了に必要な財源措置として、国及び鉄道事業者と共に協調する地方負担額について起債措置を可能とすること	○						3	3	鉄道事業者が実施する耐震対策に対して補助金による支援を実施しているところであり、引き続き、必要な支援を行っていく。
13	1	鉄道交通環境の整備	○			停電対策	○						3	3	停電が発生した際に与える影響は路線により異なるため、各鉄道事業者において、非常用発電機の設置等の電気設備の状況を踏まえた取組を実施しているところである。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
14	1	鉄道交通環境の整備	○			システム障害発生時のバックアップシステムの構築	○						3	3	システムが具体的に何を指しているのか分かりかねますが、運行管理システムにおいては、障害が発生した際に与える影響等を考慮し、各鉄道事業者において、必要に応じて運行システムを二重系にする対策を実施しているところである。
15	1	鉄道交通環境の整備		○		自然災害対策（地震・災害等）に係る補助金交付	○						1	1	既に現行計画の「（1）鉄道施設等の安全性の向上」において意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業者が実施する対策（豪雨対策、浸水対策、耐震対策等）に対して補助金による支援を実施しているところであり、引き続き、必要な支援を行っていく。
16	1	鉄道交通環境の整備		○		鉄道駅バリアフリー料金制度を用いない鉄道事業者に対する支援	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、引き続き、既存制度等を活用することでバリアフリー化を推進する。
17	1	鉄道交通環境の整備	○		○	プラットホームからの転落・接触等の防止対策	○						1	1	既に現行計画の＜1 鉄道交通環境の整備＞において、「ホームドアの整備」が、また、＜2 鉄道交通の安全に関する知識の普及＞においては、「鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 プラットホームからの転落・接触の防止に向けて、ソフト対策としてプラットホーム事故0（ゼロ）運動による働きかけや、ハード対策としてホームドアや内方線付き点字ブロックの整備など、転落防止対策となる設備整備を継続して取り組んでまいる。
18	1	鉄道交通環境の整備		○	○	ホームからの視覚障害者等の転落防止対策の推進や財政的支援	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上」に「高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため，ホームドアの整備を加速化する」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ホームドアをはじめとした、ホームからの転落事故を防止するための措置については、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅におけるホーム転落事故防止対策を推進する。
19	1	鉄道交通環境の整備	○	○	○	ホームドア整備の推進・補助	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上」に「ホームドアの整備を加速化する」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 現在のホームドアの整備目標は、令和7年度までに全体で3,000番線、うち1日当たり平均利用者数が10万人以上の駅で800番線を整備することとしている。また、次期バリアフリー整備目標については、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和7年6月に最終とりまとめを公表し、令和8年度以降も目標値を引き上げて更に整備を推進する予定としている。整備目標の達成に向け、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら、ホームドア整備を推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅におけるホームドア整備を推進する。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
20	1	鉄道交通環境の整備	○			ホームドアの整備に関する技術基準の制定	○						1	1	ホームドアの整備については、現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において「ホームドアの整備を加速化する」ことが記載されている。 ホームドアの整備に関する技術基準の制定については、ホームドアに関する技術基準は既に整備されていることから、次期計画に記載する取組はない。
21	1	鉄道交通環境の整備	○			全ての駅におけるホームドアの設置	○						2	2	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、現在のホームドアの整備目標は、令和7年度末までに全体で3,000番線を整備することとしており、令和5年度末時点で全国の1,129駅、2,647番線にホームドアが設置されている。全国には約9,400の駅（約2万番線）があり、中には1日当たりの利用者数が数十人、数人と非常に少ない駅もあること、またホームドアの設置には多額の費用がかかることに加え、ホームが非常に狭い場合や、ドア位置の異なる車両がある場合など課題も多いが、令和8年度以降も目標値を引き上げて更に整備を推進する予定としている。 今後もバリアフリー整備目標を達成すべく、引き続き全国の鉄道駅におけるホームドア整備を推進する。
22	1	鉄道交通環境の整備	○			ホームドア未設置駅における転落事故防止策の推進	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上」に「ホームドアのない駅での視覚障害者の転落事故を防止するため，新技術等を活用した転落防止対策を推進する。」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会で、視覚障害者による痛ましいホーム転落事故の防止を目的として、ホームドアが整備されていない駅ホームにおいて、ITやセンシング技術等を積極的に活用し、駅係員のみならず鉄道利用者による協力も視野に入れて、視覚障害者の方々に駅ホームを安全にご利用いただくための対策について検討している。全国の鉄道事業者においては、駅係員や利用者等による声かけについて、毎年「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンを実施するなど、障害をお持ちの方々への「声かけ」・「見守り」が促進されるよう取り組んでいる。 今後も同検討会等で議論を継続していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
23	1	鉄道交通環境の整備	○			ホームドアの設置による視覚障害者のホーム転落防止等、要配慮者による事故の防止	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上」に「高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプ ラットホームからの転落・接触等を防止するため，ホームドアの整備を加速化するともに，ホームドアのない駅での視覚障害者の転落事故を防止するため，新技術等を活用した転落防止対策を推進する」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ホームドアや内方線付き点状ブロックなど、視覚障害者等をはじめとする利用者が安全・安心に鉄道を利用できる環境整備について、都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。ソフト対策についても、駅係員や利用者等による声かけについて、毎年全国の鉄道事業者等が連携して「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンを実施するなど、障害をお持ちの方々への「声かけ」・「見守り」が促進されるよう取り組んでいる。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅において全ての鉄道利用者の事故防止対策を推進するとともに、ソフト対策についても、キャンペーンの継続実施など、引き続き対応していく。
24	1	鉄道交通環境の整備		○		ホームドア未設置駅に対する緊急停止ボタン設置の義務化及び設置時の財政的支援	○						3	1	意見内容は既に取組がなされていることを踏まえ、検討にはなじまない。 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）において、プラットホーム上の旅客の安全を確保するための措置（非常時に列車を停止させるための押しボタン等）を講じることを義務づけている。また、列車の速度が高く、運転本数の多いホーム※への整備を指導した結果、平成26年度までに、対象2,072駅全てに整備された。 都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら設置しており、今後も引き続き支援制度等を活用することで、鉄道利用者の安全確保のための取組を推進する。 ※ホームへの列車の進入速度が概ね60km/h 以上、かつ1時間あたり概ね12本以上の列車が通過又は停車するホームのことをいう。
25	1	鉄道交通環境の整備	○		○	全ての駅のホームにおける転落防止柵の設置	○						2	2	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、現在バリアフリー法に基づく基本方針では、令和7年度までの目標として、1日あたりの平均利用者数が3千人以上の駅及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2千人以上の駅について、原則として全てバリアフリー化することとしており、それ以外の駅についても、利用者数のみならず、地域の実情を踏まえて、可能な限りバリアフリー化することとしている。 国土交通省としては、都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら、ホームドアや転落防止柵、内方線付き点状ブロック等jの整備を推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅における転落防止設備の整備を推進する。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
26	1	鉄道交通環境の整備	○			障害者の安全確保に必要な環境整備	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上」に「高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため，ホームドアの整備を加速化するともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落事故を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進する」旨が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ホームドアの設置など、障害者の安全確保に必要な環境整備について、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。ソフト対策についても、駅係員や利用者等による声かけについて、毎年全国の鉄道事業者等が連携して「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンを実施するなど、障害をお持ちの方々への「声かけ」・「見守り」が促進されるよう取り組んでいる。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅において障害者の安全確保に必要な環境整備を推進するとともに、ソフト対策についても、キャンペーンの継続実施など、引き続き対応していく。
27	1	鉄道交通環境の整備	○	○	○	駅における点字ブロックの整備	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、現在バリアフリー法に基づく基本方針では、令和7年度までの目標として、1日あたりの平均利用者数が3千人以上の駅及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2千人以上の駅について、原則として全てバリアフリー化することとしており、それ以外の駅についても、利用者数のみならず、地域の実情を踏まえて、可能な限りバリアフリー化することとしている。 国土交通省では、都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら、視覚障害者誘導用点状ブロックや内方線付き点状ブロックの整備を推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅における視覚障害者誘導用ブロックや内方線付き点状ブロックの整備を推進する。
28	1	鉄道交通環境の整備	○			駅構内放送や音響サインの充実	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、現在バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインでは、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音等で示す設備を設けること等を示している。 国土交通省としては音声・音響案内設備の整備について、都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅における音声・音響案内設備の整備を推進する。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
29	1	鉄道交通環境の整備	○			無人駅における事故防止対策の充実	○						1	1	現行計画の基本理念において、「全ての交通について、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を、一層確保する必要がある。」と記載がある通り、知的障害・発達障害・精神障害をお持ちの方も含め、全ての利用者が安全に鉄道を利用できる環境を整備することは重要である。 そのため、国土交通省では、全ての利用者が無人駅を安全・円滑に利用することが出来るよう、鉄道事業者が要員配置を見直す際に、予め考慮すべき事項、参考にし得る先例をまとめた「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を令和4年7月に作成している。引き続き、各鉄道事業者に対してガイドラインの内容を最大限尊重して対応していただくよう働きかけていく。
30	1	鉄道交通環境の整備	○			聴覚障害者に配慮し、従来の聴覚的な方法・仕組に加えて新規に視覚的な方法・仕組を作るといったハード施策の推進	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、現在バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準では、列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること等を示している他、鉄道駅バリアフリー料金制度や予算措置を活用してこれらの設備の整備を推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅における聴覚障害者に配慮したハード施策を推進する。
31	1	鉄道交通環境の整備	○			「知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応したバリアフリー化施策」に準じた内容について、とくに鉄道事業者に対して強力に推進	○						1	1	現行計画の基本理念において、「全ての交通について、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を、一層確保する必要がある。」と記載がある通り、知的障害・発達障害・精神障害をお持ちの方も含め、全ての利用者が安全に鉄道を利用できる環境を整備することは重要である。 「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」においては、知的障害、発達障害、精神障害も含め、対象者の障害特性別に、ホームの利用や乗降時等における基本的な接遇方法や対応の留意点が記載されており、今後もガイドラインに基づく適切な対応が行われるよう、鉄道事業者へ働きかけていく。
32	1	鉄道交通環境の整備	○			ハンドル形電動車椅子使用者がすべての車両や駅を利用できるようにすること	○						3	1	意見内容は既に取組がなされていることを踏まえ、検討にはなじまない。 車両や駅については、要件を満たしたハンドル形車椅子は基本的に利用できるものとなっている。 また、一部の鉄道事業者においては、駅のバリアフリー化の状況等も踏まえて、必要に応じて乗務員等による乗降介助を導入している。 今後も引き続き、高齢者、障害者等の安全確保に必要な環境整備を推進する。
33	1	鉄道交通環境の整備		○		段差解消	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、段差の解消について、バリアフリー法に基づく基本方針では、令和7年度までの目標として、1日あたりの平均利用者数が3千人以上の駅及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2千人以上の駅について、原則として全てバリアフリー化することとしており、令和5年度末時点で約94%の駅で段差が解消している。また、それ以外の駅についても、利用者数のみならず、地域の実情を踏まえて可能な限りバリアフリー化することとしている。 国土交通省では、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら段差の解消を推進している。 令和8年度以降も段差の解消等を整備目標に位置付ける予定としており、引き続きバリアフリー整備目標の達成に向け、支援等を活用しながら全国の鉄道駅における段差の解消を推進する。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
34	1	鉄道交通環境の整備		○		バス停や駅、その周辺環境のバリアフリー化の推進	○						1	1	既に現行計画の施策の柱「1　鉄道交通環境の整備」の項目「（1）鉄道施設の安全性向上」の3段落目に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 現在、令和3年度から7年度までを目標期間とするバリアフリー整備目標に基づき、バス停や駅等における段差の解消などのハード面の対策と、心のバリアフリーの推進などのソフト面の対策の両面から、バリアフリーの推進に取り組んでいます。引き続き、目標の達成に向けて取り組むとともに、令和8年度を開始年度とする第4次バリアフリー整備目標を盛り込んだ新たなバリアフリー法に基づく基本方針を策定する見込み。 今後とも、引き続き、当事者の方々の御意見を丁寧に伺いながら、バス停や駅等のバリアフリー化に取り組んでまいる。
35	1	鉄道交通環境の整備		○		バリアフリー対策に係る補助金交付	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、駅の改良と併せて行うバリアフリー施設に対しては鉄道駅総合改善事業費補助、ホームドアの整備に対しては鉄道施設総合安全対策事業費補助により補助金を交付している。なお、地方部における支援措置の重点化として、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅におけるバリアフリー設備の整備については、補助率を最大1/3から最大1/2に拡充しているほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金や観光振興事業費補助金による支援も行っている。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅におけるバリアフリー化を推進する。
36	1	鉄道交通環境の整備		○		ホームと車両床面の段差・隙間縮小に係る補助金交付	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、ホームと車両床面の段差・隙間縮小については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等により支援を行っている。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅におけるホームと車両床面の段差・隙間縮小を推進する。
37	1	鉄道交通環境の整備		○		エレベーターの設置等障害者への対策	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、エレベーターやホームドアをはじめとした、障害者も安全・安心に鉄道を利用できる環境整備について、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅において、全ての鉄道利用者の安全性の向上を図る。
38	1	鉄道交通環境の整備			○	高齢者、子ども、障害のある人などの交通弱者の安全利用に配慮した施設整備の推進	○						2	1	現行計画の基本理念において、「全ての交通について、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を、一層確保する必要がある。」と記載がある通り、エレベーターやホームドアなど、高齢者、子ども、障害のある人等を始めとするすべての旅客がも安全・安心に鉄道を利用できる施設整備について、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用しながら推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅において全ての鉄道利用者の安全性の向上を図る。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
39	1	鉄道交通環境の整備			○	鉄道駅のバリアフリー化への財政的・制度的な支援	○						2	1	現時点においては計画に盛り込むことを想定していないが、鉄道駅のバリアフリー化については、都市部では主に鉄道駅バリアフリー料金制度、中小の鉄道事業者や地方部では予算措置による重点的支援を活用して推進している。 今後も引き続き支援制度等を活用することで、全国の鉄道駅におけるバリアフリー化を推進する。
40	1	鉄道交通環境の整備		○		都市鉄道向け無線式列車制御システム（CBTC）導入に係る補助金交付	○						1	1	既に現行計画の＜1 鉄道交通環境の整備＞において、「(1) 鉄道施設等の安全性の向上」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業における安全輸送の確保は、重要な課題と考えており、地域鉄道に対して、レールやマクラギ、老朽化した車両の更新、ATS装置やCBTC装置の設置など、鉄道輸送の安全性の向上に資する設備整備に対して支援をしている。 引き続き、この支援措置を活用し、地域鉄道に対する必要な支援を行う。
41	1	鉄道交通環境の整備		○		地域鉄道における運転保安設備等の整備といった安全対策に対する国補助について必要な予算を確保するとともに、財政支援の拡充を図ること	○						1	1	現行計画の項目「(1)鉄道施設等の安全性の向上」に盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を検討している。 鉄道事業における安全輸送の確保は、重要な課題と考えており、地域鉄道に対して、レールやマクラギ、老朽化した車両の更新、ATS装置やCBTC装置の設置など、鉄道輸送の安全性の向上に資する設備整備に対して支援をしている。 引き続き、この支援措置を活用し、地域鉄道に対する必要な支援を行う。
42	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及			○	線路内立ち入り等による接触事故防止	○						1	1	既に現行計画の＜2 鉄道交通の安全に関する知識の普及＞において、「鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 線路内への立入りは鉄道営業法第37条により、禁止されている。今後は、禁止されていることの周知に努める。
43	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	○		○	乗客マナー向上の啓発・徹底	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「2 鉄道交通の安全に関する知識の普及」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道におけるマナーの向上については、鉄道局と鉄道事業者等の間で毎年末開催している「迷惑行為に関する連絡会議」において、マナー向上を促す啓発活動はじめ、各社の取組における好事例を共有しており、このような機会を捉えて、鉄道利用者のマナーの向上がはかられるよう、引き続き働きかけていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
44	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	○			障害者の安全利用に必要な情報保障	○						1	1	現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「3 鉄道の安全な運行の確保（5）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応」において、「事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行う」と記載がある通り、障害者を含め、全ての利用者にとって、鉄道の利用時に安全に係る情報保障がなされることは重要である。 令和7年3月に公表した「鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会 とりまとめ」においては、鉄軌道における案内表示及び情報提供について、特に事故や災害発生時等の異常時において、聴覚や視覚に障害のある利用者にも充分な情報提供を行うなど、どの障害特性を持つ人であっても取り残されることが無いよう、情報提供を充実させる必要がある旨記載しており、引き続き、こうした取組が浸透するよう、働きかけていく。
45	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及		○		関係機関等との協力による積極的な広報活動	○						1	1	既に現行計画の＜2 鉄道交通の安全に関する知識の普及＞において、「鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、鉄道事業者や関係機関等と協力し、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン、プラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。
46	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及		○		駅構内、車両内における指導取締り	○						1	1	既に現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「2 鉄道交通の安全に関する知識の普及」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道におけるマナーの向上については、鉄道局と鉄道事業者等の間で毎年末開催している「迷惑行為に関する連絡会議」において、マナー向上を促す啓発活動はじめ、各社の取組における好事例を共有しており、このような機会を捉えて、鉄道利用者のマナーの向上がはかられるよう、引き続き働きかけていく。
47	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及		○		交通安全啓発に関する支援	○						1	1	既に現行計画の＜2 鉄道交通の安全に関する知識の普及＞において、「鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン、プラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。
48	2	鉄道交通の安全に関する知識の普及			○	利用者・踏切通行者等の理解と協力を得る観点から、広報による鉄道交通の安全に関する正しい知識の浸透	○						1	1	既に現行計画の＜2 鉄道交通の安全に関する知識の普及＞において、「鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン、プラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
49	3	鉄道の安全な運行の確保			○	鉄道交通環境の整備を通じた重大な列車事故の未然防止	○						1	1	既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「(1) 保安監査の実施、(2)運転士の資質の保持、(6) 運輸安全マネジメント評価の実施」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 重大な列車事故の未然防止に向けて、国土交通省では、鉄道事業者が遵守すべき安全管理規程の届出、安全統括管理者の選任などを義務付けるとともに、保安監査を実施し、法令に不適合な事象を把握した際には、改善するよう指導している。 このほか、運転士については、免許制にするとともに、各鉄道事業者に対して、所属する運転士に関する資質管理を実施し、その状況をとりまとめて記載した報告書を国土交通省に提出させることとしている。
50	3	鉄道の安全な運行の確保	○			聴覚障害者に配慮し、鉄道事業者の従業員が聴覚障害者と意思疎通が取れるよう講習会の開催を通じて従業員に手話などを身に着けさせるといったソフト施策を推進すること	○						2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、聴覚に障害のある利用者にも配慮し、双方向のコミュニケーションがとれる環境を整備することは重要であると考えており、鉄道事業者においては、駅の改札、乗車券販売窓口等に筆談機を配備するなどのソフト対策がなされていると承知している。 「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」においても、ホームの利用や乗降時等における聴覚障害者に対しての基本的な接遇方法や対応の留意点を記載しており、ガイドラインに基づく適切な対応が行われるよう、鉄道事業者へ引き続き働きかけていく。
51	3	鉄道の安全な運行の確保		○		鉄道会社に対する監督指導等	○						1	1	既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「(1) 保安監査の実施」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道輸送の安全確保は、鉄道事業者の最も重要な使命である。 このため、国土交通省では、保安監査を実施し、法令に不適合な事象を把握した際には、改善するよう指導している。 国土交通省としては、引き続き、輸送の安全確保に向けて鉄道事業者を指導してまいる。
52	3	鉄道の安全な運行の確保		○		テロ・サイバー攻撃対策（車内緊急事態対応）に係る啓蒙活動	○						2	1	鉄道テロ対策については、鉄道事業者の協力のもと、テロ等の未然防止策として、危険品持ち込みに関する車両内のディスプレイを活用した放映や駅構内でのポスター掲示を実施している。 また、サイバー攻撃対策については、「鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」を定め、鉄道分野の特性に応じた必要又は望ましい情報セキュリティ対策の水準を明示することで、個々の鉄道事業者が、重要インフラの担い手としての意識に基づいて自主的に取り組むPDCAサイクルに沿った対策の実施や検証に当たっての目標を定めることを啓発している。
53	3	鉄道の安全な運行の確保	○	○		安全上のトラブル情報の共有	○						1	1	既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 国土交通省では、鉄道事業法第19条の3に基づき、毎年度、輸送の安全に関わる情報を整理し、公表している。 また、各鉄道事業者においては、鉄道事業法第19条の4に基づき、安全報告書を作成し、公表している。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
54	3	鉄道の安全な運行の確保	○			鉄道の運行状況等を把握し安全性の向上を図ること	○						1	1	既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 各鉄道事業者は、鉄道事業法第19条又は第19条の2に基づき、列車脱線事故などや事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生したときには、国土交通省に速報することとなっている。 また、列車脱線事故などや当該事態については、原因と再発防止対策を改めて、報告することとなっている。 国土交通省としては、引き続き、こうした制度を活用して、輸送の安全確保に向けて鉄道事業者を指導してまいる。
55	3	鉄道の安全な運行の確保			○	安全対策のため、引き続き関係機関との合同訓練の実施	○						1	1	既に現行計画の＜5 救助・救急活動の充実＞において、「訓練の充実」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 令和5年1月下旬、降積雪等の影響により、長時間にわたり多数の列車が駅間停車した事案が発生した。この事案を受け、国土交通省から全国の鉄道事業者に対して、各鉄道事業者の状況に応じ、降積雪の具体的な場面想定に基づく実践的な訓練を実施するよう、指導している。
56	3	鉄道の安全な運行の確保	○			気象情報等の充実	○					○	1	1	既に現行計画の項目「(4) 気象情報等の充実」の1段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。気象庁では、気象、地震、津波、火山現象等の自然現象の的確な把握及び予測精度の向上を図ることで、特別警報・警報・予報等の情報の充実に努めている。 また、令和7年6月に、国土交通省、気象庁及び鉄道事業者が参画するワークショップを開催し、鉄道事業者に対して、気象庁ホームページから気象情報等を取得する方法について周知した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
57	3	鉄道の安全な運行の確保		○		災害時における迅速かつ適切な情報伝達	○						1	1	既に現行計画の「（4）気象情報の充実」において意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、大雨や大雪が見込まれる際には、国土交通省から関係する鉄道事業者に、適切な運転規制の実施や適確な運行情報の提供などの対策を実施するよう、指導している。
58	3	鉄道の安全な運行の確保		○		気象警報などの迅速かつ適切な情報伝達	○					○	1	1	既に現行計画の項目「(4) 気象情報等の充実」の1段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。気象庁では、気象、地震、津波、火山現象等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
59	3	鉄道の安全な運行の確保		○		関係機関との連携・協力体制の強化	○						1	1	既に現行計画の「（5）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応」において、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、国土交通省及び鉄道事業者の緊急連絡先を記載した連絡網を作成し、国土交通省の鉄道運転事故の対応担当者は、常に鉄道事業者に連絡出来る体制を構築している。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
60	3	鉄道の安全な運行の確保		○		国及び鉄道事業者における緊急連絡体制の確立・充実	○						1	1	既に現行計画の「（5）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応」において、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、国土交通省及び鉄道事業者の緊急連絡先を記載した連絡網を作成し、国土交通省の鉄道運転事故の対応担当者は、常に鉄道事業者に連絡出来る体制を構築している。
61	3	鉄道の安全な運行の確保	○			災害対応	○						1	1	既に現行計画の「（4）気象情報の充実」及び「（5）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応」に災害等の対応についての記載が盛り込まれており、大雨や大雪が見込まれる際には、国土交通省から関係する鉄道事業者に、適切な運転規制の実施や施設の点検、適確な運行情報の提供などの対策を実施するよう、指導している。 なお、被災した場合においては、道路や河川等関連する事業との連携・協力（事業間連携）を推進し、（独）鉄道・運輸機構の「鉄道災害調査隊」も活用するとともに、鉄道支援災害復旧事業費補助も活用し、被災した鉄道施設の早期災害復旧を支援している。
62	3	鉄道の安全な運行の確保	○			現場で起きている情報（事故等を含む）を聴覚障害者に一早く知らせること	○						1	1	現行計画の＜Ⅱ 講じようとする施策＞において、「3 鉄道の安全な運行の確保（5）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応」において、「事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行う」と記載がある通り、障害者を含め、全ての利用者にとって、鉄道の利用時に安全に係る情報保障がなされることは重要である。 令和7年3月に公表した「鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会 とりまとめ」においては、事故や災害発生時に、聴覚に障害のある利用者にも適切に情報提供が行われるよう環境整備されていることが重要である旨記載し、各社の取組を好事例として掲載しており、こうした好事例の横展開も含め、引き続き全ての利用者に情報の保障が為されるよう取り組んでいく。
63	4	鉄道車両の安全性の確保	○			リニア中央新幹線の車両の安全性の確保	○						3	1	意見内容に関しては第20回「超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会」において、車両の安全性も含め営業線に必要な技術開発は完了しているとの評価がされている。引き続き鉄道車両の安全性の確保に向けた取組を推進していく。
64	4	鉄道車両の安全性の確保		○		鉄道車両の維持管理及び補修に関する支援	○						1	1	既に現行計画の＜1 鉄道交通環境の整備＞において、「車両等の適切な維持・補修等の促進を図る」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道事業における安全輸送の確保は、重要な課題と考えており、地域鉄道に対して、レールやマクラギ、老朽化した車両の更新、ATS装置やCBTC装置の設置など、鉄道輸送の安全性の向上に資する設備整備に対して支援をしている。 引き続き、この支援措置を活用し、地域鉄道に対する必要な支援を行う。
65	4	鉄道車両の安全性の確保		○		鉄道車両の品質改善・生産の合理化等	○						2	1	現時点において、意見内容を次期計画に盛り込むことは想定していない。 なお、鉄道車両の装置や部品については、事業者間での共通化などへの取り組みを進め、必要に応じ標準化を行う。また、新たな技術を中心に、必要な標準化を推進し、更なる国内鉄道ビジネスの効率化・活性化を図る。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
66	4	鉄道車両の安全性の確保			○	車両の構造や装置の技術向上	○						2	1	現時点において、意見内容を次期計画に盛り込むことは想定していない。 なお、近年では、鉄道車両の構造・装置は大きく変化しており、各分野において科学技術の発達を反映するとともに、高齢者、障害者等に配慮した設計となっている。また、装置においても部品の電子化・無接点化が進められている。引き続きこれらを推進することで、信頼性と保安度の向上を図る。
67	5	救助・救急活動の充実	○			適切な救急車の利用の推進の啓発による、救助・救急の逼迫回避	○			○	○		3	3	救急車の適時・適切な利用を推進することで救急業務のひっ迫回避を図ることの重要性についてはご意見のとおりであるが、この取組は交通事故対策に特化して行っているものではないため、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策について定める交通安全基本計画に個別具体的に盛り込むことには馴染まないものと考える。
68	5	救助・救急活動の充実	○			都道府県単位で救命救急センターや地域中核医療機関に多数傷病者発生時の行動マニュアル、医療機器整備、搬送支援体制づくり	○			○	○		2	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、現行計画の「イ　多数傷者発生時における救助・救急体制の充実」において多数傷者発生時の対応についての記載が盛り込まれており、次期計画においても同旨の内容を盛り込むことを考えている。 多数傷病者が発生した場合の対応については、消防庁においては、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等との連携による救助・救急体制の充実を図る。 厚労省としては、多数傷病者の発生時においても、消防と連携して患者の適切な搬送や早期の治療が開始できるよう、ドクターカー運行マニュアルの定期的な改定を検討するとともに、ドクターヘリにおいては、今後より効率的な対応ができるように広域連携体制の構築を進める。 それと同時に、多数傷病者を受け入れる医療機関において医療資源が追い付かない場合においては、後方搬送調整等による都道府県の広域的な受け入れ体制の構築を平時より支援してまいりたい。
69	5	救助・救急活動の充実		○		鉄道事故発生時における救助・救急活動の充実に関する各関係機関・団体との連携強化	○	○		○	○		1	1	既に現行計画の＜5 救助・救急活動の充実＞において、「関係機関との連携・協力体制の強化」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図るよう、適時適切に鉄道事業者を指導してまいる。
70	5	救助・救急活動の充実			○	救助・救急活動の連携協力体制の整備	○	○		○	○		1	1	既に現行計画の＜5 救助・救急活動の充実＞において、「関係機関との連携・協力体制の強化」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図るよう、適時適切に鉄道事業者を指導してまいる。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
71	5	救助・救急活動の充実			○	訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化	○	○		○	○		1	1	既に現行計画の＜5 救助・救急活動の充実＞において、「関係機関との連携・協力体制の強化」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図るよう、適時適切に鉄道事業者を指導してまいる。
72	5	救助・救急活動の充実	○			救急蘇生法の普及のための講習会等へのヒト・モノ・カネの支援	○			○	○		1	1	既に現行計画の＜5 救助・救急活動の充実＞において、「関係機関との連携・協力体制の強化」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図るよう、適時適切に鉄道事業者を指導してまいる。 また、各地域の消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等において、住民に対する応急手当の普及講習等が実施されている。交通安全基本計画の鉄道交通に関し、一般の住民に対する応急手当の普及講習等をどのように盛り込むかについては検討を要するものであるが、各地域の消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等において、引き続き、応急手当の普及講習等の取組を実施していくものと考える。
73	6	被害者支援の推進	○			被害者及びご遺族への経済的支援に加えた精神的な支援	○						1	1	既に現行計画の施策の柱「6　被害者支援の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 被害者支援については、事業者が一義的かつ主体的に対応すべきものではあるが、加害事業者として被害者への対応が困難な場合がある点、被害者が必要とする支援が多岐にわたる点などから、これからも必要に応じて対応してまいりたい。
74	6	被害者支援の推進		○		損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進	○						1	1	既に現行計画の施策の柱「6　被害者支援の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 被害者支援については、事業者が一義的かつ主体的に対応すべきものではあるが、加害事業者として被害者への対応が困難な場合がある点、被害者が必要とする支援が多岐にわたる点などから、これからも必要に応じて対応してまいりたい。
75	6	被害者支援の推進		○		鉄道事故発生時における被害者支援の推進の観点から、相談内容に応じた適切な機関の紹介等	○						1	1	既に現行計画の施策の柱「6　被害者支援の推進」の柱書に意見内容と同旨の「被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担う」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
76	6	被害者支援の推進			○	国土交通省の公共交通事故被害者支援室による支援	○						1	1	既に現行計画の施策の柱「6　被害者支援の推進」の柱書の3段落目に意見内容と同旨の「公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく」という記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
77	7	鉄道事故等の原因究明と事故等防止		○		鉄道事故等の原因究明と事故防止等の観点から、運輸安全委員会による的確な検証及び再発防止対策の実施	○						1	1	＜運輸安全委員会による的確な検証について＞ 運輸安全委員会では、鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、ドローン、3Dスキャン装置等を用いた3次元測量やCTスキャン装置を用いた非破壊検査による科学的かつ客観的な調査を推進し、解析手法の高度化を図り、その成果を原因の究明に反映させている。 ＜再発防止対策の実施について＞ 既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 鉄道局では、鉄道事故等が発生した際に当該事業者に対して、運輸安全委員会の調査報告書を踏まえ再発防止対策の検討及び実施を行うよう指導するとともに、運輸安全委員会の調査報告書を鉄道事業者に共有し、同様の事故の再発防止に向けた注意喚起を行う。
78	7	鉄道事故等の原因究明と事故等防止			○	重大な列車事故やホームでの事故への対策等	○						1	1	＜重大な列車事故への対策について＞ 既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行う」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 国土交通省では、鉄道事業者が遵守すべき安全管理規程の届出、安全統括管理者の選任などを義務付けるとともに、保安監査を実施し、法令に不適合な事象を把握した際には、改善するよう指導している。このほか、運転士については、免許制にするとともに、各鉄道事業者に対して、所属する運転士に関する資質管理を実施し、その状況をとりまとめて記載した報告書を国土交通省に提出させることとしている。 ＜ホームでの事故への対策について＞ 既に現行計画の＜1 鉄道交通環境の整備＞において、「ホームドアの整備」が、また、＜2 鉄道交通の安全に関する知識の普及＞においては、「鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 プラットホームからの転落・接触の防止に向けて、ソフト対策としてプラットホーム事故0（ゼロ）運動による働きかけや、ハード対策としてホームドアや内方線付き点字ブロックの整備など、転落防止対策となる設備整備を継続して取り組んでまいる。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
79	8	研究開発及び調査研究の充実		○		気象・地象・水象に関する基礎的及び応用的研究の実施	○					○	2	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「3 (4) 気象情報等の充実」の1段落目に自然現象の的確な把握や情報の質的向上に関する記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画を実現するために意見内容の取組を推進してきた。気象庁では、気象、地震、津波、火山現象等の自然現象の的確な把握及び予測精度の向上のために、技術開発や基礎的・応用的研究を進めている。今後も計画を実現するために、引き続き意見内容の取組を推進していく。
80	8	研究開発及び調査研究の充実	○			列車の自動運転に関する技術基準の制定	○						1	1	現行計画の「8　研究開発及び調査研究の充実」には、「自動運転の導入について、安全性や利便性の維持・向上を図るための技術的要件を検討する。」と記載されているが、既に実施しており、技術基準省令等も改正しているため、次期計画への記載は考えていない。
81	9	その他	○			温暖化による酷暑対策といった安全な環境整備	○						1	1	既に現行計画の＜3 鉄道の安全な運行の確保＞において、「(4) 気象情報等の充実」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 気温の上昇に伴いレールの温度も上昇し、レールが伸び、場合よっては歪みが生じる可能性がある。このため、各鉄道事業者は、レール温度上昇に伴い、列車の徐行運転又は運転見合わせなどの措置により、安全を確保している。 今後もこうした安全確保の取組が行われる環境を維持してまいる。
82	9	その他	○			列車のワンマン運転時のホーム上の旅客の安全を確保する手段として、ミリ波を用いた射場モニタ方式の展開拡大に係る技術基準の策定と免許手続の簡素化	○		○				3	1	動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車等の車両設備については、技術基準が整備されており、各鉄道事業者が実情を勘案して事故防止のための設備等を設けている。そのため、次期計画への記載は考えていない。 ミリ波を用いたホーム画像伝送システムの技術基準の策定に向けて、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において技術的検討を実施。令和7年7月、同審議会から一部答申を受けた。今後、総務省において一部答申を踏まえて本年度中に関係規定の整備等を終える予定。
83	9	その他	○			電車線路の耐震設計に係る規格案の早急な審査及び技術基準の制定	○						3	1	電車線路の耐震設計に係るJIS規格は制定済、技術基準は今年度中の改正を予定しており、令和8年度以降の取組はないため、次期計画への記載は考えていない。
84	9	その他	○			データを活用した鉄道保全に関する技術基準の制定	○						3	1	データを活用した鉄道保全に関する技術基準については、省力化の観点で検討しているものであり、交通安全基本計画にはなじまないため、次期計画への記載は考えていない。
85	9	その他			○	交通安全プログラムによる通学路の交通安全対策の観点から、安全確保のための補助		○					1	1	現行計画の第1章「陸上交通の安全」の「イ　通学路等における交通安全の確保」において、通学路等の交通安全の確保について盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁						意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	総務省	総務省消防庁	厚生労働省	気象庁	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
86	9	その他	○			線路内立ち入りへの厳罰処置	○	○					3	1	線路内の立ち入りを防ぐためには、まずは、立ち入りが法律により禁じられていることを周知・啓発することが重要と考える。 このため、国土交通省では、踏切やホーム等からの線路への立ち入り禁止を呼びかける安全啓発ポスター等を作成し、国土交通省ホームページ等で周知してまいる。 警察では、線路内に立ち入る行為など危険行為について、刑罰法令に触れる行為があると認める場合には、法と証拠に基づき適切に対処している。 意見内容である「線路内立ち入り」も含め、上記対処についてはすでに取り組んでいるものである。
87	9	その他		○		自家用車から鉄道への転換を促すことが交通安全に資するという視点から、鉄道路線の維持に資する財政的支援の継続や拡充	○						1	1	意見内容の視点を計画に盛り込むことについては検討を要するが、支援については現行計画の項目「(1)鉄道施設等の安全性の向上」に盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を検討している。 地域鉄道を対象にレールやマクラギ、車両等の安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対する支援を行っているほか、地域が主体的に行うローカル鉄道の再構築に向けた取組みを後押しするための制度面・予算面での枠組みを整備しており、地域において利便性や持続可能性の高い地域公共交通が実現するように取り組む。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
1	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		電車運転手からの視点だけでなく、踏切利用者視点での停止線からの踏切通過列車の見通しの確保	○			2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画に項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の同旨の「各踏切道の状況を踏まえた、歩道拡幅等の構造改良」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の取組の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき踏切道における交通安全対策を推進してきた。改良すべき踏切道として、踏切道改良促進法に基づき指定し、指定した踏切道や第４種踏切道を始め、課題のある踏切道については、地方踏切道改良協議会等を適宜開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切対策の一層の推進を図っている。今後も計画に基づき、引き続き踏切道における交通安全対策を推進していく。
2	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		鉄道事業者への通行空間の整備の促進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」において踏切道の整備の促進についての記載が盛り込まれている。 踏切道の拡幅については、鉄道事業者に対して踏切改良協議会等において、道路管理者との協議を促していく。
3	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	市町が実施する踏切道構造改良事業の対象及び財政的支援の拡充	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「財政的支援」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
4	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		歩行者・視覚障害者の踏切内事故の防止の観点から、踏切内の安全対策に対する支援	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に「バリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。視覚障害者の踏切道内での事故を受け、令和６年１月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等、踏切道におけるバリアフリー対策を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。 また、踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を実施する。
5	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、交通規制等の促進・経済的支援	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「経済的支援」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
6	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切の安全対策に係る設備の整備等に係る補助額の引き上げ	○			2	2	踏切保安設備の整備等に係る補助額の引き上げのご意見については、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討が必要と考えている。引き続き、必要な予算の確保に取り組んでいく。
7	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道改良等に係る補助率かさ上げ	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「経済的支援」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
8	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道における事故防止を目的とした踏切改良	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。早期に安全・安心を確保するために構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の迂回路整備等の一体対策についても取り組んでいる。さらに、歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
9	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切構造や保守設備の整備と事故防止啓発の推進の観点から、自治体等における踏切対策の実現に向けた補助・支援	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」及び「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」「4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に、「補助・支援」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。また、鉄道事業者が実施する保安設備の整備においても、鉄道施設総合安全対策事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
10	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		危険な踏切の改修補助	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」及び「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」に「補助支援」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。また、鉄道事業者が実施する保安設備の整備においても、鉄道施設総合安全対策事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
11	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切削減に向けた高架・地下化事業の推進および地方自治体への補助金の拠出	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「補助金の搬出」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
12	1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○		○	開かずの踏切の解消や踏切事故防止を目的とした踏切道の立体交差化全面実施	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
13	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		幹線道路の踏切の狭小の解消（立体交差、踏切拡幅）への補助金、鉄道会社との橋渡し	○			1	1	現行計画の項目「Ⅰ　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点」では、道路管理者と鉄道事業者が協力して作成・公表する「踏切安全通行カルテ」について、明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。また、「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「補助金」に関しては明記されていなものの、「立体交差化や歩道拡幅等の構造改良」が明記されており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、課題のある踏切道については、地方踏切道改良協議会等を適宜開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切対策の一層の推進を図っている。また、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
14	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		鉄道高架の推進及び建設支援	○			1	1	現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」に「建設支援」は明記されていないが、意見内容と同旨の「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進する」記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等」の対策を推進してきており、その対策については、「踏切改良計画事業補助」や「連続立体交差事業補助」において、自治体へ支援している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
15	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切道の立体交差化等に対する事業補助	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「事業補助」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
16	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○			鉄道の高架化等による踏切の廃止	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」に意見内容と同旨の記載「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進する」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
17	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切における交通事故と渋滞防止を目的とした立体交差化事業の迅速化	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
18	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		鉄道駅間の高架化に係る財政支援の拡充	○			1	1	現行計画の「１　踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」に「財政支援」は明記されていないが、意見内容と同旨の「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進する」記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等」の対策推進してきており、その対策については、「踏切改良計画事業補助」や「連続立体交差事業補助」において、自治体へ支援している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
19	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		路線の高架化に係る財政支援の拡充	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「財政支援」は明記されていないものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
20	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		路線と道路の立体交差化等による安全で快適な交通環境の整備	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
21	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。また、早期に安全・安心を確保するために構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の迂回路整備等の一体対策についても取り組んでいる。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
22	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切の除去に係る財政的支援	○			2	2	踏切保安設備の設置について、支援しているところであり、踏切の除却については、鉄道事業者と道路管理者の双方により検討されるものであることから、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討していく必要がある。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
23	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の推進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。また、早期に安全・安心を確保するために構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の迂回路整備等の一体対策についても取り組んでいる。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
24	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	遮断時間が特に長い踏切道や主要な道路で交通量の多い踏切道等について、連続立体交差点化等による踏切道の除去を促進、道路の新設・改築にあたっては極力立体交差化を図るようにすること	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
25	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		連続立体交差化等による除却の推進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」に意見内容と同旨の記載「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進する」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
26	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道立体交差化の整備への支援	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「整備への支援」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
27	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道の構造の改良や整備の促進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。早期に安全・安心を確保するために構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の迂回路整備等の一体対策についても取り組んでいる。さらに、歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
28	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		連続立体交差事業の着実な推進に必要な財源措置を講じること	○			1	1	現行計画の「1　踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」に「財源措置」は明記されていないが、意見内容と同旨の「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進する」記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき「抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等」の対策推進してきており、その対策については、「踏切改良計画事業補助」や「連続立体交差事業補助」において、自治体へ支援している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
29	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		交通量の多い道路における渋滞対策（踏切を無理に通過しようとする行為の抑止対策）を目的とした立体交差化の推進	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、渋滞対策については明記されていないものの、主要な道路等の交通量の多い箇所への対策は明記されており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
30	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		ボトルネック踏切の解消による都市部における渋滞解消	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、渋滞の解消については明記されていないものの、主要な道路等の交通量の多い箇所への対策は明記されており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
31	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		立体交差化による交通の円滑化に関する対策	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、交通の円滑化については明記されていないものの、主要な道路等の交通量の多い箇所への対策は明記されており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
32	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○	○	構造（踏切道の幅員が接続する道路の幅員より狭い等）改良等の促進要請及び補助金等の補償	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「補助金等の補償」は明記されていなものの、歩道拡幅等の構造改良については明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
33	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○	○	踏切道への歩道設置促進に係る事業者等への支援	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」において、「歩道拡幅等の構造改良を促進する。」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 既に現行計画の歩道設置については、拡幅の指針に基づき実施されており、踏切道改良促進法に基づく指定がされた踏切には、道路管理者に支援しているところであり、踏切協議会等において、道路管理者と協議を促すなどの支援を実施する。
34	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切等の幅員差の解消	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「幅員差の解消」は明記されていなものの、歩道拡幅等の構造改良については明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、意見内容の取組を推進してきた。歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
35	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		通学路上の歩道を拡幅するにあたり、踏切道部に歩道がないことなどがボトルネックになり、通学路の安全確保の妨げになっていることを踏まえた、補助事業制度の継続と予算の確保	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「補助事業制度」については明記されていなものの、歩道拡幅等の構造改良については明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
36	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道の拡幅や歩車分離に係る財政措置	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「財政措置」は明記されていなものの、意見内容と同旨の記載があり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
37	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道における交通の安全と円滑化を目的とした接続道路との幅員差の解消	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「幅員差の解消」は明記されていなものの、歩道拡幅等の構造改良については明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、意見内容の取組を推進してきた。歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
38	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切内の車両と歩行者との接触防止を目的とした歩道の拡幅	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、歩道拡幅等の構造改良については明記しており今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、意見内容の取組を推進してきた。歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
39	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		踏切道における交通事故防止対策として踏切道の整備促進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。早期に安全・安心を確保するために構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の迂回路整備等の一体対策についても取り組んでいる。さらに、歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
40	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○			点字ブロックや音声案内等の整備	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。視覚障害者の踏切道内での事故を受け、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等、踏切道におけるバリアフリー対策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

整理番号	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
41	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○			「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」改定を踏まえた、踏切道内誘導表示の設置の推進、線路と道路が斜めに交差している箇所における歩行者の交錯が起こらない対策の推進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。視覚障害者の踏切道内での事故を受け、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等、踏切道におけるバリアフリー対策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
42	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」改定による踏切道内誘導表示の設置について、財政支援の措置を含めた対策の推進	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「財政支援の措置」は明記されていなものの、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、基づき意見内容の取組を推進してきた。自治体が実施する踏切道内誘導表示に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の踏切道内誘導表示の設置について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
43	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切道におけるゴム舗装部の点字ブロック設置について対策方法が確立していないことを踏まえ、対策手法についてガイドラインに記載	○			3	2	意見内容は施工方法に関するものであり、計画に盛り込むことはなじまないと考えている。 意見内容は、現場条件や使用する製品によるものであり、一律に定めることは難しいと考えているが、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」において、踏切道内誘導表示の施工方法について、現状の踏切道の路面がゴム等様々な材質となっているため材質を考慮した接着材の選定に留意することが必要と記載している。
44	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○			視覚障害者の歩行・移動における安全確保を目的とした、視覚障害者の踏切対策（どのような誘導ブロックがあれば安全に渡れるか等の検証、またその周知等）	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。視覚障害者の踏切道内での事故を受け、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等、踏切道におけるバリアフリー対策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
45	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切内点字ブロックについて、メーカー・自治体にリスクがある状態を踏まえた、交付金メニュー化	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、整備支援は明記されていなものの、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、基づき意見内容の取組を推進してきた。自治体が実施する踏切道内誘導表示に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の踏切道内誘導表示の設置について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
46	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切更新（標準10年）毎に生じる道路管理者の点字ブロック更新費用を踏まえた、交付金メニュー化	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「交付金」に関しては明記されていなものの、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、基づき意見内容の取組を推進してきた。自治体が実施する踏切道内誘導表示に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の踏切道内誘導表示の設置について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
47	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○			聴覚障害者に配慮し、従来の聴覚的な方法・仕組に加えて新規に視覚的な方法・仕組を作るといったハード施策の推進	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切内から確認可能な全方位警報機の設置に対して、支援を実施しているところであり、引き続き、必要な支援を実施していく。
48	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	視覚障害者にかかる交通事故防止に資する交通環境の整備の観点から各種補助制度の継続	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「補助制度」に関しては明記されていなものの、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
49	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	視覚障がい者誘導用ブロックの設置の観点から、それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。視覚障害者の踏切道内での事故を受け、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等、踏切道におけるバリアフリー対策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
50	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		○		鉄道踏切の路面標示の修繕	○			2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、鉄道踏切の路面標示の修繕については、鉄道事業者が道路管理者と調整の上、実施しているところであり、踏切協議会などを通じて、鉄道事業者と道路管理者が協力して実施していくよう促していく。
51	1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			○	踏切道周辺の円滑な道路交通の維持を目的とした踏切道周辺の適正な維持管理（定期的な草刈による環境整備など）	○			2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画に項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に踏切周辺道路の整備等の踏切周辺対策が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の取組の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき踏切道における交通安全対策を推進してきた。改良すべき踏切道として、踏切道改良促進法に基づき指定し、指定した踏切道や第4種踏切道を始め、課題のある踏切道については、地方踏切道改良協議会等を適宜開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切対策の一層の推進を図っている。今後も計画に基づき、引き続き踏切道における交通安全対策を推進していく。
52	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		踏切保安設備の整備、効果的な交通規制の推進	○	○		1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。 また、交通規制については、現行計画の項目「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
53	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	道路の幅員を勘案した踏切保安設備の整備	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
54	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施				第四種踏切の安全対策に関する国庫補助	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「踏切遮断機の整備を行う」が盛り込まれており、「国庫補助」とは明記されていないものの、踏切遮断機の整備に支援をしている。今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。また、次期計画には第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えている。引き続き、第４種踏切の安全対策として、遮断機・警報機の設置等に対する必要な支援を実施していく。
55	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	踏切事故ゼロに向けた警報機や遮断機のない踏切の安全対策	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところである。また、第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を支援しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
56	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		廃止や第一種踏切への転換が困難な第四種踏切の安全対策（簡易遮断棒の設置等）に係る国庫補助金メニューの創設	○			1	1	現行計画には意見内容の記載が盛り込まれていないが、今後次期計画には第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えており、「国庫補助金メニューの創設」とは明記していないものの簡易遮断機の設置等の整備に支援をしている。引き続き、必要な支援を実施していく。
57	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		踏切道における安全な通行の確保を目的とした踏切道の安全対策費の補助	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、 踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、「踏切道の安全対策費の補助」とは明記していないものの踏切保安設備の整備に支援をしており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。
58	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		第4種踏切の安全対策	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところである。また、第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を支援しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
59	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	踏切保安設備の整備	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
60	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案した、第４種踏切から第１種踏切への変更などの踏切遮断機の改良整備。また、必要に応じて、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図ること	○	○		1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。 また、交通規制については、現行計画の項目「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
61	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	第４種踏切道の対策について、第１種化、廃止、暫定措置以外の選択肢の検討	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を支援する制度を創設しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
62	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	第４種踏切道の問題について、第３種化や警報器よりもう少し簡易なもので危険を知らせるものの検討	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を支援する制度を創設しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
63	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		第４種踏切道の改良に対する国補助の充実と手続きの簡略化	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「踏切遮断機の整備を行う」が盛り込まれており、「国補助の充実」とは明記をしていないものの、遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところであり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。また、次期計画には第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えている。 「手続きの簡略化」については、交通安全基本計画に盛り込むことはなじまないと考えている。 引き続き、必要な支援を実施していく。
64	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	利用実態のある第4種踏切道及び接続している道路の安全対策に対する鉄道事業者・道路管理者への補助強化	○			1	1	現行計画には意見内容の記載が盛り込まれていないが、今後次期計画には第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えており、「鉄道事業者・道路管理者への補助強化」とは明記されていないものの、第４種踏切の安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備に対する補助を創設し、補助強化を行っている。 引き続き、必要な支援を実施していく。
65	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	踏切保安設備の整備	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
66	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		1種以外の踏切の安全対策の実施	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「踏切遮断機の整備を行う」が盛り込まれており、1種以外の踏切の安全対策に伴う踏切保安設備の整備に支援をしている。今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。また、次期計画には第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、必要な支援を実施していく。
67	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施				踏切道における交通の安全確保(第４種踏切から第１種踏切への改良)	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
68	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		現状より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備等	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。
69	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		踏切施設の安全確保	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「着実に踏切遮断機の整備を行う」、「事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、踏切遮断機、障害物検知装置等の事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を促進し、踏切施設の安全確保に取り組んでいく。
70	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			遮断機や警報機の設置といった踏切道に対する整備	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
71	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	踏切内立ち入り等による接触事故の防止を目的とした踏切道の整備	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「着実に踏切遮断機の整備を行う」、「事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、踏切内立ち入り等による接触事故を防止するため、踏切遮断機、障害物検知装置の高性能化等を推進していく。
72	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		第４種踏切へ簡易ゲートの設置もしくは第１種化	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「踏切遮断機の整備を行う」が盛り込まれており、遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところであり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。また、次期計画には第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えている。遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところである。 引き続き、必要な支援を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
73	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			遮断機設置補助	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
74	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			遮断機、警報機がない踏切道への遮断機、警報機の整備	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
75	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	遮断機のない踏切の解消	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」や「3　踏切道の統廃合の促進」において、統廃合の促進や踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 統廃合の促進及び遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
76	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		遮断機のない踏切道への遮断機の設置	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
77	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			すべての踏切道への遮断機の設置等	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 統廃合の促進及び遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
78	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	児童の遮断機のない踏切での事故防止を目的とした遮断機の設置	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
79	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			踏切・線路の段差による転倒防止策や、遮断機が下りてきた後の侵入防止策の検討	○			1	1	既に現行計画の「2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、侵入防止のための設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 遮断機が下りてきた後の侵入防止策については、障害物検知装置の高規格化など、支援を実施しているところであるが、AI等の新たな技術を活用した対策を検討してまいる。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
80	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			開かずの踏切対策を目的とした遮断機昇降基準及び運行の見直し	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする」が盛り込まれており、「遮断機昇降基準及び運行の見直し」とは明記されていないものの、開かずの踏切対策に対する支援を実施しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。引き続き、必要な支援を実施していく。 また、遮断機昇降基準等については、踏切通行者が安全に通行できるよう設定されているところである。
81	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		踏切が降りているときの歩行者、車両の誤進入防止を目的とした、安全対策の措置	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める」が盛り込まれており、歩行者及び車両が踏切が警報していることを認知しやすい全方位型警報機、大型遮断装置の設置に対する支援を実施しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、必要な支援を実施していく。
82	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	子ども・高齢者による接触事故の未然防止を目的とした、踏切付近等に防護柵やセンサーを設置し、接触事故を未然に防止する対策	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める」が盛り込まれており、「踏切付近等に防護柵の設置」とは明記していないものの、子ども・高齢者による接触事故の防止に寄与する非常押しボタン、障害物検知装置の高機能化等に整備に対して支援を行っており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、必要な支援を実施していく。
83	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		踏切が降りているときの歩行者、車両の誤進入防止を目的とした、外国人観光客等に対する対応	○			1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省にて、踏切横断に関する安全啓発ポスター等を複数言語で作成し、国土交通省ホームページ等で周知する。
84	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			遮断機が下りている状況での歩行者等の侵入防止を目的とした遮断機の見直し	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 全方位型警報機、大型遮断装置の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要支援を実施していく。
85	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			高齢歩行者等の対策として全方位型警報装置、非常ボタンの整備、障害物探知装置の高規格化の推進	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、踏切保安設備の整備についての記載が盛り込まれており、次期計画においても記載を盛り込むことを考えている。 踏切保安装置の安全対策として、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、引き続き、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
86	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			踏切横断を行う高齢者の列車衝突事故対策（救急搬送される高齢者の重症外傷患者対策）や認知症症状としての徘徊する高齢者の踏切事故防止（自宅介護で生活している高齢者が可能性大）を踏まえ、認知症がある高齢者が容易に踏切内に立ち入ることがないような設備の検討	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める」が盛り込まれており、「認知症がある高齢者が容易に踏切内に立ち入ることがないような設備」とは明記していないものの、高齢者による接触事故の防止に寄与する非常押しボタン、障害物検知装置の高機能化等に整備に対して支援を行っており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、必要な支援を実施していく。
87	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○			視覚障害者が踏切に立ち入っていることを認識できていないときの対策として、踏切の存在を知らせる対策、踏切内にいることを認識できる対策	○			1	1	現行計画には意見内容の記載が盛り込まれていないが、今後次期計画には踏切道内誘導表示の設置を推進することを盛り込むことを考えており、踏切協議会などを通じて、鉄道事業者と道路管理者の協議を促していく。
88	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		踏切保安設備の整備及び交通規制の実施（高齢者等の歩行者対策の推進）	○	○		1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める」が盛り込まれており、高齢者等による接触事故の防止に寄与する非常押しボタン、障害物検知装置の高機能化等に整備に対して支援を行っており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、必要な支援を実施していく。 また、交通規制については、現行計画の項目「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
89	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			○	踏切保安設置等の場合において、う回路の整備等の周辺環境整備の場合における援助	○			1	1	踏切保安装置の補助としては、歩行者・視覚障害者の踏切内事故を防止するため、非常押ボタン、障害物検知装置の高機能化等の整備に対して支援を行っている。 う回路の整備等の周辺環境整備の補助としては、踏切道の周辺における迂回路等の踏切道密接関連道路の整備に対して支援を行っているところであり、引き続き、必要な支援を実施していく。
90	2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		○		道路の交通量や踏切道の幅員等を勘案した交通規制の実施	○	○		1	1	現行計画の項目「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
91	3	踏切道の統廃合の促進			○	第４種踏切の廃止及び改修に対する工事費の全額負担	○			3	3	遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
92	3	踏切道の統廃合の促進		○		第４種踏切の統廃合に関する国庫補助	○			3	3	遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
93	3	踏切道の統廃合の促進		○		第４種踏切道に対する補助の創設（第４種踏切道を解消するために道路を新設する補助も含む）	○			2	2	踏切保安設備の設置について、支援しているところであり、踏切の除却については、鉄道事業者と道路管理者の双方により検討されるものであることから、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討していく必要がある。
94	3	踏切道の統廃合の促進		○	○	踏切道の統廃合の促進	○			1	1	既に現行計画の「３　踏切道の統廃合の促進」において、意見内容と同旨の内容の記載を盛り込んでおり、次期計画にも同旨の内容を盛り込む予定である。 統廃合については、鉄道事業者に対して踏切改良協議会等において促進していく。
95	3	踏切道の統廃合の促進		○		第４種踏切の廃止に向けた支援	○			2	2	踏切保安設備の設置について、支援しているところであり、踏切の除却については、鉄道事業者と道路管理者の双方により検討されるものであることから、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討していく必要がある。
96	3	踏切道の統廃合の促進		○		踏切道の廃止時の整備費補助の拡充など	○			2	2	踏切保安設備の設置について、支援しているところであり、踏切の除却については、鉄道事業者と道路管理者の双方により検討されるものであることから、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討していく必要がある。
97	3	踏切道の統廃合の促進		○		第４種踏切の廃止が進んでいないことを踏まえた踏切の統廃合に係る道路改良工事への補助	○			2	2	踏切の除却については、鉄道事業者と道路管理者の双方により検討されるものであることから、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討していく必要がある。 また、今後次期計画には、第４種踏切道の統廃合が進んでいない現状を踏まえて、第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の整備促進について記載を盛り込むことを考えている。
98	3	踏切道の統廃合の促進		○		警報機や遮断機のない第4種踏切の存在を踏まえ、使用頻度が少ない場合、渡れないように廃止するか、交通事故が無いように工夫した措置を実施すべき	○			1	1	既に現行計画の「２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において踏切保安設備の整備についての記載を盛り込んでおり、次期計画にも同旨の内容を盛り込む予定である。 遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところである。また、第４種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を支援しており、引き続き、必要な支援を実施していく。
99	3	踏切道の統廃合の促進		○		緊急性を考慮した踏切道統廃合の促進	○			1	1	既に現行計画の「３　踏切道の統廃合の促進」において、意見内容と同旨の内容の記載を盛り込んでおり、次期計画にも同旨の内容を盛り込む予定である。 統廃合については、鉄道事業者に対して踏切改良協議会等において促進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
100	3	踏切道の統廃合の促進		○		第４種踏切の廃止に向けた支援	○			2	2	踏切保安設備の設置について、支援しているところであり、踏切の除却については、鉄道事業者と道路管理者の双方により検討されるものであることから、現行制度の運用状況等を踏まえ、検討していく必要がある。
101	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	○	○		1	1	既に現行計画の項目「その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、情報通信技術（ICT）の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通過時の違反行為に対する指導取締りを推進した。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
102	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		遮断機のない踏切の電車通過時の侵入規制	○			1	1	既に現行計画の「２ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」において、「踏切遮断機の整備を行う」が盛り込まれており、「遮断機のない踏切の電車通過時の侵入規制」とは明記されていないものの、遮断機・警報機の設置に対する支援を実施しているところであり、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、第4種踏切道の第1種踏切道化により踏切の安全対策を推進していく。
103	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置の推進	○	○		1	1	現行計画「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に意見内容と同旨の内容が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
104	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	踏切事故防止に向けた交通ルールの遵守や安全意識向上に関する啓蒙活動	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーンについての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
105	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	○			踏切道の渡り方指導といった踏切道の安全対策	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
106	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		学校等における踏切の通過方法等に関する教育の推進	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止に向けた教育等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
107	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	踏切道の安全に関する知識の普及啓発	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止に向けた教育等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
108	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	踏切道に関して利用者に対するマナー啓発と補助	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止に向けた教育等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
109	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	非常ボタン操作の周知	○			1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
110	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底及び踏切事故防止キャンペーンの実施	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
111	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	踏切支障時における非常ボタン操作の観点から、踏切事故発生時の適切な働きかけがわかる教育資材の配布（リーフレット・DVDなど）	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
112	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	踏切横断時の事故防止に関するパンフレット等の作成、配布	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止に向けたパンフレットの配布等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
113	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		踏切事故防止を目的とした広報啓発活動	○	○		1	1	既に現行計画の「４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
114	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		踏切障害事故の着実な減少を目的とした踏切道における交通の安全と円滑化の推進	○	○		1	1	既に現行計画の「4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
115	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		踏切路の安全通行や鉄道事故防止に関する知識の普及啓発	○	○		1	1	既に現行計画の「4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
116	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		災害時に遮断されたままとならない技術的な対応	○			3	1	鉄道事業者によっては、無電源時に遮断かんが下がらない遮断機の導入や災害時の踏切管理体制を定めることにより、踏切が遮断されたままとならないよう対応している。
117	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		○		踏切道における安全対策の情報の共有	○	○		3	1	踏切道における安全対策の情報の共有については、必要に応じて国土交通省から鉄道事業者に情報発信をしている。
118	4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置			○	第4種踏切道の問題について、危険を伝える手段の検討	○			1	1	既に現行計画の「4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させている。
119	5	その他			○	立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等、改良すべき踏切が残されている現状にあることを踏まえた踏切事故防止対策	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。早期に安全・安心を確保するために構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の迂回路整備等の一体対策についても取り組んでいる。さらに、歩道が狭小な踏切等における歩行者安全対策についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など事故防止効果が高い構造の改良等を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
120	5	その他	○			踏切運転事故防止を目的とした、踏切内運転中のサインと鉄道車両の管理	○			1	1	既に現行計画の「4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」に踏切事故防止キャンペーン等についての記載が盛り込まれており、次期計画にも盛り込むことを考えている。 国土交通省と鉄道事業者が連携して、踏切事故防止キャンペーンを実施するなど、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させているところ。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
121	5	その他	○			踏切関連のJISなど規格案の早急な審査	○			3	3	踏切関連のJISなど規格案の審査については、日本産業標準調査会にて適切な審査を実施しているところ。
122	5	その他			○	交通安全プログラムによる通学路の交通安全対策の観点から、踏切道における安全確保のための補助	○			1	1	現行計画の項目「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に、「補助」については明記されていなものの、歩道拡幅等の構造改良については明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、自治体が実施する整備に対する支援として、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として指定し、指定した踏切道の改良について、踏切道改良計画事業の補助制度による予算を通じた支援を実施してきた。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
123	5	その他	○			ガイドラインに示された安全対策の早期普及	○			1	1	既に現行計画の「1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者立体横断施設の整備の促進」に平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進するとして、意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。視覚障害者の踏切道内での事故を受け、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等、踏切道におけるバリアフリー対策を推進している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
124	5	その他		○		踏切道の安全確保に関して、鉄道事業者との円滑な協議を実施するため、事業者間協議の円滑化に関するガイドライン等の策定	○			2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「Ⅰ　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点」では、道路管理者と鉄道事業者が協力して作成・公表する「踏切安全通行カルテ」について、明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の取組の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、課題のある踏切道については、地方踏切道改良協議会等を適宜開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切対策の一層の推進を図っている。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
125	5	その他		○		踏切道の立体交差化等整備促進及び踏切道やその周辺道路での安全な歩行空間の整備促進に資する事例の蓄積と公表	○			1	1	現行計画の項目「Ⅰ　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点」では、道路管理者と鉄道事業者が協力して作成・公表する「踏切安全通行カルテ」について、明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の取組の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、課題のある踏切道については、地方踏切道改良協議会等を適宜開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切対策の一層の推進を図っている。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁			意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	警察庁	経済産業省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
126	5	その他		○		踏切道の立体交差化等整備促進及び踏切道やその周辺道路での安全な歩行空間の整備促進に関する鉄道事業者と道路管理者の役割分担基準の明確化	○			2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、現行計画の項目「Ⅰ 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点」では、道路管理者と鉄道事業者が協力して作成・公表する「踏切安全通行カルテ」について、明記しており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 意見内容の取組の実施については検討を要するものであるが、これまで計画に基づき、課題のある踏切道については、地方踏切道改良協議会等を適宜開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切対策の一層の推進を図っている。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
127	5	その他		○		踏切道改良促進法の運用における推進	○			1	1	現行計画に、踏切道改良促進法の運用に関しては明記されていなものの、Ⅱ「講じようとする施策」には、踏切道改良促進法と同旨の記載内容が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき、意見内容の取組を推進してきた。踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について法指定を行い、指定した踏切道は、踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備及び踏切保安設備の整備を推進している。今後も計画に基づき、意見内容の取組を実施していく。
128	5	その他		○		踏切内での引っかかりによる事故の抑止に向けた乳母車の車輪の大型化等規格の設定	○		○	3	3	踏切内において乳母車の引っかかり事例があることは承知している。 他方で、踏切内でのひっかかりは、車輪の大きさだけではなく、様々な要因で起こるものである。加えて、車輪を大型化することは段差の乗り越えやすさや走行の安定性に寄与するが、大型化に伴う重量の増加、小回りの難しさ、コンパクトさが損なわれる等、別の懸念が存在する。このため、乳母車製造事業者は、車輪径のみならず総合的な観点で製品設計を行うとともに、乳母車利用時の警告・注意事項を記載すること等により安全な使用を周知している。
129	5	その他		○		踏切における事故防止の観点から、歩行者の残留を検知するAIセンサーの導入	○			1	1	現行計画には意見内容の記載が盛り込まれていないが、今後次期計画にはAI等を活用した更なる踏切安全対策を推進することを盛り込むことを考えており、踏切における事故防止について、AI等の新たな技術を活用した対策を検討していく。

海 上 交 通

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁								意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
1	1	海上交通環境の整備	○			洋上風力発電周辺海域における事故防止対策	○								1	1	既に現行計画の項目「ア　開発保全航路の整備，港湾の整備等交通安全施設の整備」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。港湾区域内において、港湾の開発・利用・保全と調和がとれた洋上風力発電施設等の導入が適切に図られるよう、港湾法を改正し、必要な手続きを規定したところ。なお、一般海域においても、再エネ海域利用法に基づき、海域の利用が適切に図られるよう必要な手続き等を行っているところ。 さらに、洋上風力発電設備に関する技術基準として、港湾機能及び周辺海域の利用等に影響を与えない洋上風力発電設備等の設置や、洋上風力発電設備等と外郭施設との離隔距離、航行船舶からの視認性の向上等を位置づけているところ。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
2	1	海上交通環境の整備		○		港湾における大規模災害対策の推進	○								1	1	既に現行計画の項目「エ　港湾における大規模災害対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。港湾施設の耐震性向上や「粘り強い構造」の防波堤、及び津波・高潮・高波等による被害から背後地域を守る海岸保全施設等の整備を推進するとともに、港湾の事業継続計画（港湾 BCP）の改善や関係機関と連携した防災訓練の実施等を推進してきた。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
3	1	海上交通環境の整備		○		地震・津波・台風時の船舶の走錨による重要施設等への衝突事故に伴う施設の損壊といった災害発生時の2次事故の防止		○							1	1	既に現行計画の項目「1（2）エ　荒天時の走錨等に起因する事故防止対策」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。重要施設等への衝突事故防止については、レーダー、監視カメラ等を用いて船舶動静の監視、船舶への情報提提供体制の強化に取り組んでいる。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
4	1	海上交通環境の整備	○			海上建設工事・臨海建設工事の現場において使用される作業船の事故防止に係る情報提供	○	○							1	1	既に現行計画の項目「1（3）ア　航行支援システムを用いた情報提供の実施」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。作業船の事故防止については、必要な各種情報を海上交通センターや海の安全情報等により適時適切に提供している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
5	1	海上交通環境の整備	○			聴覚障害者に配慮し、従来の聴覚的な方法・仕組に加えて新規に視覚的な方法・仕組を作るといったハード施策の推進	○								2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、聴覚障害者も含めた全ての利用者が旅客船ターミナル、係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう、バリアフリー化設備の整備を推進する。
6	1	海上交通環境の整備	○			「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」三訂版旅客船バリアフリーガイドラインを小規模な桟橋においても実施すべき	○								2	2	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、乗降するために船舶に備えるタラップについては、小規模なものであっても当該ガイドラインが適用となる。 旅客船ターミナルについては、施設設置管理者等と連携して、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、地域の実情を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を推進する。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁								意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
7	2	海上交通の安全に関する知識の普及	○			海上建設工事・臨海建設工事の現場において使用される作業船の事故防止を目的とした関係省庁からの部内研修会への講師の派遣	○	○							1	1	既に現行計画の項目「2（1） 海難防止思想の普及」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。作業船の事故防止については、海事関係者からの部内研修会への講師派遣依頼に基づき講師を派遣し、安全啓発を実施している。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
8	2	海上交通の安全に関する知識の普及		○		船舶による港湾内の安全運転の啓発		○							1	1	既に現行計画の項目「2（1） 海難防止思想の普及」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。船舶による港湾内の安全運転の啓発については、関係機関と連携の上、啓発活動を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
9	2	海上交通の安全に関する知識の普及			○	海難事故防止策の強化		○							1	1	既に現行計画の項目「2（1） 海難防止思想の普及」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。海難事故防止対策については、関係機関と連携の上、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて、海事関係者に限らず広く国民全般に対して法令遵守やライフジャケットの常時着用等の自己救命策確保の徹底を呼び掛けるなど、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識の習得及び向上を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
10	3	船舶の安全な運航の確保	○			海上交通の運航状況等を把握し安全性の向上を図ること	○								1	1	「船舶を利用して通学等をしている中学生の安全」についてという課題に限定されていないものの、既に現行計画の項目「3．船舶の安全な運航の確保」に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「船舶を利用して通学等をしている中学生の安全」を確保するためには、旅客船事業者等に対して、安全管理規程の遵守状況等を監査し、適切に指導監督することが必要であるが、「旅客船の総合的な安全・安心対策」として監査能力の向上や監査件数の増加に取り組み、旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
11	3	船舶の安全な運行の確保	○			ヒューマンエラーの撲滅を目的とした事故防止意識の向上と定期点検の充実	○								1	1	既に現行計画の項目「3．船舶の安全な運航の確保」に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ヒューマンエラーによる事故が多いことから、事故を未然に防ぐために事業者による自主的な船員教育の推進等を行っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
12	3	船舶の安全な運行の確保	○			学校行事での船舶の使用の際の安全対策における船舶の安全な運航への指導	○								1	1	「学校行事での船舶の使用の際の安全対策」に限定されていないものの、既に現行計画の項目「3．船舶の安全な運航の確保」に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。「学校行事での船舶の使用の際の安全対策」を確保するためには、旅客船事業者等に対して、安全管理規程の遵守状況等を監査し、適切に指導監督することが必要であるが、「旅客船の総合的な安全・安心対策」として監査能力の向上や監査件数の増加に取り組み、旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁								意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
13	3	船舶の安全な運行の確保		○		旅客船の総合的な安全・安心対策、事故防止	○								1	1	既に現行計画の項目「イ 事故の再発防止策の徹底」1段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、 次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「旅客船の総合的な安全・安心対策」については、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめられ、「海上運送法等の一部を改正する法律」に基づき、船員の資質向上や監査の強化などの対策を行うとともに、2025年4月より、改良型救命いかだ等の旅客船への搭載義務化、安全統括管理者・運航管理者に対する試験を開始するなどの対策を行った。引き続き、旅客船の総合的な安全・安心対策の確実な実施に万全を期していく。
14	3	船舶の安全な運行の確保	○			運航体制（運航管理体制、遠隔操縦者の資質等）の確立	○								1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の「Ⅱ 講じようとする施策」に項目「3 船舶の安全な運航の確保」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和7年6月に策定した自動運航船の安全基準においては、安全管理体制に係る資料を作成することを求めているが、当該資料には、運航時に船員等が適切に業務を実施できる体制を確保するために必要な事項及び保守管理体制を確保するために必要な事項を記載することとしている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
15	3	船舶の安全な運行の確保	○			小型船舶資格取得者の8割以上がペーパードライバーであり、習熟の過程を経ることが難しいことから、登録小型船舶教習所における教習時間の見直しを通じて、資格取得時に十分な経験を積ませること	○								3	3	登録小型船舶教習所にて実施されている修了試験は、国家試験と同等レベルのものを実施しており、当該修了試験を合格しなければ教習を修了することはできないことから、小型船舶操縦免許取得者は免許取得の時点で、操縦技能等に関して一定の水準は確保されているものと考えている。
16	3	船舶の安全な運行の確保	○			ミニボート事故対策として、免許不要船舶の制度を廃止するとともに、簡易に取得できる資格を創設し、その受け皿とする(現行の湖川の制度を流用し、航行水域を海域1海里程度まで広げる)こと	○								1	1	既に現行計画の項目「5（2）イ ミニボートの安全対策」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。船の長さが3メートル未満かつ機関の出力が1.5kW(キロワット)未満のボート（ミニボート）については、低出力・低速で航行できる水域が限られることから、小型船舶操縦免許を不要としている。 なお、当該ボートについては、安全安心な利用を推進するため、ユーザーの資質向上に向けた周知・啓発の取組を行っている。
17	3	船舶の安全な運行の確保	○			水素・アンモニア等次世代燃料の船舶での使用（バンカリングを含む。）に係る取扱者の教育	○								2	2	意見内容については、現計画に記載は無いが、関連した記載として、大項目「(3)船員の資質の確保」の文中に「海技士の知識技能の維持向上」を図る旨の記載が盛り込まれており、計画にも同旨の記載を盛り込む事を検討している。 水素・アンモニア等次世代燃料船に乗り組む船員の教育訓練については、新燃料を適切に取り扱うために、その特性等に係る知識習得、取扱い習熟のための実践的な訓練が必要となるところ、国・船員養成機関・船社・訓練機関・造船・舶用メーカー・研究機関・船級協会等を交えた協議体を立ち上げ、それぞれの知見やリソースを持ち寄りながら、教育訓練の内容及び実施体制を検討する。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁								意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
18	3	船舶の安全な運行の確保	○			事故発生時に視覚障害者も円滑に避難できる対策	○								3	1	意見内容については、現計画に記載は無く、他モードにおいても災害時の避難誘導等に関する記載がされていないことから同旨記載はなじまないものと考えており、記載する予定はない。 令和6年4月より小型旅客船の船舶所有者に対して義務づけられている特定教育訓練においては、ガイドライン及びその教材の策定に際し、障害者団体に対するヒアリングを実施し、「予め避難経路や避難方法を教えてほしい」、「障害の特性も踏まえつつ、まずはコミュニケーションを取ってほしい」などの意見があったことを踏まえ、教材において障害の特性を踏まえた緊急時の避難方法に加え、円滑にコミュニケーションをとるための留意点などを盛り込み、改めて障害者団体に内容を確認いただいた上で意見を反映してしている。 また、大型船を含めた旅客船の乗組員に対する教育訓練に係る教本についても、特定教育訓練の教材に盛り込んだ内容を踏まえ、今年度中の改定を予定しているところ、講習会では改定後の教材を活用し実施していただくよう指導してまいる。
19	4	船舶の安全性の確保	○			水素・アンモニア等次世代燃料の船舶での使用（バンカリングを含む。）に係る安全基準の確立	○								1	1	既に現行計画の「Ⅱ 講じようとする施策」に項目「4 船舶の安全性の確保 (1) 船舶の安全基準等の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきており、船舶の安全基準等の整備に取り組んでいるところ。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
20	4	船舶の安全性の確保	○			自動運航船の商用運航の開始に備えたシステムに関する安全基準の確立	○								1	1	既に現行計画の＜重視すべき視点＞の項目「Ⅱ 講じようとする施策」の「4 船舶の安全性の確保」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。令和7年6月に自動運航船の安全基準及び検査方法を策定したところであり、これに基づく船舶検査もすでに進められている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
21	4	船舶の安全性の確保		○		船舶の安全基準等の整備	○								1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の「Ⅱ 講じようとする施策」に項目「4 船舶の安全性の確保」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきており、船舶の安全基準等の整備に取り組んでいるところ。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
22	5	小型船舶の安全対策の充実		○		小型船舶操縦者の遵守事項等の周知啓発	○	○							1	1	既に現行計画の項目「5（1）イ　小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。毎年、地方運輸局にて、海上保安庁と合同で小型船舶操縦者の遵守事項パトロールを実施しており、全国のマリーナ等にて指導を行うほか、リーフレットを配布することで、小型船舶操縦者の遵守事項等に係る周知啓発活動を実施している。また、5年に1度の免許証の更新講習においても、小型船舶操縦者の遵守事項に係る事項が講習内容に盛り込まれている。 今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
23	5	小型船舶の安全対策の充実	○			ライフジャケットの安全規格を国際標準のISOに合わせるとともに、船舶の法定備品としての規格ではなくPFDとして水遊びから大型船舶まで統一した規格とすべき	○								3	3	船舶の法定備品であるライフジャケットには、非常時に着用できる着易さ、海中における脱げにくさ、海からの発見の可能性を高めるための色、耐久性など、洋上で救助を待つ者の人命を確保するために必要な要件を規定している。一方で、ISO規格のライフジャケットにあっては、これらの要件を満足しているものではないため、船舶の法定備品として認めることはできませんのでご理解のほどお願いしたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁								意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
24	5	小型船舶の安全対策の充実	○			安全基準を満たさない粗悪なライフジャケットの流通をさせないため、安全認証取得の簡素化と認証を受けないライフジャケット販売に対する罰則の導入	○								1	1	「安全基準を満たさない粗悪なライフジャケット」に限定されていないものの、既に現行計画の項目「5（1）ウ　ライフジャケット着用率の向上」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 船舶に義務付けられているライフジャケットを着用するように小型船舶安全キャンペーン等で周知を行っており、今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
25	6	海上交通に関する法秩序の維持		○		水上オートバイによる危険行為等及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化、酒気帯びでの操縦に対する規制	○								3	3	酒酔い操縦に限らず、小型船舶に係る危険事案は、遊泳者等と混在した状況において発生しやすいものであるため、遊泳区域と船舶航行可能区域を分離し、遊泳区域への船舶の侵入を禁止することが最も効果的と考えている。 これらの区域の分離・設定や規制については、地域によって様々な海域・水域の利用実態を踏まえて、各地方公共団体において判断されることが適切であると考えている。
26	6	海上交通に関する法秩序の維持		○		航法や関係法令の遵守等安全指導の実施		○							1	1	既に現行計画の項目「6　海上交通に関する法秩序の維持」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法や関係法令の遵守等安全指導を行っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
27	7	救命・救急活動の充実	○			適切な救急車の利用の推進の啓発による、救助・救急の逼迫回避				○				○	3	3	救急車の適時・適切な利用を推進することで救急業務のひっ迫回避を図ることの重要性についてはご意見のとおりであるが、この取組は交通事故対策に特化して行っているものではないため、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策について定める交通安全基本計画に個別具体的に盛り込むことには馴染まないものと考える。
28	7	救命・救急活動の充実	○			後方医療機関から遠く、地域の医療資源が乏しい地区で、多数傷病者が発生した際に、地区の診療所や病院の施設を拠点とした受け入れ体制への支援の仕組みが必要（初期対応を含め、医療資源が乏しい地域での多数傷病者へ医療を提供できる体制が望まれる）		○		○				○	2	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、現行計画の「イ　多数傷者発生時における救助・救急体制の充実」において多数傷者発生時の対応についての記載が盛り込まれており、次期計画においても同旨の内容を盛り込むことを考えている。 多数傷病者が発生した場合の対応については、消防庁においては、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等との連携による救助・救急体制の充実を図る。 海上保安庁においては、多数傷病者が発生する海難など、あらゆる海難が発生した場合に備え、海難情報の早期入手、迅速的確な救助勢力の体制強化等により救助・救急体制の充実を図る。 厚労省としては、多数傷病者の発生時においても、消防と連携して患者の適切な搬送や早期の治療が開始できるよう、ドクターカー運行マニュアルの定期的な改定を検討するとともに、ドクターヘリにおいては、今後より効率的な対応ができるように広域連携体制の構築を進める。 それと同時に、多数傷病者を受け入れる医療機関において医療資源が追い付かない場合においては、後方搬送調整等による都道府県の広域的な受け入れ体制の構築を平時より支援してまいりたい。
29	7	救命・救急活動の充実	○			事故発生時の救助体制の確立		○		○	○	○			1	1	既に現行計画の「7(2)　迅速的確な救助勢力の体制充実・強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 海難の多くが距岸20 海里未満の沿岸部において発生していることから、ヘリコプターを活用した救難体制や救急救命士・救急員による救急救命体制を強化するとともに、洋上で発生した傷病者に対し、医師による迅速な医療活動を行う洋上救急体制の充実強化に向けて、関係団体と協力を行うことで、救助体制の確立を図る。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁								意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
30	7	救助・救急活動の充実		○		船舶事故発生時の迅速的確な救助体制の充実・強化		○		○	○	○			1	1	既に現行計画の「7(2)　迅速的確な救助勢力の体制充実・強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。また、令和7年1月から運用を開始した映像通報システム「Live118」の活用についての記載を新たに追加することを考えている。 海難の多くが距岸20 海里未満の沿岸部において発生していることから、ヘリコプターを活用した救難体制や救急救命士・救急員による救急救命体制を強化するとともに、洋上で発生した傷病者に対し、医師による迅速な医療活動を行う洋上救急体制の充実強化に向けて、関係団体と協力を行うことで、救助体制の充実・強化を図る。
31	7	救命・救急活動の充実	○			救急蘇生法の普及のための講習会等へのヒト・モノ・カネの支援	○	○		○				○	1	1	現行計画の施策の柱「３　船舶の安全な運航の確保(3) 船員の資質の確保 」において、【船舶職員法に基づく海技免許の付与】と記載があるが、海技免許の付与にあたっては心肺蘇生法を含む救命講習を受講した上で付与することとなっている。 また、現行計画の施策の柱「３　船舶の安全な運航の確保(4) 船員災害防止対策の推進」において、【船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画の着実な実施】の記載があるところ、令和5年度より船員災害防止実施計画において、「船員災害防止協会（※）は、船員の命を守る観点からAED（自動体外式除細動器）の備置の啓発、その使用方法及び保守点検についての講習会等を実施する」旨を掲げている。 ご意見いただいた内容は現行計画でも、海技免状取得時や船員災害防止協会が実施する講習会等で知識技能の維持向上を図っているところ、次期計画にも同旨の記載を盛り込み、今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を実施していく。 また、上記の船員等に対する講習とは別に、各地域の消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等において、住民に対する応急手当の普及講習等が実施されている。交通安全基本計画の海上交通に関し、一般の住民に対する応急手当の普及講習等をどのように盛り込むかについては検討を要するものであるが、各地域の消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等において、引き続き、応急手当の普及講習等の取組を実施していくものと考える。 （※）船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）に基づき設立される、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することを目的とする団体。
32	8	被害者支援の推進	○			被害者及びご遺族への経済的支援に加えた精神的な支援	○								1	1	既に現行計画の施策の柱「８　被害者支援の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 被害者支援については、事業者が一義的かつ主体的に対応すべきものではあるが、加害事業者として被害者への対応が困難な場合がある点、被害者が必要とする支援が多岐にわたる点などから、これからも必要に応じて対応して参りたい。
33	8	被害者支援の推進		○		船舶事故発生時の被害者支援の推進	○								1	1	既に現行計画の施策の柱「８　被害者支援の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 被害者支援については、事業者が一義的かつ主体的に対応すべきものではあるが、加害事業者として被害者への対応が困難な場合がある点、被害者が必要とする支援が多岐にわたる点などから、これからも必要に応じて対応してまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	2030年度までに国に期待する主な交通事故	国土交通省	海上保安庁	気象庁	消防庁	警察庁	防衛省	水産庁	厚生労働省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
34	9	船舶事故等の原因究明と事故等防止	○			海上保安庁と警察庁が連携し、事故統計等の一元化や、内水面特有の事故原因、海域特有の事故原因等様々な視点からの事故原因の検証を推進すること		○			○				3	3	現行計画には盛り込まれておらず、次期計画にも盛り込むことも困難と考える。 海上保安庁と警察庁は組織・管轄が異なっていることから、一元化した場合でも、事故調査における範囲や内容の違いから統計的に有義なデータにならないと考える。 活動範囲が重複する海岸から沿岸区域においては、引き続き連携の上、通報や事故調査内容等の共有を図り、事故原因の分析を推進していく。【海上保安庁】 警察庁では船舶事故に関する統計は有していない。【警察庁】
35	10	海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実		○		各調査研究所等による連携強化	○	○							3	1	「各調査研究所等」の範囲が必ずしも明確ではなく、意見の趣旨も不明瞭であるため意見内容を計画に盛り込むことは困難であるが、第11次計画118ページ25行目記載の海上技術安全研究所について申し上げれば、すでに国内外の研究機関や大学と研究連携協定を締結したり、データ連係や共同研究を進めるなど、連携の強化を図っているところであり、ご指摘の件については措置済みである。
36	11	その他			○	地球温暖化などの環境問題	○								3	1	意見内容について、交通安全になじまないものと思われる。
37	11	その他			○	船員確保を進めている事業者に対する支援	○								3	3	意見内容については、現計画において記載が無く、計画に盛り込む予定はない。 船員の確保については、近年の船員不足の深刻化等を踏まえ、令和7年6月の「海技人材の確保のあり方に関する検討会」とりまとめにおいて、海技人材の確保のあり方として5つの方向性に沿って、対応策を講じていくことが必要であるとされた。 今後は、これらの対策を総合的に講じていくことで船員の将来にわたる安定的な確保・育成の実現に向けて取り組んでいく。

航 空 交 通

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
1	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			国の航空安全プログラム（SSP）の策定・推進に関する航空運送事業者との連携	○							1	1	既に現行計画の項目「1航空安全プログラムの更なる推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空安全プログラムの序文にも記載のとおり、航空活動における安全性を最大限確保するためには関係行政機関、航空活動関係者との協力関係が重要と考えており、引き続き航空の継続的な安全性の向上を進めてまいりたい。
2	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			国際標準（ICAO第17付属書）に照らした国家航空保安プログラムの進化	○							3	1	航空保安に係る措置は、テロ・ハイジャック対策を目的としたものであるため、交通安全施策としての検討にはなじまない。
3	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			Safety1だけではなく、内容や状況によりSafety2の考え方を導入した対応	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、国際標準の動向等を踏まえながら民間航空の安全性向上を推進してまいりたい。
4	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			国としての安全指標（SPI）・安全達成度（SPT）の設定と各事業者のパフォーマンス測定	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、国の安全目標を達成するために必要となる安全指標や安全達成度は国家航空安全計画（NASP）（仮称）策定等を見据え検討を進めてまいりたい。
5	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			最先端の国際基準に関する情報の入手	○							1	1	既に現行計画の項目「1(2)安全に関する航空法規等の策定・見直し等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 今後とも、最先端の国際基準に関する情報の入手に努めてまいりたい。
6	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			機体の安全性基準や操縦者の技能要件の設定、民間航空機の安全運航を維持するための安全規制や法整備の充実	○							1	1	既に現行計画の項目「2航空機の安全な運航の確保」および「3航空機の安全性の確保」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 今後とも、国際基準等を踏まえ、必要な法整備に取り組んでまいりたい。
7	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			国から発出される文書、通達等の英語訳の作成（運航乗務員が外国籍のため）	○							2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、航空分野における新たな外国人材の受入れる制度（在留資格「特定技能」）が構築されており英語版のリーフレットを公表する等しているところ、頂いたご意見を踏まえ引き続き検討してまいりたい。
8	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			今までにない航空機等の運航が急速に迫っている中、共存を図るための施策の構築が必要となるところ、運航時期、運航要領等の最新情報の提供	○							1	1	今までにはない航空機等としては、無人航空機（ドローン）や空飛ぶクルマ、無操縦者航空機等が該当するものと承知しているところ、無人航空機については、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において「空の産業革命に向けたロードマップ」を策定し、このロードマップに基づき、社会実装、環境整備及び技術開発に関し、それぞれ時期を明記した上で必要な対応を進めていくこととしている。 また、「空飛ぶクルマ」については、令和7年の大阪・関西万博における二地点間運航の実現のため、機体や運航の安全基準、操縦者の技能証明や離着陸場に関する必要な制度整備を行うとともに、安全性の審査や交通管理に必要な施設整備等を進めた。今後、万博以降の運航拡大に向けて、多様な機体や高度な運航等に対応するための制度整備等を進めていく。以上より、今までにない航空機等の取組情報については可能な限り次期計画に記載していく。
9	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機相互間の衝突の可能性がある接近の回避を目的として、国の航空機等においても輸送を目的とする機材については空中衝突防止装置（TCAS）の設置を義務付けるルールを設ける（戦闘機等特殊な任務をするものは除外）	○							3	1	国際標準に基づき、一定の大きさを超える等の条件に該当する飛行機に対して航空機衝突防止装置の装備を義務づけているところ、計画への反映は考えていないが、引き続き国際標準の動向を注視して必要な対応を図ってまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
10	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			アルコール摂取の制限する時間や摂取量について、最も妥当だと思われる基準、ルール等の策定（厳しすぎるのではなく）	○							3	1	航空法の規定により、アルコールの影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、航空業務を行ってはならないこととされており、当該規定を遵守するために必要なものとして、ご指摘のような基準を既に定めているところ、計画への反映は考えていないが、周知・徹底も含めて引き続き取り組んでまいりたい。
11	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			客室乗務員の労働時間について、疲労管理を加味したガイドライン等の策定	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準等の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 現在、乗務による疲労を考慮した客室乗務員の乗務基準の導入に向け、客室乗務員の疲労に関する調査を行っており、当該調査結果や諸外国の基準等を踏まえて、リスク管理に着目した新たな基準等の策定について検討を進めてまいりたい。
12	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			安全に関する航空法規等の策定・見直し等	○							1	1	既に現行計画の項目「1(2)安全に関する航空法規等の策定・見直し等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 今後とも、国際基準等を踏まえ、必要な法整備に取り組んでまいりたい。
13	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			空港会社からのフィードバックを踏まえた、「空港旅客ターミナルビル等のバリアフリーに関するガイドライン」の改定と充実	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、空港関係者が施設計画を具体的に検討する際の参考として「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（平成30年10月改正）」を策定し周知しているところである。今後、必要に応じて空港会社からヒアリング等を実施したい。
14	1	航空安全プログラムの更なる推進			○	空の安全に関わる法令等の遵守強化	○							1	1	既に現行計画の項目「1(2)安全に関する航空法規等の策定・見直し等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、規則を遵守するよう、ウェブサイト等による周知徹底に取り組んでまいりたい。
15	1	航空安全プログラムの更なる推進			○	墜落の危険性や騒音被害の抑制の面から、住宅地近くでの場外離着陸場の設置規制や、住宅地上空での低高度飛行の規制強化	○							3	1	航空法の規定により、空港等以外の場所での離着陸や最低安全高度以下の高度での飛行は原則禁止としており、例外的に禁止を解除するに当たっては、安全上支障がないと認めた場合に限り、国土交通大臣が許可を行う制度として既に対策されているところ、計画への反映は考えていない。引き続き許可を行うに当たっては、安全性等を確認した上で、適切に審査してまいりたい。
16	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			世界航空安全計画（GASP）等世界的な動向を見据えた義務報告制度・事態報告制度の抜本的な見直し	○							1	1	既に現行計画の項目「1(4)安全情報の収集・分析等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 国際標準等の動向は、基準改正を検討する国際会議等へ積極的に参加することで情報の収集を行っている。収集した情報を踏まえ、検討してまいりたい。
17	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機、部品製造メーカー、他社の整備を請け負うMROへの積極的な関与と指導	○							1	1	既に現行計画の項目「1(3) 業務提供者に対する監査等の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、国の検査に代わり、航空機や装備品等について基準適合性の確認を行う民間事業者に対しては、国としても定期的な立入検査を実施するなど、適切に指導・監督を行ってまいりたい。
18	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空局が各航空会社に実施する安全監査での監査基準の明確化し、リスクベースド監査の活用等により会社の規模やリスクの程度に応じた適切な頻度や内容での監査を実施すること	○							1	1	既に現行計画の項目「1(3)業務提供者に対する監査等の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ICAO第19附属書の改訂に伴い、航空安全プログラムの改正に取り組んでいるところ、リスクベース監視について引き続き検討してまいりたい。 なお、当該改正内容に基づき、航空運送分野に係る監視活動基準を併せて策定することとしており、監視頻度やリスクに応じた監視対象など、基準の明確化を図っていくこととしている。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
19	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			事業者との対話を通じたリスクに対する共通認識を持つことが出来る施策（リスクベース監査等）の導入	○							1	1	既に現行計画の項目「1(3)業務提供者に対する監査等の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ICAO第19附属書の改訂に伴い、航空安全プログラムの改正に取り組んでいるところ、リスクベース監視について引き続き検討してまいりたい。 なお、当該改正内容に基づき、航空運送分野に係る監視活動基準を併せて策定することとしており、監視頻度やリスクに応じた監視対象など、基準の明確化を図っていくこととしている。
20	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			「我が国における電動車椅子に係る基準」に関する航空各社への実施徹底	○							3	1	電動車椅子に使用されるバッテリーについて、国際基準に従って、バッテリーの種類毎に輸送基準を定めており、同様に、電動車椅子を受託する際の確認方法も規定しているところ。 また、これらの輸送基準に基づく運用が適切に実施されているか監査等を通じて確認を行っているところ、計画への反映は考えていないが、引き続き本邦航空会社に対する指導監督を徹底してまいりたい。
21	1	航空安全プログラムの更なる推進			○	機材の計画的な更新を促し、安全性の向上を図ること	○							1	1	既に現行計画の項目「1(3)業務提供者に対する監査等の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 国土交通省としては、個々の機材の使用状況等に応じた適切な運航・整備体制が確保されるよう、今後とも各航空会社に対する審査等を通じて指導・監督を行ってまいりたい。
22	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機の安全な運航の確保を目的とした、IFR機とVFR機の異常接近に関する情報収集の仕組みの整理とそれによる訓練空域・航路などの見直し	○							1	1	既に現行計画の項目「1(4)安全情報の収集・分析等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空機同士の異常接近に関する情報収集の仕組みがあるところ、当該仕組みも活用し、必要に応じた対応を行うこと等により、引き続き航空機の安全な運航の確保に取り組んでまいりたい。
23	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空サイバーセキュリティーに関する情報収集・共有の仕組みの整理と対策強化	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、関係事業者の推奨事項をまとめたガイドラインを策定しホームページに公表しているところ、引き続き航空・空港分野におけるサイバーセキュリティの強化に取り組んでまいりたい。
24	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			積極的な安全文化（Positive Safety Culture）の醸成を目的とした報告の文化を下支えする各種施策の実施。具体的には、業務提供者との意思疎通に基づく、航空安全プログラム（SSP）第2章第3項（2）業務提供者に対する特例、（3）自発報告制度に係る特例、の運用の徹底。	○								2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、航空安全プログラム（SSP）第2章第3項(2)、(3)に記載のとおり運用しており、引き続き安全文化の醸成に向けて推進してまいりたい。
25	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			「VOICES」制度の普及（管制機関からの報告事例が皆無に近い状況を踏まえ、官民を問わず事例報告者に対する非懲戒ポリシーを制度化し、ヒューマンエラー事例などを躊躇なく報告出来る環境を確立すること）	○							1	1	既に現行計画の項目「1(4)安全情報の収集・分析等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 VOICESにおいて報告の少ない分野については、研修等で安全文化、情報の保護といった制度の紹介や投稿の依頼に取り組んでおり、引き続き報告件数の増加に向けて対策を進めてまいりたい。
26	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			義務報告および自発報告の分析手法の統一（ハザードの共有化）、管制分野の不具合事象についてのエアラインへの情報開示	○							1	1	既に現行計画の項目「1(4)安全情報の収集・分析等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 安全情報の有効な利用については、SSPの改正等を見据え、引き続き検討を進めてまいりたい。
27	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			安全風土・文化の醸成を目的とした、責任追及ではなく、航空業界全体で未然防止・再発防止につながる情報の取り扱い、情報共有の促進	○							1	1	既に現行計画の項目「1(4)安全情報の収集・分析等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 ICAOにおいても航空業界における安全情報の共有は推奨されており、引き続き必要な情報共有を進めてまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
28	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			安全リスクマネジメントの進化を目的とした、欧米等航空先進国における最新安全管理手法の調査、および本邦事業者に対するガイダンス作成等の啓発活動強化、官民合同の調査研究体制の検討	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、国際会議などを通じて欧米等航空先進国から情報を入手しており、国際動向を踏まえ今後の検討を進めてまいりたい。
29	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			国のSSPと航空会社のSMSのさらなる連携強化を目的とし、官民で業界全体の「安全上の課題」について共通認識を持ち、一体的な分析・対策立案・有効性評価を実施すること	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、航空業界全体の安全性向上のため、安全情報の分析評価については、引き続き検討を進めてまいりたい。
30	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			地政学リスクに基づく航空情報の積極的な提供	○							3	1	政府内で連携し、紛争地域等の情報収集を行い、必要な情報については関係者へ周知している。計画への反映は考えていないが、引き続き、紛争地域等の動向を踏まえ、必要な対応を行う。
31	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			自社で発生している不安全事象の情報のみならず、他社の不安全事象等を踏まえて、事故が発生する前の予兆段階での取り組みを強化する必要性があるところ、ASSICS等の情報集約システムを有益な情報として利用できるようにすること	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、ICAOにおいても航空業界における安全情報の共有は推奨されており、引き続き必要な情報共有は進めてまいりたい。
32	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機及びその運用の変化に応じた安全対策が講じることができるように新しい情報を提供すること	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、引き続き、安全上重要な情報（ノータム、航空機故障情報、耐空性改善通報等）について適時情報の共有に取り組んでまいりたい。
33	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			業界全体で安全情報（含む管制）を統一的な指標により閲覧・活用可能なシステム（ASSICS)の充実・強化	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、ICAOにおいても統一された分類を使用することは推奨されており、ASICSSの整備に当たってはシステムの有効利用に向けて検討してまいりたい。
34	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			安全に関する知識（安全文化、リスク評価、分析手法など）に関し、国として重要視する項目について、セミナー等を開催し、各社の主担当者へ専門知識を付与すること	○							1	1	既に現行計画の項目「1(5)安全文化の醸成及び安全監督の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 民間航空の安全に係る知識の付与を目的とした研修の実施等を通じて航空活動関係者における組織内の安全文化の醸成を促進しているところ、引き続き取り組んでまいりたい。
35	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			乱気流（タービュランス）に起因する機体の動揺に伴う怪我の防止について、航空機利用者への常時シートベルト着用に関する積極的な啓蒙活動、指導	○							1	1	既に現行計画の項目「Ⅱ1(2)安全に関する航空法規等の策定・見直し等」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 乱気流による旅客・客室乗務員の負傷事故が発生していることを踏まえ、国土交通省としては、一般旅客に対しても、シートベルト着用サインの点灯の有無にかかわらず、着席時は常時シートベルトを腰の低い位置で緩みのないよう締める等、乱気流による負傷防止のための対応の理解を促進するため、航空局ホームページやX（旧Twitter）を通じて啓蒙活動をしているところ、引き続きこれらの手段を通じて一般旅客に対して周知を図る。
36	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機搭乗中におけるスマートフォン、携帯電話等を含む電子機器の取り扱い方の啓蒙、指導	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、機内における携帯電話等電子機器の使用制限については、電子機器による運航の安全への支障の防止を図るため、旅客へ確実に周知されるように航空会社へ指導を行うとともに、関係団体とも連携して空港内のポスターの掲示やホームページへの掲載などによる啓蒙を行っているところ。引き続き安全が確保されるように指導・啓蒙を行う。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
37	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機内火災につながる恐れのある機内での喫煙について、罰金につながるケースはほぼない状況ではあるが、機内（化粧室）での喫煙が減らず、確信犯も多い状況であるため、啓蒙、指導および対策の強化	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、航空機内における喫煙については安全阻害行為等に該当することから、旅客へ確実に周知されるように航空会社へ指導を行うとともに、関係団体とも連携して空港内のポスターの掲示やホームページへの掲載などによる啓蒙を行っているところ。頂いたご意見も踏まえつつ、引き続き安全が確保されるように指導・啓蒙を行う。
38	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			事業者への航空安全プログラム（SSP）教育・研修機会の設定	○							1	1	既に現行計画の項目「1(5)安全文化の醸成及び安全監督の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 事業者への理解を促進するために、引き続き様々な機会を通じて、教育・研修に取り組んでまいりたい。
39	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			安全講習会、安全セミナー等を通じた知識の普及	○							1	1	既に現行計画の項目「1(5)安全文化の醸成及び安全監督の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き安全運航セミナー等を適宜開催し、安全知識の普及に取り組んでまいりたい。
40	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			安全を担う人材の育成を目的とした安全教育、訓練センターの開設	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、引き続き安全運航セミナー等の適宜開催等により、安全知識の普及に取り組んで参りたい。いただいたご意見については今後の参考とさせていただく。
41	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空安全を目的とする各種セミナー、シンポジウム、講習会等の実施に係る予算補助	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、引き続き安全運航セミナー等を適宜開催してまいりたい。
42	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機の安全な運航の確保に向けた身体検査の適正な運用に資する航空医学等の知識の普及啓蒙（サーキュラーの発行、乗員養成機関への講義・講演等）	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空機の安全な運航の確保に向け、引き続き、航空業務に影響を及ぼす疾患や医薬品に関する知識を含む、身体検査の適正な運用に資する知識の普及啓蒙を推進していく。
43	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機の安全な運航の確保に向けた身体検査指定医等に対する講習会の充実	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空医学分野の規制等に関する検討会」での検討結果も踏まえ、講習会の開催方法見直しやオンラインの活用、教材のデジタル化等により、身体検査指定医等に対する講習会の内容の充実を推進していく。
44	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空機の安全な運航の確保に向けた身体検査指定機関の能力水準の向上・平準化	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空医学分野の規制等に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、指定医が所属する航空身体検査指定機関等に対する立入検査の強化等により、能力水準の向上・平準化を推進していく。
45	1	航空安全プログラムの更なる推進	○			航空会社にて義務報告事項、その他インシデント、また監査にて不具合事項が発見された時などの、航空局から航空各社への指導方法の向上（航空会社が考え実施する対応策等の尊重）	○							1	1	既に現行計画の項目「1(5)安全文化の醸成及び安全監督の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「義務報告事項等不具合が発見された際の指導方法等」については、現在のSSP通達第2章において、「SMSを確立している業務提供者に対する特例」方針に基づき対応を図ることとしているが、「Risk-Based Surveillanceへの転換」を図って行くにあたり、SSP通達等の改正の方向性を含め、今後業務提供者の方々のご意見もいただきつつ、更なる安全監督の向上に努めてまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
46	2	航空機の安全な運航の確保	○			運航干渉・妨害対策 ア　レーザーポインター照射対策の強化 イ　GPS妨害事象（GPS　Interference）と影響の研究・対策の実施 ⇒第12次においては、「2　航空機の安全な運航の確保」の(7)として記載希望 ↓記載イメージ 2　航空機の安全な運航の確保 (7)運航干渉・妨害対策 レーザーポインターによるコクピットクルーへ照射への対策について、航空法の改正など法整備は進んだが、事象が摘発にまで至るケースは少なく、事象発生が続いていることを受け、更なる対策を検討する。また、諸外国では、軍事施設に対する脅威対策や、民生ドローンの軍事利用の一般化に伴い、GPS妨害（Jamming）やなりすまし（Spoofing）事象が多数報告されており、民間航空機の航行に少なからず影響が出ている。　GPS妨害事象（GPS Interference）が、民間航空機に与える影響の分析、及び、妨害がある空域でも民間航空機の運航を維持させるための代替策についての研究を実施する。	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、一定の空域において、航空機に対するレーザー光の照射行為を法令で規制しており、ホームページにおいて例えば禁止範囲を地図上で確認できるようにするなどの形で周知しているところ、引き続き規則を遵守するよう、周知徹底に取り組んでまいりたい。 また、GPSのなりすまし事象等については、サイバーセキュリティに関するICAOの議論等を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。
47	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空機の安全管理の徹底	○							1	1	既に現行計画の項目「2 航空機の安全な運航の確保」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 国土交通省においては、航空機の安全管理の徹底を含め、業務提供者に対し指導・監督を行っているところ、引き続き航空機の安全の確保及び安全性向上に取り組んでまいりたい。
48	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空機の安全な運航への指導	○							1	1	既に現行計画の項目「2 航空機の安全な運航の確保」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者の運航の安全確保に係る日常業務の現状を的確に把握し、各事業者の実態を踏まえた監督・指導を行ってまいりたい。
49	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空業界の魅力向上・人材確保に向けた官民での取り組み、省力化・省人化を実現する仕組みの検討	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、整備士・操縦士の裾野拡大に資する戦略的な普及啓発に取り組んでまいりたい。また、グランドハンドリング等に関しては「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」において公表した中間とりまとめを踏まえ、「人材確保」や「業務効率化」に向けた取組等に対して引き続き支援してまいりたい。
50	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空人財の育成・採用支援（整備職・運航乗務職・グランドハンドリング職）	○							1	1	整備士や操縦士については、既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えているが、「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、必要な整備士・操縦士の養成・確保に向けた各種取組を進めていく。また、グランドハンドリングや保安検査等の空港業務については、「人材確保・育成」や「職場環境改善」、空港業務DXによる「業務効率化」に向けた取組に対する補助等を実施しているところである。
51	2	航空機の安全な運航の確保	○			運航乗務員の世界的不足による運航規模の維持が困難な状況の可能性を踏まえた、女性の活用の促進（リソースの確保の促進）支援、運航乗務員の能力の低減化（車と同程度のレベルにする等）、操縦の自動化等に対する支援	○							1	1	女性の活用の促進を含む整備士や操縦士の人材確保に関する計画は、既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、必要な整備士・操縦士の養成・確保に向けた各種取組を進めていく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
52	2	航空機の安全な運航の確保	○			運航乗務員、整備士など航空に関わる人員の減少を踏まえた施策の検討や少ない人数で安全を担保できるシステムや仕組みの構築	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、必要な整備士・操縦士の養成・確保に向けた各種取組を進めていく。
53	2	航空機の安全な運航の確保	○			自衛隊退職者（航空整備従事者）、及び運航整備士資格保有者の技能証明取得簡略化	○							1	1	自衛隊退職者等の活用の促進を含む整備士や操縦士の人材確保に関する計画は、既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 防衛省と連携し、自衛隊での航空機整備経験者が退職した場合に、民間の航空機整備資格を円滑に取得できるスキームを、令和7年内を目安に開始できるよう調整を進めていく。
54	2	航空機の安全な運航の確保	○			交通分野において人手不足の影響がみられ、自動化・省力化等の進展もみられる中で、安全が損なわれることのないよう、人材確保等の取組を期待 ・各社が利用できるDXによる省人化の取り組み ・空港ビルなど外部機関からの一部サポート等 ・バリアフリー対策に関し、航空会社の人員が限られている中、合理的配慮を提供するための支援	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、整備士・操縦士の裾野拡大に資する戦略的な普及啓発に取り組んで参りたい。また、グランドハンドリング等に関しては「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」において公表した中間とりまとめを踏まえ、「人材確保」や「業務効率化」に向けた取組等に対して引き続き支援してまいりたい。
55	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空人財の安定的確保のため、航空従事者試験制度の緩和（学科試験のCBT化等）を通じて官民一体となり航空の魅力を発信	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空局では令和5年の航空従事者技能証明等学科試験よりCBT（Computer Based Testing）化を行っているところ。引き続き、航空人材の安定的確保のため、取組を継続してまいりたい。
56	2	航空機の安全な運航の確保	○			操縦士および整備士の不足による個々の業務増に伴うHarry Upの増加を踏まえた、操縦士および整備士の養成機関への国の支援の強化	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、必要な整備士・操縦士の養成・確保に向けた各種取組を進めてまいりたい。
57	2	航空機の安全な運航の確保	○			グランドハンドリングの人員不足による安全監視業務への影響を踏まえた、グランドハンドリング業務人材養成機関の拡充に対する国の支援	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会を設置し、検討を進めているところ、引き続きグランドハンドリング等の航空機の運航に不可欠な空港業務の持続的な発展に向け取り組んでまいりたい。
58	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空機運航を支える人員の確保のため、「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」の協議を踏まえた対策の実施	○							1	1	航空整備士・操縦士の人材確保に関する計画は、既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、今後次期計画にも同旨の記載の継続及び更新を考えている。 「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、必要な整備士・操縦士の養成・確保に向けた各種取組を進めてまいりたい。
59	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空従事者学科試験問題の公表等	○							3	3	航空局では令和5年の航空従事者技能証明等学科試験よりCBT（Computer Based Testing）化を行ったため、試験問題の公表は行っていないが、航空局のホームページでサンプル問題の公表を行っている。今後も試験問題の公表を行う予定はないため、意見内容についても計画に盛り込む予定はない。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
60	2	航空機の安全な運航の確保	○			操縦士等の養成・確保に係る技能証明等諸制度の適切な運用	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 操縦士等の養成・確保に向け、引き続き、技能証明等諸制度の適切な運用及び必要な見直し等を含めた養成・確保に向けた取組を推進してまいりたい。
61	2	航空機の安全な運航の確保	○			事故発生時に視覚障害者も円滑に避難できる対策	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、国土交通省としては、非常脱出について、障害者の方に御意見、御体験をいただく機会を設けるよう航空会社に対して推奨するとともに、国土交通省、視覚障害者の団体を含む障害者団体及び航空会社が参画する意見交換の場を設けている。今後とも、こうした意見交換の機会などを通じて当事者の生の声をしっかりと伺い、必要な改善を図ってまいりたい。
62	2	航空機の安全な運航の確保	○			聴覚障害者に配慮し、聴覚障害者と意思疎通が取れるよう講習会の開催を通じて従業員に手話などを身に着けさせるといったソフト施策を推進すること	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、国土交通省では、航空会社など公共交通事業者による一定水準の接遇を確保するため、チェックインから搭乗、機内、降機までの各場面における接遇方法を統一的に記載した「接遇ガイドライン」を作成しているところ。 航空会社では、このガイドラインに基づきマニュアルを作成し、接遇スキルの向上を目的とした研修を継続して実施するほか、一部の航空会社では手話研修を取り入れるなど様々な取組を進めている。 国土交通省としては、全ての方が安心して航空機をご利用いただけるよう、引き続き、航空会社に対して、本ガイドラインに沿った対応を図るよう、理解と協力を求めていく。
63	2	航空機の安全な運航の確保			○	管制官、操縦士や整備士の技能維持及び人材確保	○							1	1	管制官をはじめ航空保安職員については、認知度及び理解度を高めるための広報活動や職員採用に係るリクルート活動を強化し、人材確保を推進するとともに、定期的かつ継続的な訓練を行い技能を維持しているところ。既に現行計画の項目「4.(1)エ 航空保安職員教育の充実」に、意見内容と同旨の記載「管制官の技能維持及び人材確保」が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 また、整備士・操縦士については、「航空整備士・操縦士の人員確保・活用に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、必要な整備士・操縦士の養成・確保に向けた各種取組を進めてまいりたい。
64	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空機運航への「TEM(Threat & Error Management)/CRM(Crew Resorce Management)」」導入の制度化と普及	○							1	1	これまでも大型飛行機を運航する航空運送事業者に対してはCRM訓練の実施を義務づけてられていたが、令和7年6月に公布された航空法改正により、管制圏に係る空港等において離着陸を行う自家用機等の操縦士に対してもCRM訓練を義務づけることとしているところ、計画に盛り込むことを考えている。
65	2	航空機の安全な運航の確保	○			運航に係る新たな技術や手法の国内の運航基準への適切な反映	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準等の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 運航に係る新たな技術等について、国際標準や諸外国の動向等を踏まえて国内の運航基準への適切な反映を図ってまいりたい。
66	2	航空機の安全な運航の確保	○			操縦士の日常の健康管理の充実	○							1	1	既に現行計画の項目「2(1)安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 「航空医学分野の規制等に関する検討会」での検討結果も踏まえ、引き続き、航空会社の健康管理体制に対する定期的な監査・指導等、各種取組を推進してまいりたい。
67	2	航空機の安全な運航の確保	○			航空会社の健康管理体制に対する定期的な監査・指導	○							1	1	既に現行計画の項目「Ⅱ2(1)安全な運航の確保に係る乗員資格基準や運航基準等の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空会社における航空機乗組員の健康管理の体制やその実施状況については、定期的な監査等を通じて確認するとともに、必要に応じて指導を実施してきたところ、引き続き着実に監査・指導を実施してまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
68	2	航空機の安全な運航の確保		○		危険物輸送安全対策の推進	○							1	1	既に現行計画の項目「2　航空機の安全な運航の確保　(2) 危険物輸送安全対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 危険物輸送規則について、引き続き、危険物の航空輸送に携わる事業者等への教育訓練及び輸送の管理に関する指導、旅客手荷物の危険物に関する国民への周知・啓蒙を図ってまいりたい。
69	2	航空機の安全な運航の確保	○			スピントレーニングのコスト増大を踏まえた助成金の支給	○							3	3	ご意見内容の意図するところが定かではないが、我が国では滑空機の自家用操縦士及び事業用操縦士の技能証明取得に際して、「スピン及びスピンからの回復」の飛行経歴等の経歴および実技試験での確認は従前より求めておらず、航空局としては、コストが増大しているとは認識していない。そのため、意見内容を計画に盛り込むことについては検討になじまない。
70	2	航空機の安全な運航の確保	○			グライダーが自由に飛行可能な空域を拡大し、過密化を軽減する	○							3	3	ご意見内容の意図するところが定かではないが、グライダーへ条件で飛行可能な空域の規制は行っていない。そのため、意見内容を計画に盛り込むことについては検討になじまない。
71	2	航空機の安全な運航の確保	○			使用できる周波数域の確保、助成金の支給	○			○				3	2	グライダー等の小型航空機等に係る安全対策の推進に資する取組としては、例えばFLARMがあるものと認識している。公表されている情報からすると、FLARMは900MHz近傍の周波数を利用するが、我が国においては、920MHz帯の範囲で技術的条件が日本の制度に合致する製品であれば使用可能と考える。 実際に使用しようとする場合には、総務省の小電力機器の担当部署に相談をいただく必要がある。 〈ご参考：総務省HP・ドローン等に用いられる無線設備について〉 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/ また、航空法の規定により、航空運送事業に用いる航空機については、ICAO基準に適合する航空機衝突防止装置を装備することを求めているが、グライダーを含め航空運送事業に用いる航空機以外の航空機については装備義務を課してはいないところ、小型航空機の安全対策については、総合的に検討を行っていく必要があるものと認識している。
72	2	航空機の安全な運航の確保		○		小型航空機運航環境の整備	○							1	1	既に現行計画の項目「2(3)小型航空機等に係る安全対策の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 低高度空域における小型航空機の安定的な運航の実現を図るため、計器飛行方式による、既存航 空路の最低経路高度の引下げ、最低経路高度の低い新たな航空路の設定及びヘリポートへの進入・出発方式の設定について検討を進めている。
73	2	航空機の安全な運航の確保	○			気象情報の精度向上に関わるインフラの整備	○	○						1	1	既に現行計画の項目「(6) 航空交通に関する気象情報等の充実」の2段落目に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。気象庁では、気象、地震、津波、火山現象等の自然現象の的確な把握及び予測精度の向上に資する、観測施設等のインフラを適切に整備・配置し、観測・監視体制の強化を図っている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。
74	3	航空機の安全性の確保			○	航空機の安全基準の強化	○							1	1	既に現行計画の項目「3(1) 航空機，装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備」に盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空機・装備品等の安全性の一層の向上を図るため、最新技術の開発状況や国際的な基準策定の動向等を踏まえ、航空機・装備品等の安全性に関する技術基準等の整備を行っているところ、引き続き適切に取り組んでまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
75	3	航空機の安全性の確保		○		航空機検査の的確な実施	○							1	1	既に現行計画の項目「3(2) 航空機の検査の的確な実施」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 引き続き、航空機に対して国が行う耐空検査および国の検査に代わり基準適合性の確認を行う民間事業者の指導・監督等をとおし、航空機検査が的確に実施されるよう努めてまいりたい。
76	3	航空機の安全性の確保			○	航空会社に対する運航・整備にかかる適確な監査	○							1	1	既に現行計画の項目「Ⅱ3(3)航空機の運航・整備体制に係る的確な審査の実施」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 昨今の運航環境の変化にも留意しつつ、各航空運送事業者の事業計画や安全上のトラブル等の状況等を検証したうえで重点的に監査すべき事項の設定、機動的な随時監査の実施などの対応を行ってきたところ。今後も航空運送事業者に対し効果的な審査及び指導・監督を実施し、必要な運航・整備体制の確保を図ってまいりたい。
77	4	航空交通環境の整備	○			空港空域の混雑による運航乗務員のHarry Upおよびストレスの増加を踏まえた混雑空港の解消（民間航空機使用空域の拡大）	○							3	1	民間交通の所要を満たすよう、より柔軟な空域運用及びより適切な空域構成の実現に向けて、関係各所と調整を続けているところ。意見内容は「空域の柔軟な活用」に関するものであり「国内空域の抜本的再編」に関するものでないため、検討にはなじまない。
78	4	航空交通環境の整備	○			航空情報共有基盤（SWIM）サービスの計画的整備と内容の充実及び効果的な展開	○							1	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「イ　統合管制情報処理システム等の機能向上」に、意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。SWIMによる情報サービスの充実等計画的な実施については、現在のSWIMの枠組み(SWIM運営協議会、SWIM運営作業部会、SWIMコミュニティ)を活用し、ユーザニーズの反映の他、安全・安心に利用頂くためのガバナンスを含めて効果的に実施するとともに、航空機、空港管理者等の運用の生産性向上等に寄与するよう努めてまいりたい。
79	4	航空交通環境の整備	○			増大する航空需要への対応（空港需要増への対応および保安の維持向上）を目的とした、高度化・高額化する保安検査機器の購入の財源確保	○							3	3	保安検査についてはテロ・ハイジャック対策を目的とした取組であるため、交通安全施策としての検討にはなじまない。
80	4	航空交通環境の整備	○			航空保安検査人財の不足を踏まえた、高度化機器の導入に併せた警備業法解釈（＝検査員配置基準）の見直し	○				○			3	3	警備業法において、特定の種別の警備業務について、同法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員(以下「検定合格警備員」という。)に当該種別に係る警備業務を実施させることと規定している趣旨は、その警備業務実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体、財産に危険を生ずるおそれがあるためである。 空港保安警備業務については、本国における航空機ハイジャック事件や米国同時多発テロ事件等の発生を受けて、特定の種別の警備業務とされたものである。 したがって、空港保安警備業務における検定合格警備員の配置基準を緩和するためには、法趣旨を踏まえ、適正な警備実施の確保に向け、十分に検討する必要がある。 なお、空港保安警備業務における検定合格警備員の配置の場所については、警備員等の検定等に関する規則において、「手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に用いられる金属探知機、エックス線透過装置その他の機械器具の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。」とされていることを踏まえ、技術の活用により、業務が効率化・省力化され、より広範囲について警備業務の実施の適正を確保できる場合には、1級検定合格警備員1人を隣接した2つの検査ゲートごとに配置するなどの弾力的な運用を認める通知を令和6年7月に発出しているところである。 また、警備業法上の配置基準については、航空保安検査に必要な警備員の人数に上乗せして配置を求めるものではないため、仮にこれ以上の配置基準を緩和したとしても、人手不足の解消につながるものではないと考える。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
81	4	航空交通環境の整備	○			国際標準の保安検査体制への移行を目的とした、保安検査主体の円滑且つ迅速な移行と透明性の高い受益者負担の仕組み導入	○							3	3	保安検査についてはテロ・ハイジャック対策を目的とした取組であるため、交通安全施策としての検討にはなじまない。
82	4	航空交通環境の整備	○			センターラインの無い交差部への航空管制による誘導指示が散見されることに関して、ルール、空港の仕組み、管制指示の観点から、運用の見直しと仕組みの整備	○							1	1	既に現行計画の項目「4航空交通環境の整備」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 センターラインの無い交差部が、どの空港、どの箇所を示しているか不明だが、空港内の施設の維持管理指針に基づいて空港土木施設の維持管理を行っている。また、管制指示の観点においては、センターラインの有無により指示の可否の判断を行っていない。
83	4	航空交通環境の整備			○	航空管制業務等の安全性向上	○							1	1	管制業務の実施体制の強化やデジタル技術等の活用などの措置を講じ、航空の安全・安心確保に取り組んでいるところ。既に現行計画の項目「4.(1)エ 航空保安職員教育の充実」に、意見内容と同旨の記載「航空管制業務等の安全性向上（新技術や新方式の導入に適切に対応する）による教育体制の強化を図る」と盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
84	4	航空交通環境の整備	○			近年の異常気象に関連した不安全事象削減のための環境整備を目的とした、被雷・乱気流への管制主導による回避ルートへの誘導や、航空会社が精度の高い乱気流予測・実況表示システムを活用できる支援	○	○						2	1	意見内容の実施について検討を要するものであるが、既に現行計画の「ク　将来の航空交通システムの構築に向けた取組」に「更なる安全性の向上を図るため、ICAOや諸外国と連携して、将来の航空交通システムに関する長期ビジョン（CARATS）の推進を図る。」の旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。【国土交通省】 意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、既に現行計画の項目「２（6）航空交通に関する気象情報等の充実」の1段落目に自然現象の的確な把握や情報の質的向上に関する記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 これまで計画に基づき意見内容の取組を推進してきた。気象庁では、乱気流等の気象現象の的確な把握及び予測精度の向上を図ることで、予測・実況情報の質的向上に努めている。今後も計画に基づき、引き続き意見内容の取組を推進していく。【気象庁】
85	4	航空交通環境の整備	○			交通分野における人手不足の影響や先端技術の積極的活用の取り組みとして、空港内におけるドローンによる機体損傷確認（被雷・鳥衝突など）への活用促進、制度構築	○							2	1	意見内容の実施については検討を要するものであるが、避雷・乱気流情報の利用及び回避ルートへの誘導のあり方については、将来の航空交通システムに関する長期ビジョン（CARATS）の推進とあわせて検討を進めてまいりたい。
86	4	航空交通環境の整備	○			海外空港と同様に空港が主として悪天候時の警報等を発信する体制の構築、空港内事故・不具合事象発生時における調査に用いることが可能なCCTV（閉会路テレビ）の増配備と積極的な運用	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、制限区域内事故やヒヤリ・ハット事案等の発生状況の確認に空港内に設置されている高精細カメラシステムの録画映像を活用し、原因分析や再発防止策の検討を行うなど一部取り組んでいるところ、引き続き空港の安全の向上に取り組んでまいりたい。
87	4	航空交通環境の整備	○			航空需要拡大に伴う運航効率の向上、悪天時における就航率の向上を目的とした、主要空港へのRNP-AR進入方式の導入促進	○							1	2	既に現行計画の項目「４（１）オ　新技術や新方式の導入」の2段落目に、意見内容と同旨の記載（「GPSを利用した航法精度の高い運航方式の展開」）が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 RNP-AR進入方式の設定については、空港ごとの状況を勘案し、対象空港を決定している。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
88	4	航空交通環境の整備	○			空中衝突防止のための簡便なシステム（空中衝突防止装置（TCAS）等ではなく、小型航空機、ドローンに搭載可能なFLARM等GPS位置情報を利用した簡便なシステム）への無線周波数の割り当て				○				3	2	公表されている情報からすると、FLARMは900MHz近傍の周波数を利用するが、我が国においは、920MHz帯の範囲で技術的条件が日本の制度に合致する製品であれば使用可能と考える。 実際に使用しようとする場合には、総務省の小電力機器の担当部署に相談をいただく必要がある。 〈ご参考：総務省HP・ドローン等に用いられる無線設備について〉 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
89	4	航空交通環境の整備	○			増大する航空需要に対応するため、将来の航空交通システムに関する長期ビジョン（CARATS）の推進によるCNS（通信・航法・監視）・ATM（航空交通管理）の各分野における新技術の導入	○							1	1	既に現行計画の項目「4(1)増大する航空需要への対応及びサービスの充実」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 将来の航空交通システムのあり方を定めたCARATSを策定し、国内管制空域の再編、データ通信の導入、通信・航法・監視技術や情報システムの高度化及びこれらを活用した運用改善として、CNS・ATMの各分野における新たな技術・運用方式の導入等に取り組んだ。
90	4	航空交通環境の整備			○	安全で効率的な航空交通システムの確立	○							1	1	既に現行計画の項目「4(1)増大する航空需要への対応及びサービスの充実」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 将来の航空交通システムのあり方を定めた「将来の航空交通システムに関する長期ビジョン（CARATS：Collaborative Actions for Renovation of Air Traffic Systems）」を産官学の関係者で策定し、国内管制空域の再編、新たな技術・運用方式の導入等に取り組み、航空交通量の増大に対応するとともに、安全性や利便性の向上等を図った。
91	4	航空交通環境の整備	○			聴覚障害者に配慮し、従来の聴覚的な方法・仕組に加えて新規に視覚的な方法・仕組を作るといったハード施策の推進	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、空港関係者が施設計画を具体的に検討する際の参考として「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（平成30年10月改正）」を策定し周知しているところであり、引き続き関係事業者とも連携し改善に努めてまいりたい。
92	4	航空交通環境の整備	○			高齢者や障害の有無等に関わりなく安全安心に空港利用が可能な施設の整備、駅からのアクセス、カウンターから出発ゲート、機内から到着ゲートへのアクセスの改善	○							1	1	既に現行計画の項目「4(1)増大する航空需要への対応及びサービスへの充実」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 なお、空港関係者が施設計画を具体的に検討する際の参考として「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（平成30年10月改正）」を策定し周知しているところであり、引き続き関係事業者とも連携し改善に努めてまいりたい。
93	4	航空交通環境の整備	○			管制指示のより確実な伝達の観点から、音声による無線交信は認識の齟齬が生じる脆弱性は否めず、音声以外での管制指示伝達方法を構築すべき	○							1	1	情報の文字化によるミスの低減とワークロードの軽減を図るため，現在活用されているデータリンク通信の航空路空域での利用のさらなる促進を行う。 既に現行計画の項目「４航空交通環境の整備　（２）航空交通の安全確保等のための施設整備の推進　ア　データリンク通信の利用拡大」の２段落目に、意見内容と同旨の記載（「データリンク通信の航空路空域への導入を順次進める。」）が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
94	4	航空交通環境の整備	○			ヒューマンエラーの防止	○							1	1	既に現行計画の項目「4(3)空港の安全対策等の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 安全情報分析委員会において、安全上のトラブル等の発生要因やその背景等の客観的分析を行う他、機材不具合、ヒューマンエラー等への対応策を検討し、その結果を航空安全当局の安全施策に反映するなど、予防的安全対策に活用しているところ、引き続き取り組んでまいりたい。
95	4	航空交通環境の整備		○		ヒューマンエラーによる事故防止など航空関係従事者に対する事故防止対策の徹底	○							1	1	既に現行計画の項目「4(3)空港の安全対策等の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 安全情報分析委員会において、安全上のトラブル等の発生要因やその背景等の客観的分析を行う他、機材不具合、ヒューマンエラー等への対応策を検討し、その結果を航空安全当局の安全施策に反映するなど、予防的安全対策に活用しているところ、引き続き取り組んでまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
96	4	航空交通環境の整備	○			滑走路誤侵入防止のため、空港設備（停止線灯等）の拡充や航空機衝突防止システムの改修（滑走路上の機材に対する衝突防止）	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、滑走路誤進入に係る対策に取り組んでいるところ、引き続き関係者一丸となって着実に進めるとともに、最終的には、運輸安全委員会の事故調査報告も踏まえ、必要な対策を講じてまいりたい。
97	4	航空交通環境の整備	○			業界全体でのRunway Safetyの取り組みの推進を目的とした総合的な滑走路安全行動計画の策定	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、航空局において、滑走路上の安全確保のため関係主体が果たすべき役割や取組を取りまとめた滑走路安全行動計画（RSAP：Runway Safety Action Plan）を策定予定である。
98	4	航空交通環境の整備	○			走路誤進入防止対策の推進を目的とした、各空港の実情に応じた柔軟な方針の検討、施設整備が必要な場合は補助金の交付	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、滑走路誤進入に係る対策に取り組んでいるところ、引き続き関係者一丸となって着実に進めるとともに、最終的には、運輸安全委員会の事故調査報告も踏まえ、必要な対策を講じてまいりたい。
99	4	航空交通環境の整備	○			制限区域内事故防止対策の推進を目的とした、海外空港を含む優良事例の共有、全国の制限区域内事業者が閲覧可能な事故事象DBの構築、無事故事業者の表彰	○							2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、制限区域内事故の未然防止対策の一環として、発生事案に係る原因や再発防止策等を全国の空港管理者に水平展開するなどの取組を行ってきたところ。今後、各空港管理者に対する安全意識の更なる向上に資する取組を進めていくとともに、各事業者に対しては、既存システムを活用し、不安全情報をオンラインで共有するとともに、各事業者による有効な未然防止の事例について積極的に情報収集し、同オンラインシステムを用いて他の事業者に展開できるような仕組みの構築を検討している。また、海外の空港における有効な取組についても、可能な範囲内で展開していく考えである。無事故事業者への表彰制度については、安全意識の醸成に有効な取組として検討してまいりたい。
100	4	航空交通環境の整備	○			滑走路誤進入等のインシデント防止のため、「羽田空港航空機衝突事故対策委員会」での検討を生かした安全対策の実行	○							1	1	令和6年6月に公表された「羽田空港航空機衝突事故対策委員会」の中間取りまとめを踏まえ、滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化、管制業務の実施体制の強化などの取組について着実に推進しているところ、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。
101	4	航空交通環境の整備	○			各社共用で使用できる航空機地上支援機材（GSE）の配備	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」中間とりまとめにおいて「業務効率化を着実に進めていく」との記載があるが、各社共用で使用できるものを含めたGSE車両などの資機材を導入することに対して支援をしているところ。
102	4	航空交通環境の整備	○			航空機地上支援機材（GSE）配備台数の削減によるエプロン（駐機場）環境の改善（旅客搭乗橋（PBB）、エアコン、地上電源、作業台などの共有）	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、エプロンの狭隘化が進んでいる空港がある旨は承知しているところだが、GSE車両などの資機材の共有化は、GSE車両の配備台数の削減及びGSE車両置き場の削減による現在のエプロンのスペース確保・有効活用に資すると考えられる。そのような各社共用で使用できるものを含めたGSE車両などの資機材を導入することに対して支援をしているところ。
103	4	航空交通環境の整備	○			昨今の気候変動に伴う、猛暑に対応した空港施設（空調設備）の整備および向上（荷捌き場、駐機場等への空調設備の配備）	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、昨今の気候変動への対応を含め、グランドハンドリングの厳しい労働環境の改善については、空港業務の持続可能性を高めていくために重要であり、空調設備を備えた共用休憩室の整備や、荷捌き場における共用のスポットクラーや大型扇風機の設置等の「職場環境改善」に向けた取組に対する補助等を実施しているところ。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
104	4	航空交通環境の整備	○			一部空港に導入される停止表示灯火等の設備について、その他空港への設置拡大（性能向上の模索を含む）	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、滑走路誤進入に係る対策に取り組んでいるところ、引き続き関係者一丸となって着実に進めるとともに、最終的には、運輸安全委員会の事故調査報告もふまえ、必要な対策を講じてまいりたい。
105	4	航空交通環境の整備	○			老朽化した空港基本施設の計画的な更新整備に関する財政支援	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、滑走路等の空港基本施設は、まずは、空港管理者が、老朽化対策に関する措置を講じていくものと考えている。その上で、国土交通省としても各空港管理者と連携しながら、空港の老朽化対策に関する取組を進めてまいりたい。
106	4	航空交通環境の整備	○			空港の安全対策等の推進における災害への対応力の強化のため、空港ビル内での非常用電源を72時間確保	○							1	1	既に現行計画の項目「4(3)ウ(ア)災害への対応力の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。非常用電源の必要性について、A2-BCP（空港BCP）ガイドラインに記載し、全ての空港においてA2-BCPを作成しているところであり、引き続き対応力の強化に努めてまいりたい。
107	4	航空交通環境の整備	○			大災害発生時のヘリコプターの駐機スポットが絶対的に足りないことを踏まえた、災害発生時を想定した余裕のある空港運用、非常時運用の策定、駐機場の拡張	○							1	1	既に現行計画の項目「4(3)ウ(イ)空港インフラの強靱化の推進」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、「災害時における緊急物資輸送拠点としての機能確保」として対策を進めていくこととしているところ、次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。今後、空港間および関係省庁と連携し、真に必要なスポット数や運用方法の検討に取り組んでまいりたい。
108	5	無人航空機等の安全対策		○		自動運転によるドローン宅配や小型有人飛行移動機に関する事業認可制度や交通システム等の整備	○							1	1	令和5年のレベル3.5飛行制度導入や令和7年3月の多数機同時運航（操縦者よりも多数の無人航空機を自動操縦等により同時運航させること）を安全に行うためのガイドライン策定等、安全を確保しつつ、利用者利便の向上とドローン宅配を含むドローンの事業化推進を目的とした環境整備を進めてきた。今後、無人航空機の交通管理（UTM）について、今年度内にUTMサービスプロバイダ認定要件を策定予定であることに加え、ドローンの技術の進展や無人航空機を取り巻く環境の変化、現在の無人航空機による事業の実態等を踏まえつつ、無人航空機の制度の見直しや環境整備を継続的に進めてまいりたい。 また、「空飛ぶクルマ」については、令和7年の大阪・関西万博における二地点間運航の実現のため、機体や運航の安全基準、操縦者の技能証明や離着陸場に関する必要な制度整備を行うとともに、安全性の審査や交通管理に必要な施設整備等を進めた。今後、万博以降の運航拡大に向けて、多様な機体や高度な運航等に対応するための制度整備等を進めてまいりたい。以上より、交通管理や「空飛ぶクルマ」等に係る必要な制度整備について、可能な範囲で次期計画に記載していく。
109	5	無人航空機等の安全対策	○			ドローン対策（有人・無人を問わず）に関する法整備	○							1	1	無人航空機（ドローン）については、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することを目的として、これまで主に3度航空法の改正を行い、制度整備を実施してきたところ。まず最初の改正として、平成27年に、無人航空機の定義を設けるとともに、飛行空域や飛行方法等に係るルールを整備し、2回目の改正として令和2年に、無人航空機の事故発生時の原因究明等を確実に実施できるよう、無人航空機の所有者を把握するため、無人航空機の登録制度を整備した。そして3回目の改正として、令和3年に有人地帯における目視外飛行、いわゆるレベル4飛行を実現すること等を目的として、機体の安全性及び操縦士の技能を国として証明する制度等を整備し、現在に至っている。今後も、技術の進展等を踏まえて、必要な制度整備を順次進めていくところ、今後の制度整備について可能な範囲で記載していく。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
110	5	無人航空機等の安全対策	○			無人航空機の法整備及び有人機と同様な整備基準等の設定、整備資格の設定	○							3	2	無人航空機については、「航空法」において、飛行禁止空域や飛行の方法、これらの空域における飛行や規定の飛行の方法によらない飛行のための許可・承認等の基本的なルールを定めている。また、無人航空機の所有者等の把握や安全上問題のある機体の排除を通じた飛行の更なる安全性向上を図るために、機体登録を義務化し、レベル4飛行の実現のために、機体認証制度や操縦者技能証明制度等を導入している。 無人航空機の点検・整備については、使用者が整備義務を負っているところ、現時点では資格を有する整備士による整備義務等は課されていないが、整備士資格を含めた無人航空機の整備のあり方については、機体の大型化等の無人航空機の開発状況等を踏まえて検討を行っていくべき課題と認識している。このため、無人航空機の整備のあり方については、無人航空機の開発状況等も踏まえて検討を行っていく必要があることから、現時点で次期計画に記載するのは困難である。
111	5	無人航空機等の安全対策	○			無人航空機と従来の航空機が混在する空域の安全確保を目的とした無人航空機に関する法整備	○							3	1	無人航空機と従来の航空機が混在する空域の安全確保を目的として、航空法において、空港周辺や地表又は水面から150m以上の高さにおける無人航空機の飛行を禁止することで航空機との空域の分離を図ってきたことに加え、無人航空機を飛行させる者の遵守事項として、航空機又は他の無人航空機の衝突を予防するよう飛行させることを定めている。 なお、現行計画に記載はないものの既に措置済みの内容であるため次期計画に記載する予定はない。
112	5	無人航空機等の安全対策	○			小型航空機、無人機、空飛ぶクルマ、相互間の空中衝突とニアミスの防止を目的とした、飛行位置データ利用の拡大、無人機等の安全基準、安全装置の検討	○							1	1	現状、無人航空機の安全基準としては航空法において、空港周辺や地表又は水面から150m以上の高さにおける無人航空機の飛行を禁止することで航空機との空域の分離を図ってきたことに加え、無人航空機を飛行させる者の遵守事項として、航空機又は他の無人航空機の衝突を予防するよう飛行させることを定めている。 その上で、今後の無人航空機の運航の高密度化や、空飛ぶクルマの実用化により低高度を飛行する有人機が増加する段階に向けて、無人航空機同士及び無人航空機と有人機の接近や衝突のリスクを軽減するため、無人航空機の運航を適切に管理するための枠組みとして運航管理（UTM）システムの導入を段階的に進めることとしており、まず、UTMサービスを提供するプロバイダの認定要件を今年度策定予定であることに加え、将来的には、UTMの高度化等により、無人航空機や空飛ぶクルマ等多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し、当該空域に対して飛行前から飛行後まで一環した交通管理(低高度空域管理)を行う環境の構築を目指すこととしている。このため、ドローンの運航管理については現行計画に記載しているところ、次期計画にも今後導入を検討しているUTMについて記載する予定である。
113	5	無人航空機等の安全対策	○			無人航空機運航に関わる各種制度・空域等の整備	○							1	1	無人航空機（ドローン）については、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することを目的として、これまで主に3度航空法の改正を行い、制度整備を実施してきたところ。まず最初の改正として、平成27年に、無人航空機の定義を設けるとともに、飛行空域や飛行方法等に係るルールを整備し、2回目の改正として令和2年に、無人航空機の事故発生時の原因究明等を確実に実施できるよう、無人航空機の所有者を把握するため、無人航空機の登録制度を整備した。そして3回目の改正として、令和3年に有人地帯における目視外飛行、いわゆるレベル4飛行を実現すること等を目的として、機体の安全性及び操縦士の技能を国として証明する制度等を整備し、現在に至っている。今後も、技術の進展等を踏まえて、必要な制度整備を順次進めてまいりたい。 なお、無人航空機運航に関わる各種制度・空域等の整備については現行計画に記載しており、次期計画にも必要な制度整備について可能な範囲で記載していく。
114	5	無人航空機等の安全対策	○			無人航空機（ドローン）との衝突、干渉回避のための空域設定、情報共有	○							1	1	低高度空域ユーザーの飛行の安全を担保するためには、無人航空機同士及び無人航空機と有人機の接近や衝突のリスクを軽減するための適切な運航管理が必要であるところ、無人航空機の運航管理（UTM）システムの段階的な導入を進めており、令和7年度には、UTMサービスプロバイダ認定要件を策定するべく検討を進めている。今後の無人航空機の運航の高密度化や、空飛ぶクルマの実用化により低高度を飛行する有人機が増加する段階に向けて、将来的には、UTMの高度化等により、無人航空機や空飛ぶクルマ等多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し、当該空域に対して飛行前から飛行後まで一環した交通管理(低高度空域管理)を行う環境の構築を目指すこととしている。また、無人航空機と有人機に関わる情報共有のあり方の検討についても、引き続き進めて参りたい。このため、ドローンの運航管理については現行計画に記載しているところ、次期計画にも今後導入を検討しているUTMについて記載する予定である。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
115	5	無人航空機等の安全対策	○			無人航空機等の安全対策に係る操縦ライセンス・運航管理等に係る制度の検討・整備	○							1	1	無人航空機を飛行させるための必要な知識・能力を証明する制度として無人航空機操縦者技能証明制度（ライセンス制度）を設けている。 また、運航管理に係る制度については、今後の無人航空機の運航の高密度化に当たって、無人航空機同士及び無人航空機と有人機の近接や衝突のリスクを低減するための適切な運航管理が必要となるところ、無人航空機の運航管理システム（UTM：UAS Traffic Management）の段階的導入を検討している。このため、ドローンの運航管理については現行計画には記載しているところ、次期計画にも今後導入を検討しているUTMについて記載する予定である。
116	5	無人航空機等の安全対策		○		ドローン運行管理システム(UTM)の整備に係る制度設計	○							1	1	ドローンの運航管理システム（UTM）の整備については、段階的に導入を図っていくこととしており、令和7年度にStep2としてUTMサービスプロバイダ認定要件を策定するべく検討を進めている。今後、一部動態情報の把握を可能とするStep2の中後期やStep3の空域指定制度の実現に向けて、さらなる検討を進めていくこととしている。このため、ドローンの運航管理については現行計画に記載しているところ、次期計画にも今後導入を検討しているUTMについて記載する予定である。
117	5	無人航空機等の安全対策		○		ドローンの飛行許可状況のリアルタイム情報が把握できていないことを踏まえた許可状況の情報共有システム化	○							3	2	無人航空機を飛行させるにあたっては、識別措置の一環として、電波で自機の識別情報を常時発信するリモートIDの搭載を求めている。 また、原則として無人航空機の飛行許可承認等の各種手続きはDIPS（ドローン情報基盤システム）において行うこととなるが、DIPS内では各手続きの審査等の進捗状況が確認できるようになっている。その上で、飛行中の無人航空機がどのような許可等を受けているかをリアルタイムで確認できるようにすることは、行政文書管理の観点から課題が多いものと認識しているが、無人航空機の飛行の実態等を踏まえて、許認可状況の情報共有システム化が必要かどうか含め今後検討してまいりたい。 以上より、情報共有システム化の要否を含めて今後検討を行う必要があることから、現時点で次期計画に記載するのは困難である。
118	5	無人航空機等の安全対策	○			「空飛ぶクルマ」の安全対策のため、空域や電波に関する確実な管理を含む運航等の環境整備の推進	○							1	1	「空の移動革命に向けた官民協議会」において、交通管理含め運航等に関する議論を行っており、必要な環境整備に取り組んでまいりたいと考えており、可能な限り次期計画に反映する予定である。
119	5	無人航空機等の安全対策	○			「空飛ぶクルマ」の安全対策に係る操縦者の技能証明，運航安全基準等の安全の確保	○							1	1	「空の移動革命に向けた官民協議会」において、操縦者の技能証明、運航安全基準等に関する議論を行っており、必要な基準等の整備を行い、安全の確保に努めてまいりたいと考えており、可能な限り次期計画に反映する予定である。
120	5	無人航空機等の安全対策		○		「空飛ぶクルマ」等に関する管制圏、飛行禁止空域等の周知、ルール化	○							1	1	ご意見内容の意図するところが定かではないが、「空の移動革命に向けた官民協議会」において、交通管理を含め空飛ぶクルマの運航に関する議論を行っており、必要な環境整備を行ってまいりたいと考えており、可能な限り次期計画に反映する予定である。
121	5	無人航空機等の安全対策		○		「空飛ぶクルマ」離発着場所(パーティポート)周辺のドローン等の規制に係る制度設計	○							3	2	航空法第38条の許可を受けたバーティポートについては、航空法第132条の85第１項第１号及び航空法施行規則第236条の71第１項第２号に基づきバーティポート及びその周辺における無人航空機の飛行が禁止されており、当該空域において無人航空機を飛行させる場合には国土交通大臣の許可が必要となる。また、バーティポート周辺を含めて無人航空機を飛行させる場合には、航空法第132条の86第１項第３号に基づき、無人航空機を飛行させる者は、航空機（空飛ぶクルマを含む）又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させる等の対応をとることが義務づけられている。上記のとおり、バーティポート周辺でのドローン等の規制については、現時点においても一定程度整備されているため、次期計画に記載する予定はない。
122	6	救助・救急活動の充実		○		航空事故発生時の救助救難体制の確立	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、令和6年1月の羽田空港航空機衝突事故での対応等も踏まえつつ、現行の空港消防体制、機体特性等反映した自治体消防機関が参考とすべき航空機事故対応の資料作成に向け関係機関との検討を進めてまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
123	6	救助・救急活動の充実	○			空港の更なる機能強化に伴う消防救難体制の整備を目的とした、高機能消防車購入に対する補助金の交付、航空機の新材料の特性に合わせた消火法の確立	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、令和6年1月の羽田空港航空機衝突事故での対応等も踏まえつつ、現行の空港消防体制、機体特性等反映した自治体消防機関が参考とすべき航空機事故対応の資料作成に向け関係機関との検討を進めてまいりたい。
124	6	救助・救急活動の充実	○			適切な救急車の利用の推進の啓発による、救助・救急の逼迫回避	○		○					3	3	救急車の適時・適切な利用を推進することで救急業務のひっ迫回避を図ることの重要性についてはご意見のとおりであるが、この取組は交通事故対策に特化して行っているものではないため、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策について定める交通安全基本計画に個別具体的に盛り込むことにはなじまないものと考える。
125	6	救助・救急活動の充実	○			後方医療機関から遠く、地域の医療資源が乏しい地区で、多数傷病者が発生した際に、地区の診療所や病院の施設を拠点とした受け入れ体制への支援の仕組みの構築	○		○			○		2	1	意見内容を計画に明記することについては検討を要するものであるが、現行計画の「イ　多数傷者発生時における救助・救急体制の充実」において多数傷者発生時の対応についての記載が盛り込まれており、次期計画においても同旨の内容を盛り込むことを考えている。 多数傷病者が発生した場合の対応については、消防庁においては、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等との連携による救助・救急体制の充実を図る。 多数傷病者の発生時においても、消防と連携して患者の適切な搬送や早期の治療が開始できるよう、ドクターカー運行マニュアルの定期的な改定を検討するとともに、ドクターヘリにおいては、今後より効率的な対応ができるように広域連携体制の構築を進める。 それと同時に、多数傷病者を受け入れる医療機関において医療資源が追い付かない場合においては、後方搬送調整等による都道府県の広域的な受け入れ体制の構築を平時より支援してまいりたい。
126	6	救助・救急活動の充実	○			救急蘇生法の普及のための講習会等へのヒト・モノ・カネの支援	○		○			○		1	1	既に現行計画の項目「6(2)消防体制及び救急医療体制の強化」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。空港職員に対する心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進しているところ引き続き取組を進めてまいりたい。 また、各地域の消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等において、住民に対する応急手当の普及講習等が実施されている。交通安全基本計画の航空交通に関し、一般の住民に対する応急手当の普及講習等をどのように盛り込むかについては検討を要するものであるが、各地域の消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社等において、引き続き、応急手当の普及講習等の取組を実施していくものと考える。
127	7	被害者支援の推進	○			被害者及びご遺族への経済的支援に加えた精神的な支援	○							1	1	既に現行計画の施策の柱「7　被害者支援の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 被害者支援については、事業者が一義的かつ主体的に対応すべきものではあるが、加害事業者として被害者への対応が困難な場合がある点、被害者が必要とする支援が多岐にわたる点などから、これからも必要に応じて対応してまいりたい。
128	7	被害者支援の推進		○		航空事故発生時の被害者支援の推進	○							1	1	既に現行計画の施策の柱「7　被害者支援の推進」に意見内容の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 被害者支援については、事業者が一義的かつ主体的に対応すべきものではあるが、加害事業者として被害者への対応が困難な場合がある点、被害者が必要とする支援が多岐にわたる点などから、これからも必要に応じて対応してまいりたい。
129	8	航空事故等の原因究明と事故等防止		○	○	航空事故防止策の強化	○							1	1	既に現行計画に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 航空交通の安全を確保し事故発生を防止するため，安全監督を推進するとともに，航空保安施設の整備，航空保安業務の近代化，空港施設の整備等の施策を推進してきたところ引き続き取り組んでまいりたい。

	意見に関連する第11次計画の施策の記載		意見提出団体			意見内容	意見に関係する府省庁							意見に対する関係府省庁からの回答		
整理番号	柱番号	施策の柱	関係団体	都道府県	市区町村	今後、2030年度までに国に期待する主な交通事故対策	国土交通省	気象庁	消防庁	総務省	警察庁	厚生労働省	文部科学省	計画の記載状況	施策の実施状況	回答
130	9	航空交通の安全に関する研究開発の推進	○			AI等を使った安全に係る支援機器の開発	○							1	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、AI技術を活用した空港地上支援業務のDX化に係る取組等を推進してきたところであり、引き続き先進技術活用を促進してまいりたい。
131	9	航空交通の安全に関する研究開発の推進	○			安全を支える技倆の維持・確保を目的とした、省力化、省人化を実現する航空イノベーションの推進	○						○	2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、AI技術を活用した空港地上支援業務のDX化に係る取組等を推進してきたところであり、引き続き先進技術活用を促進してまいりたい。
132	9	航空交通の安全に関する研究開発の推進	○			従業員が安全に働くことが出来る労働環境の確保のため、空港設備など各社が利用できるDXによる省人化・省力化の取り組み（機器の品質改善なども含め）の推進しやヒューマンエラーが抑制できる環境の整備	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、グランドハンドリングや保安検査等の空港業務については、「職場環境改善」や空港業務DXによる「業務効率化」に向けた取組に対する補助等を実施しているところであり、また今般の航空法その他の関係省令の改正案によって国がグランドハンドリング事業者に対して直接調査を実施し、そのうえで必要な再発防止策の検討などを求めていく予定としている。これらの取組を通じて、グランドハンドリング事業の安全性向上を促してまいりたい。
133	9	航空交通の安全に関する研究開発の推進	○			脱炭素社会へ向けた取り組みとして、CO2排出に伴い航空交通離れが起きないよう、新型燃料や新型航空機の開発支援	○						○	3	3	安全を最優先すべきと認識しているが、持続可能な航空業界を目指すためには、脱炭素の取り組みと両立させることが肝要である。この点、ご意見内容は交通安全の観点ではないことから、この場において検討になじまない。
134	10	その他	○			小型航空機運送事業者と大型航空機運送事業者との安全行政、内容等の区分け	○							1	1	既に現行計画の項目「2航空機の安全な運航の確保」に意見内容と同旨の記載が盛り込まれており、今後次期計画にも同旨の記載を盛り込むことを考えている。 国際標準や諸外国の基準等を踏まえ、使用する航空機の大きさ等に応じた基準を定めているところ、引き続き、国際標準や諸外国の基準等の動向を注視して必要な対応を図ってまいりたい。
135	10	その他	○			従業員の安全に働くことが出来る労働環境の確保のため、警察官の更なる巡回や監視体制の強化（ロビー内や航空機にすぐ駆けつけられるようになど）	○				○			3	3	空港施設における警察官の巡回は従業員の労働環境確保を直接の目的としてはおらず、警察においては、空港におけるテロやハイジャック等の未然防止を図るため、空港管理者等と連携し、空港における警戒警備を徹底している。
136	10	その他	○			各種安全活動実施のための人員確保のための、事業会社、関連団体等に対する人員確保(人出し)の協力要請	○							2	1	ご意見内容の意図するところが定かではないが、航空交通の安全を確保するための取組を行っているところ、引き続き推進してまいりたい。
137	10	その他	○			パニック障害などを引き起こした精神障害者や発達障害者の乗機を航空会社が断らなくてもよいよう、専門家を交えた「乗機を断らない」ための対策の検討	○							2	1	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、航空会社では、全ての方が安心して航空機をご利用いただけるよう、障害特性や様々な場面を想定した教育訓練を実施するなど、各社において対策を講じており、必要に応じて、お客様の健康状態を考慮し、別な便に振り替えるなど最善の対応を講じている。 国土交通省としては、引き続き関係する皆様からご意見をいただきながら、航空会社に対して、理解と協力を求めていく。
138	10	その他	○			従業員が安全に働くことが出来る労働環境の確保のため、カスタマーハラスメントに対応した法整備の早期制定	○					○		2	2	意見内容を計画に盛り込むことについては検討を要するものであるが、カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上の措置を義務付けることとした労働施策総合推進法等改正法が成立したところであり、令和4年に厚労省が作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を広く航空業界にも周知するなど、引き続き取り組んでいく。
139	10	その他	○			従業員が安全に働くことが出来る労働環境の確保のため、暴力、脅迫などに対するガイドライン等の作成	○				○	○		3	2	犯罪行為である暴力・脅迫の場合は、警察への通報を検討頂くことが適切であると考えており、本計画においては検討になじまないが、どのような内容のガイドラインを必要としているのかなど事業者と連携して対応を検討したい。 また、厚労省作成の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」において、暴力、脅迫、その他の行為への対応例が示されているので参考にしていただきたい。